

厚生労働科学研究費補助金

障害者政策総合研究事業

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

平成30年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 今橋 久美子

平成31(2019)年 3月

研究報告書目次

目 次

I．総括研究報告

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

今橋 久美子 1

II．分担研究報告

1．障害者の意思決定支援の効果に関する研究

飯島 節 5

2．意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、 研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証に関する研究

曽根 直樹 9

III．研究成果の刊行に関する一覧表

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

研究代表者：今橋 久美子 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 研究員

研究要旨

本研究は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス利用者の意思決定の促進を目的とし、同サービスを提供する事業所の職員および利用者を対象に、現行案の意思決定支援ガイドラインがどのように意思決定に役立てられているか、実態を把握するとともに有効な活用方法を明らかにする。また、障害者の意思決定支援ガイドラインを活用した研修については、標準的な研修プログラム及び研修テキストが存在しないため、開発し普及することが必要である。これらの状況を踏まえて、障害特性や支援ニーズに応じたガイドラインへの追加項目や具体的な利用方法、人材育成方法について提言する。

今年度は、サービス提供過程における現行の意思決定支援の実施状況を明らかにした。また研修の先行事例を収集し、研究協力者を交えて研究会議を開催し、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、意思決定支援ガイドラインを現場で活用できるようにすることを目的とした、普及可能な意思決定支援研修プログラム及び研修教材、研修テキストを開発し、試行的な意思決定支援研修を2回実施した。研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受け、それらを内容に反映した上で完成させた。

研究分担者

曽根直樹：学校法人日本社会事業大学
大学院福祉マネジメント研究科 准教授

中島八十一：国立障害者リハビリテーションセンター 顧問

飯島 節：介護老人保健施設ミレニウム
桜台施設長

A．研究目的

本研究は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス利用者の意思決定の促進を目的とし、同サービスを提供する事業所の職員および利用者を対象に、現行案の意思決定支援ガイドラインがどのように意思決定に役立てられているか、実態を把握するとともに有効な活用方法を

明らかにする。

これまで、障害者の意思決定については、知的障害者および発達障害者を含む精神障害者を中心に先行研究が行われており、かつそれらの研究は「意思決定が著しく困難と思われるグループ」や「意思決定を欠く状況にあると思われるグループ」を対象とし、サービスも療養介護、生活介護、就労継続支援、相談支援を主としてきた。意思決定プロセスについては、複数のモデルが提唱されてきたが、共通して含まれる基本的段階は、1.問題状況の識別・発見、2.行動の代替案の選択、3.特定の代替案の選択の3つとされる。

障害者の意思決定を考えると、上記

の最後の段階である「選択肢からひとつを選び出す」部分と選び出す能力の有無、そして代行決定の是非のみが注目されやすい。しかしながら、最初の2つの段階における支援のあり方については十分に検討が行われていない。

そこで本研究では、対象を障害や難病のある人、かつ「判断能力はあるが、意思決定に不可欠な情報へのアクセスや整理、意思表示に支援を要すると思われるグループ」まで拡大し、サービスも自立訓練や就労移行支援等に焦点を当て、意思決定モデルの各段階における支援のあり方を考察する。

また、障害者の意思決定支援ガイドラインを活用した研修については、標準的な研修プログラム及び研修テキストが存在しないため、開発し普及することが必要である。

これらの状況を踏まえて、障害特性や支援ニーズに応じたガイドラインへの追加項目や具体的な利用方法、人材育成方法について提言する。

B．研究方法

1) サービス提供過程における意思決定支援の実施状況把握

サービス提供過程における意思決定に係る事項を洗い出し、ガイドラインをはじめ意思決定支援ツールとの照合を行う。また先行する認知症高齢者の意思決定支援に関する文献調査を行い、「意思決定」

に関する実態を明らかにし、対応について検討する。

2) 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証に関する研究

研修の先行事例を収集し、研究協力者を交えて研究会議を開催し、意思決定支援研修プログラム及び研修教材、研修テキストを開発する。それらを用いて試行的な意思決定支援研修を2回実施し、研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受ける。

（倫理面への配慮）

所属する施設の倫理審査委員会の承認を経て実施する。個別調査ではインフォームドコンセントを徹底し、承諾を得る。対象者の個人情報等に係るプライバシーの保護ならびに如何なる不利益も受けないように十分に配慮する。

C．研究結果

1) サービス提供過程における意思決定支援の実施状況把握

所属機関の研究倫理審査委員会の承認を得て、昨年度に引き続き、障害福祉サービス（計画相談支援、就労移行支援）等利用者7名を対象に、サービス等利用計画、個別支援計画および支援会議を含めたサービス提供過程における意思決定に係る事項を抽出した。

そのうち、計画相談支援利用者3名につ

いて、サービス等利用計画とモニタリングから、意思決定支援に係る記載・実施事項を抽出し、次の4段階に分類した。

- 1) 本人の意思確認および日常生活の様子・関係者からの情報
- 2) 本人の判断能力・自己理解・心理的状况等
- 3) 本人の生活史等・人的・物理的環境等のアセスメント
- 4) 体験を通じた選択の検討

対象者3名とも計画相談支援を経て、サービス等利用計画に基づき障害福祉サービスを利用していた(表1)。心身の状態変化に伴い、長年慣れた作業が困難になったり、新しいことに挑戦する機会を逸していたり、それらの状況を我慢していたりする場面では、相談支援専門員が、本人の意向に沿って周囲への意思表示や意見調整の支援を行っていた。また相談支援専門員は、就労だけでなく、住まいや対人関係の相談にも応じていた。定期的なモニタリングの結果、A氏は体験利用を経て通所先を変更し、B氏は独居生活を実現した後に一般就労し、C氏は施設外支援を導入してステップアップを図った。

また、認知症高齢者の意思決定支援に関する先行研究分析の詳細は分担研究報告(飯島)に記載した。

2) 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成

検討委員会を11回開催し、研修プログラムの構成や研修内容、研修教材、研修テキストの開発に向け検討した。研修内容については、厚生労働省障害福祉課が公表した

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に加えて、同省老健局から公表された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、大阪家庭裁判所裁判官が関与し意思決定支援研究会が公表した「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」も参照し、主に最善の利益の取り扱いについての整合性について検討した。

また、研修教材を用いて2回試行的研修を実施した。研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受け、それらを内容に反映した上で完成させた。詳細は分担研究報告(曽根)に記載した。

D. 考察・結論

1) サービス提供過程における意思決定支援の実施状況把握

計画相談支援における障害者の意思決定に係る事項を4段階ごとに抽出分類し、比較検討することで、意思決定に影響する促進・抑制要因が明らかとなった。職場環境のみならず、意思疎通や、社会資源の紹介、住まいや対人関係の調整など、包括的なモニタリングと支援を導入することで利用者の意思が明確になり、自己決定や自己実現につながっていた。

また、厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」と日本老年看護学会の「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明2016」については、ともに高齢者ばかりでなく一般の障害者にも適用しうる内容を含んでおり、

とくに厚生労働省によるガイドラインは障害者一般の意思決定支援の基本的な指針になりうるものと考えられる。

2) 意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証について研究を行った。

2回に渡る試行的研修の受講者に対する調査結果から、研修内容の理解度及び研修講師としての再現性について概ね良好な評価を得ることができた。

検討会議で議論になった、意思決定支援ガイドラインにおける「最善の利益」の位置づけについては、本研究事業が意思決定ガイドラインを所与のものとして、その普及を図るための研修プログラムや研修資料の開発が目的であり、意思決定支援ガイドラインの内容への検討が目的ではないため、今後の見直しに向けての検討課題として指摘しておきたい。

また、研修の開催経費については、平成31年(2019年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場

合、補助の対象となることが、厚生労働省が平成31年3月7日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

しかし、研修の講師養成の仕組みがないため、民間の自主的な取組に依存せざるを得ない。また、意思決定支援ガイドライン研修は制度上位置づけられていない任意の研修であるため、研修の実施について自治体が積極的に取組むよう周知を図ることが必要である。

F．健康危険情報 なし

G．研究発表

1. 今橋久美子, 小林ますみ, 中島八十一, 飯島節. 障害者の意思決定支援の効果に関する研究. 日本リハビリテーション連携科学学会 第20回大会. 2019/3/16～17, 愛知.
2. Imahashi K. Decision making support for recipients of the rehabilitation service. 4th International Conference on Healthcare & Life-Science Research. 2018/7/14～15, Bangkok.

H．知的財産権の出願・取得状況 なし

表1 意思決定に影響する促進要因(青)・抑制要因(赤)

	A氏(40代男性)	B氏(30代男性)	C氏(20代男性)
本人の意思確認および日常生活の様子・関係者からの情報	B型事業所で調理、接客病状の進行、再発のため通所先の変更希望 人と関わる場、ものづくり希望	グループホーム、B型事業所利用中 独居、一般就労を希望	B型事業所で調理、接客 調理スキルアップを希望 調理関連の学習・資格取得
本人の判断能力・自己理解・心理的状况等	判断はできるが、手続き方法や社会資源の情報不足 新しい環境への不安	対人不安が強い 事業所や関係者に意向を伝えられない	判断はできるが、手続き方法や社会資源の情報不足
本人の生活史等・人的・物理的環境等のアセスメント	約20年間同じB型事業所に通所	就労経験あり 通院加療中	就労経験なし 家族が本人の意向を尊重
体験を通じた選択の検討	希望にあう事業所を探し、体験・調整を経て変更	職場体験・調整を経て一般就労 希望にあう住まい探し	施設外支援の体験・調整を経て利用開始 イベントで出店での成功体験

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

障害者の意思決定支援の効果に関する研究

研究分担者：飯島 節 介護老人保健施設ミレニウム桜台施設長

研究要旨

障害者の意思決定支援のあり方を検討するために、厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」と日本老年看護学会の「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明 2016」を中心に検討した。ともに高齢者ばかりでなく一般の障害者にも適用しうる内容を含んでおり、とくに厚生労働省によるガイドラインは障害者一般の意思決定支援の基本的な指針になりうるものと考えられた。

A．研究目的

障害者の意思決定支援のあり方を検討するために、今年度は、意思決定およびその確認が困難とされる認知症を有する高齢者においてどのような意思決定支援が行われているか明らかにすることを目的とした。

B．研究方法

意思決定およびその確認がとくに困難とされる認知症を有する高齢者において行われている意思決定支援の実際を、国や学会等によって策定されているガイドラインを中心に調査した。

C．研究結果

厚生労働省は平成 30 年 6 月に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を発表した。

このガイドラインでは、意思決定支援とは本人の意思決定をプロセスとして支援するものであると定義し、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）および本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）から構成

されるとしている。また、このガイドラインは、認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、ある程度の意思決定能力を有していることを前提としており、それがまったく欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを提示しているわけではない。

この本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、またそれを自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的に考える力）、その意思を表明できるか（選択を表明できる力）によって構成されており、これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と意思決定支援活動は一体をなすとしている。さらに、この意思決定能力は、あるかないかの二者択一的ではなく、段階的・漸次的に低減・喪失されていくものであり、また社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化しうることへの配慮も必要であるとしている。

具体的な支援のあり方としては、早期から話し合いをはじめ、先を見通した意思決定支援を繰り返し行うこと、家族、医療福

祉関係者、地域近隣の関係者、成年後見人などによって日常的見守りや継続的支援を行う体制（意思決定支援チーム）をつくること、日常生活を通じて本人をよく知る人から情報を収集することなどが必要であるとしている。

日本老年看護学会は平成28年8月に「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明2016」を発表している。

これは急性期病院に入院する認知症高齢者は慣れない環境で興奮と混乱をきたしやすく、急性期病院において看護師は認知症高齢者の適切なケアに取り組みにくいという現状認識に基づいている。その要因として、認知症に対するマイナスイメージを払拭できないこと、さまざまな制約の中に置かれているにもかかわらず介護施設と同様のケアや成果を求められること、認知症高齢者の意向を共有するコミュニケーションスキルを手に入れていないため、患者の生活像と回復像を描き難く患者・家族を遠ざけたい思いになりがちなのが挙げられている。

日本老年看護学会の「立場」は8つからなり、「認知症高齢者へのマイナスイメージを払拭する」「治療優先環境のもとで認知症高齢者本人を擁護する」「急性期病院という制約下での本人重視の医療・ケアの推進策を提示する」「身体拘束を当たり前としない医療・ケア」などが述べられている。

D．考察

厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」は、対象を高齢者に限定しておら

ず、そのまま一般の障害者の意思決定支援に活用できる内容を含んでいる。

意思決定プロセスが意思形成支援、意思表示支援、および意思実現支援の三つの要素から構成されているとした上で、それぞれのプロセスにおける注意点を具体的に示している。これはあらゆる障害を持つ人の意思決定支援における原則として考慮されるべき内容である。

また、意思決定支援と一体を成すものとして、意思決定能力評価のあり方も示されている。すなわち、認知症を有する人の意思決定能力が、理解する力、認識する力、論理的に考える力、選択を表明できる力から構成されているとした上で、それが二者択一的でないこと、また意思決定能力が体調や環境などによって変動しうるものであることを強調している。これもあらゆる種類の障害を持つ人の評価に当てはまる内容であるが、認知症が進行性の疾患であることから、とくに連続的な変化に対応すべきことを強調している。

具体的な支援のあり方としてはチームで対応すべきことと、先を見通した支援が繰り返し行われるべきことが示されている。先を見通した支援を繰り返し行うことは、認知症では最終的にすべての意思決定能力が失われることからとくに重要視されることである。一方、一般の障害を有する人においては、成長、就職、結婚など、認知症を有する人の場合とは異なる将来を見据えた支援の継続が求められる。

日本老年看護学会の「立場表明」は、急性期病院では治療が最優先されるため、身体拘束が当然のように行われ、認知症高齢者の意思などほとんど顧みられないという

厳しい現実を反映している。こうした状況は、認知症高齢者ばかりではなく、知的障害者や精神障害者の急性期病院入院においても生じうる問題であり、現場の看護師が障害者の擁護者としての役割を果たすことが期待される。

E．結論

厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」と日本老年看護学会の「『急性期病院において認知症高齢者を擁護する』日本老年看護学会の立場表明 2016」を中心に検討した。ともに高齢者ばかりでなく一般の障害者にも適用しうる内容を含んでおり、とくに厚生労働省によるガイドラインは障害者一般の意思決定支援の基本的な指針になりうるものと考えられる。

F．健康危険情報

該当なし。

G．研究発表

1. 論文発表

- 1) 飯島 節：エンド・オブ・ライフ：日本老年医学会の立場表明．日本臨牀 76(Suppl. 5): 378-382, 2018.
- 2) 飯島 節：高齢者のリハビリテーションの特徴．日本臨牀 76(Suppl. 7): 671-675, 2018.
- 3) 飯島 節：せん妄との鑑別．日本医師会雑誌 147: S66-S67, 2018.
- 4) Ouchi Y, Toba K, Ohta K, Kai I, Shimizu T, Higuchi N, Shimazono S, Iijima S, Suwa S, Nishimura M, Ninomiya H, Aita K: Guidelines from the Japan Geriatrics Society for the decision-making processes in medical and long-term care for the elderly: Focusing on the use of artificial hydration and nutrition. Geriatr Gerontol Int. 18(6):823-827, 2018

2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

該当なし。

H．知的財産権の出願・取得状況

該当なし。

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証に関する研究

研究分担者：曾根 直樹 日本社会事業大学

研究要旨

研修の先行事例を収集し、研究協力者を交えて研究会議を開催し、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、意思決定支援ガイドラインを現場で活用できるようにすることを目的とした、普及可能な意思決定支援研修プログラム及び研修教材、研修テキストを開発し、試行的な意思決定支援研修を２回実施した。研修受講者に内容に関する理解度や研修の普及可能性等に関して評価を受け、それらを内容に反映した上で完成させた。

A. 研究目的

平成 25 年（2013 年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行された。

同法の（基本理念）第 1 条の 2 では、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることが明記され、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務として、意思決定の支援に配慮することを、次のように定めている。

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

このように、障害者総合支援法では、障害者の意思決定支援を重要な取組として位置付けている。

また、障害者総合支援法の附則第3条の検討規定には、法施行3年後を目途に、障害者の意思決定支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされた。

この検討規定に関しては、平成27年12月14日に社会保障審議会障害者部会の報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」が公表され、「意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。」という結論が示された。

そして、厚生労働省では、これに基づいて平成29年3月「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（以下、「意思決定支援ガイドライン」という。）」を公表した。

本研究では、意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストを開発する。また、開発した研修の受講前後における意思決定支援の認識の変化について評価を行い、研修の効果を検証する。これらを通じて、障害福祉サービス等の従事者の、意思決定支援に関する知識と技術の向上に資することを目的とする。

B. 研究方法

1. 検討委員会の設置

障害者の意思決定支援に知見のある研究者及び実務家による研究協力者を招聘し、個別の意見交換及び検討委員会を設置し、意思決定支援のプログラム及びテキスト作成について検討した。

（1）検討委員

研究分担者

- ・曾根直樹（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科准教授）

研究協力者

- ・水島俊彦（八戸法テラス弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員、英国エセックス大学ヒューマンライツセンター元客員研究員）
- ・長坂俊成（立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授）
- ・岩崎 香（早稲田大学人間科学学術院 准教授）
- ・名川 勝（筑波大学人間総合科学研究科 講師）

- ・西田良枝（社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも 理事長）
- ・本間奈美（社会福祉法人佐渡福祉会 相談支援専門員）

（２）検討委員会の開催状況

検討委員会を以下の通り行った。

※ 参加者の（S）はスカイプによる参加

第１回検討委員会

日時 平成 30 年（2018 年）5 月 6 日（日）10:00～12:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、岩崎香、西田良枝、長坂俊成、水島俊彦（S）、名川勝（S）、本間奈美（S）
於保真理（事務局）

検討事項

1. 平成 30 年度の研究内容
 - （１）研修カリキュラム作成
 - （２）講師用テキスト作成
 - （３）受講者用テキスト作成
 - （４）研修用映像の作成、解説
 - （５）テスト研修（最低 2 回）の実施（2018 年 12 月、2019 年 2 月目途）
 - （６）テスト研修の前後に行うアンケート調査の結果を元に、研修効果を評価するとともに改善を加える
2. 研修の目標
 - （１）利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
 - （２）「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
 - （３）受講者が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
 - （４）意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
 - （５）受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする
 - （６）研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する
3. 研修の対象者
 - （１）相談支援専門員
 - （２）サービス管理責任者
 - （３）その他「意思決定支援責任者」に該当する職員
4. 研修の規模
 - （１）全体講義 120～200 人 2 時間×2
 - （２）個別ワークショップ 20～50 人 × 2～4 テーマ

第2回検討委員会

日時 平成30年（2018年）5月27日（日）10:00～12:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、本間奈美（S）、西田良枝、名川勝（S）、長坂俊成、岩崎香
小川孔美（ゲストスピーカー・埼玉県立大学保健医療福祉学部准教授）

片桐公彦（オブザーバー）、於保真理（事務局）

検討事項

1. 研修用映像について

- ・意思決定支援 e-learning 教材視聴および検討（埼玉県立大学小川先生 DVD）
- ・意思決定支援 研修用再現映像 企画案（長坂先生作成パワーポイント）

2. 事例について

- ・本間先生作成事例①②検討
- ・岩崎先生作成事例検討

3. 研修全体の構成について

- ・研修対象者は、相談支援専門員＋サービス管理責任者＋その他「意思決定支援責任者」に該当する職員のみか、親や後見人を含めるのか否か
- ・研修の目的としての概念理解のあり方（講義形式なのか事例の中での例示か）
- ・事例の提示方法（良い例と悪い例を対比させるのか、困難事例の検討か）
- ・基礎編から応用編への流れをどう位置づけるか
- ・事前と事後の効果測定のための簡単なスケール

第3回検討委員会

日時 平成30年（2018年）6月24日（日）10:00～12:00 13:00～15:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、本間奈美、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香
於保真理（事務局）

検討事項

1. 基本的枠組み

基礎 3時間

構成 ①意思決定支援の概念整理

②会議運営

③個別スキル（ツール、計画、記録）

目的・どんな人にも意思がある

- ・まずやってみよう！と思えるように、自分の実践が変わる

- ・「自分がやってきたこと、他人がやってきたことは、本当に『良かったこと』だったのか？」という疑問を持ってもらう

2. 事例の検討

(1) 本人の意思決定の阻害要因

- ①言葉がないという思い込み
- ②意思そのものがない（意思・希望の把握が困難）本人“意思”の吟味不足
- ③能力が無い
- ④実現可能性が乏しい（←意思あっても他社の協力が無い←予算、社会資源が少ない、選択肢を限ってしまう（支援者がその可能性を狭めてしまう））
- ⑤本人と周囲との対立
- ⑥周囲同士の対立（利益の対立、価値観違い、リスク回避）
- ⑦支援者の萎縮（仲間外れ、責任押しつけ、本人の権利目線のために）
- ⑧関係性の欠如

(2) 解消するための方策

第4回検討委員会

日時 平成30年（2018年）7月22日（日）10:00～12:00

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、片桐公彦（オブザーバー）

於保真理（事務局）

検討事項

1. 研修プログラム進行表について

- ①概念整理・気づきセッション（1～1.5時間）
- ②ガイドライン解説（1.5～2時間）
- ③個別スキル

＜気づきグループワーク＞（10～30分）

A 意思決定におけるリスク・阻害要因

受講者自身の経験

クライアントに対しては？

B 支援された意思決定

受講者自身の経験

クライアントに対しては？

B' 代理代行決定

受講者自身の経験

クライアントに対しては？

C 私たちの権利は

受講者自身の権利行使

クライアントは権利行使ができていますか？

D 意思決定支援

意思決定支援スケールをつかう

＜阻害要素グループワーク＞（10～30 分）

阻害要素ごとに

グループワーク→要素に関する解説を用意する

一つの事例の中から阻害因子を発見していくか

＜意思決定支援の概念解説＞

第 5 回検討委員会

日時 平成 30 年（2018 年）8 月 24 日（金）18:30～20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、岩崎香、本間奈美（S）片桐公彦（オブザーバー）

於保真理（事務局）

検討事項

配布資料

- ①障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修案
- ②意思決定支援における基本的考え方―意思決定支援を読み解く
- ③意思決定支援と成年後見人の関わり―意思と選好などを中心に―
- ④前回会議議事メモ（0722 ホワイトボード）
- ⑤ガイドライン教材スライド
- ⑥気づきグループワーク（案）
- ⑦全体スケジュール（案）
- ⑧阻害要因別事例（岩崎）

内容

- （1）障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン 研修案
 - ①意思決定支援の定義（他のガイドラインとの比較）
 - ②支援付き意思決定および代理代行決定の違い
- （2）教材スライドについて
 - ・意思決定支援における基本的考え方―意思決定支援を読み解く
 - ・意思決定支援と成年後見人の関わり―意思と選好などを中心に―
 - ・ガイドライン教材

- (3) 気づきグループワークについて
- (4) 阻害要因グループワークについて

第6回検討委員会

日時 平成30年(2018年)9月24日(月) 18:30～20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、岩崎香、本間奈美、於保真理(事務局)

検討事項

研修プログラムの検討

1. 概念整理について
 - ①本研修における意思決定支援の定義
 - ②他ガイドラインの位置づけ
2. 各グループワークについて
 - ①岩崎班グループワーク
 - ②気づきグループワーク
3. 個別スキルについて
4. 評価について

第7回検討委員会

日時 平成30年(2018年)10月28日(日) 18:30～20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、西田良枝、岩崎香、長坂俊成、本間奈美(S)、片桐公彦(オブザーバー)
於保真理(事務局)

検討事項

配布資料

- ・意思決定支援とサービス等利用計画
- ・意思決定支援における基本的考え方(スライド)
- ・映像で学ぶパート2シナリオ 20181028版(認知症・失語症バージョン)
- ・意思決定支援会議の進行上のポイント

内容

研修プログラムの検討

1. 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修案
2. 映像化について
 - ①意思決定支援会議シナリオ(長坂)

- ②グループワーク提供映像資料（西田）
- 3. 意思決定支援計画について
 - ①意思決定支援とサービス等利用計画（本間）
- 4. 意思決定支援計画モニタリングおよびフィードバック記録について

第8回検討委員会

日時 平成30年（2018年）11月30日（金）18:30～20:30

場所 イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、長坂俊成、水島俊彦、西田良枝、名川勝、本間奈美（S）

検討事項

- 1. 研修全体の構成について
- 2. 映像資料について
- 3. 意思決定支援会議および記録について
- 4. 評価について
- 5. モデル研修のあり方について

第9回検討委員会に向けての打合せ

日時 平成30年（2018年）12月16日（日）21:00～23:00

場所 ザ・パークハウス志木

参加者

曾根直樹、水島俊彦、名川勝、本間奈美（S）

検討事項

- ・研修資料について

第9回検討委員会

平成30年（2018年）12月26日（水）17:30～20:00

日本社会事業大学文京キャンパス 401 教室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美
片桐公彦（オブザーバー）、於保真理（事務局）

検討事項

第1回意思決定支援試行的研修会（10:00～17:00）実施後の評価

受講者アンケートの共有

第10回検討委員会

平成 31 年（2019 年）1 月 28 日（月）18:30～20:30

イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美(S)
片桐公彦（オブザーバー）、於保真理（事務局）

検討事項

1. 第一回モデル研修の評価
2. 研修プログラムスライド案の検討
3. 映像資料について

第 11 回検討委員会

平成 31 年(2019 年)2 月 28 日（木）18:30～20:30

イオンコンパス八重洲会議室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、岩崎香、本間奈美（S）

検討事項

1. 2 月 10 日第 2 回モデル研修のふりかえり
2. アンケートの分析
3. 研修プログラムテキスト執筆確認
4. 映像資料の確認

（3）意思決定支援試行的研修会及びアンケート調査の実施

意思決定支援の試行的研修会及びアンケート調査を以下の通り行った。

第 1 回意思決定支援試行的研修会

平成 30 年（2018 年）12 月 26 日（水）10:00～17:00

日本社会事業大学文京キャンパス 401 教室

参加者

曾根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美
片桐公彦（オブザーバー）、於保真理（事務局）

受講者 13 人

第 2 回意思決定支援試行的研修会

平成 31 年（2019 年）2 月 10 日（日）9:00～15:00

びわ湖大津プリンスホテル・伊吹

参加者

曽根直樹、水島俊彦、西田良枝、名川勝、長坂俊成、岩崎香、本間奈美
受講者 73 人

2. 倫理面への配慮

意思決定支援ガイドラインを普及啓発するための研修プログラム及び研修教材の案を作成した後、それらを活用した試行的研修を実施し、公募した研修受講者に対して研修後にアンケート調査を実施し、研修内容及び普及型の研修としての再現性に関する評価を実施し、評価内容を反映した修正を行った上で完成させた。

意思決定支援の試行的研修受講者に対して、研修開始前に「研修の目的及びアンケート調査への協力をお願い」において、回答結果は研修内容を改善するために使用し、それ以外の目的には使用しないこと、回答は無記名とし、回答者が特定されることはないこと、記述式の回答内容を研究報告書に記載する場合は、個人や事業所、団体等が特定されないよう匿名化した上でコード化を行うこと、この調査から得られた結果は、厚生労働科学研究費補助金の報告書に記載するとともに、学会や学術雑誌などで公表すること、個人情報や事業所の情報が特定されることはないことを説明した。

なお、アンケート調査は任意とし、アンケート調査への回答をもって調査に同意したものとした。

この調査は、日本社会事業大学研究倫理委員会の承認を受け、日本社会事業大学研究倫理規範に基づいて行った。(承認日：2019 年 2 月 18 日)

(研究倫理委員会 <https://www.jcsw.ac.jp/research/rinri.html>)

C. 研究結果

1. 研修の前提

意思決定支援ガイドライン研修は、サービス管理責任者研修や相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修のように、厚生労働省告示で定められた研修ではなく、障害者総合支援法における事業所等の従事者が任意で受講する研修として実施される。

ただし、意思決定支援ガイドライン研修開催にかかる経費については、平成 31 年(2019 年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場合、対象経費として補助の対象となることが、厚生労働省が平成 31 年 3 月 7 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

障害者総合支援法においては、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）は、利用者の意思決定の支援に配慮する責務を有することから、これらの事業の従事者が意思決定支援ガイドライン研修を積極的に受講することが望まれる。このため、意思決定支援ガイドライン研修は、一定数の受講者を念頭に、講師に依存しない再現性の高い内容が求められる。

2. 意思決定支援研修の枠組み

以上を踏まえ、意思決定支援ガイドライン研修の枠組みを次のように考えた。

(1) 研修の目的

意思決定支援ガイドライン研修の目的を次の通りとした。

- ①利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
- ②「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
- ③受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
- ④意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
- ⑤受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする

(2) 受講者

受講者として、意思決定支援責任者として意思決定支援会議の招集や意思決定支援計画の作成に携わる可能性が高い職員、即ち、障害福祉サービス事業者等に従事するサービス管理責任者及び相談支援専門員、その他意思決定支援責任者に該当する可能性のある職員を優先的な受講者として想定する。

(3) 研修日数と時間

障害福祉サービス等の事業者が、支援現場に従事する職員を研修に参加させるためには、研修受講で欠員となった職員を他の職員配置で補う等の支援体制の変更が必要となる。また、障害福祉サービス等の事業者は、サービス管理責任者研修や相談支援従事者初任者研修等、障害者権利擁護・虐待防止研修、強度行動障害支援者養成研修等、事業運営上参加することが必須となる研修も多いため、任意で受講する意思決定支援ガイドライン研修の受講を促進するためには、事業者にとって職員を研修に参加させやすいものであることが求められる。

以上の観点から、研修は1日で修了する内容とする。また、都道府県単位での実施を想定し、事業所から会場までの交通時間を見込んだ上で、研修は6時間程度の内容とすることとした。

(4) 研修のタイムテーブル

これらの観点から、意思決定支援ガイドライン研修のタイムテーブルを次のように仮定した。

表1 意思決定支援ガイドライン研修タイムテーブル（研修330分＋休憩90分）

No	時間	大カテゴリ	中カテゴリ	タイトル	内容	ねらい
1	19	導入	GW	気づきグループワーク	アイスブレイク（お互いに握手して、簡単な自己紹介をする） ↓ 意思決定支援の主体は？支援された意思決定の主体は？に関するグループディスカッション （適宜、講師はグループにマイ	アイスブレイクとともに、意思決定支援における自身の経験を受講者と共有する。 支援付き意思決定の主体が本人であること、意思決定支援は支援者（サポーター）としての一手段であることの気づ

					クを渡して回答してもらう) ↓ 解説 ↓ 受講者自身がリスクを取った経験についてのグループディスカッション(質問①)+マイクを渡して回答+「そのときの事を振り返ってどのように感じますか?」と質問 ↓ 利用者本人が意思決定する事、リスクを取ることを支援した経験についてのグループディスカッション(質問②・③)+マイクを渡して回答+適宜質問	きを得る。リスク抜きに意思決定は出来ないことを理解する。
2	30	導入	GW	事例から見る「意思決定支援」ー意思決定に対する阻害要素とは?ー	①「権利」に関する事例 ②「支援付き意思決定と代理代行決定」の経験に関する事例 ③「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例について講師が紹介。 ↓ アイスブレイク(自分の所属+支援している利用者の属性+進行役と発表者を決定)+事例について検討(どのような阻害要素が存在し、どのようにすれば意思決定支援を展開できるか?)	支援者が直面しがちな意思決定支援における阻害因子(なぜ「意思決定支援」がうまく行かないのか?),どのようにその阻害要因に対応していけば良いかを検討してもらうことにより、研修への関心を高める。
3	18	導入	発表+解説	意思決定を支援するかかり支援例	事例について各グループからの発表+各事例の解説+阻害要因に関する解説	それぞれのグループの検討結果を共有することで、意思決定支援における課題と対応方法についての気づきを得る。各事例のその後の展開について解説することで、更なる支援方法について気づきを得る。さらに、阻害要因を提示することで、意思決定支援の必要性を理解する。
4	60	導入	講義	「意思決定支援」における基本的考え方	「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説 ①支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序 ②基本的な考え方(3つのスタンス(表出された意思→意思と選好に基づく最善の解釈→最善の利益)の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般意見) ③トリガー映像(3分)+3つのスタンスの解説 ④意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比	「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。 意思決定支援の場面・機会を列挙し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく

					⑤日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容 ⑥レスキュー（解決要請事態）モデルとエンパワメント（自己効力感向上）モデル ⑦意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫 ⑧意思決定支援の枠組み（流れ）と本人の意思と選好の収集についての工夫 ⑨意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化	（本来はもっと前から意思決定支援を行う必要性があることを理解する）。 意思決定支援の方法（特に本人の意思と選好に関する収集・更新・解釈方法）や枠組み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく
5	25	ガイドライン	解説	障害福祉サービス提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説	①国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ②ガイドライン概要説明（Ⅰ趣旨 Ⅱ総論 Ⅲ各論）	意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。
6	45	導入	解説	支援付き意思決定・代理代行決定のプロセス	①「意思決定支援」に関する全体のプロセス（手順・原則）の解説 ②「意思決定支援」における基本視点（パーソンセンタード）の理解と様々なアプローチ方法の紹介＋支援付き意思決定の場面における実践例の映像	支援付き意思決定の場面から代理代行決定の場面までの一連の流れを把握する。 本人の表出された意思・心からの希望を探索するための実践例をイメージさせる。
7	55	導入	解説	意思決定支援会議のあり方	寸劇	
8	40	導入	解説		意思決定支援会議	
9	15	導入	V＋ディスカッション			支援付き意思決定の場面における支援は、本人に最終決定権があること、及び支援者が最善の利益に基づいて支援する場面ではないことを意識させる。可能であれば、具体的な差異を映像によりイメージさせ、その差異がどこにあるのかを気づかせる。
10	15	導入	V＋ディスカッション		代理代行決定の場面において支援者が意識すべきスタンス	本人の意思決定能力、アセスメント、主観的最善の利益又は意思と選好に基づく最善の解釈に関する理解を深めるとともに、代理代行決定のプロセスを意識させる。また、プロセスを踏まえれば誰でも代理代行ができるわけではなく、各種法令に定められた権限に基づいて、適切な者が行う必要があることを説明。
11	10	意思決定支援責任者の配置	解説		意思決定支援責任者の役割（意思決定支援計画作成への中心的関わり、意思決定支援会議を企画・運営など、意思決定支援の	支援付意思決定の場面（促進者としての役割）と代理代行決定の場面（歯止めとしての役割）それぞれにおいて、意

					枠組みを作る役割) について	思決定支援者として求められる役割を整理する。
12	10	意思決定支援会議の開催	解説		意思決定支援会議（支援付き意思決定型／代理代行決定型）の開催にあたっての留意事項	意思決定支援会議（支援付き意思決定場面／代行決定場面それぞれ分けて考える）開催にあたっての留意事項，特に，客観的最善の利益を追求することにならないような議論のルール化等を意識させる。
13	25	意思決定支援会議の開催	GW+V 解説		意思決定支援会議（支援付き意思決定型／代理代行決定型）を行うに当たって，それぞれ，どのような会議ルールを設定する必要があるか，をディスカッション。その後，参考例の配布，映像による解説を行う	これまで学んだ，支援付き意思決定と代行決定の差異を各自が理解しているかどうかを確認させる。
14	15	意思決定支援会議の開催	ガイドライン事例 1 に基づく事例検討	知的障害者	意思決定支援会議の例	コミュニケーションが難しいとされる本人について，どのように本人を意思決定の過程に関与させ，かつ，関係者がどのように本人の意思，希望，価値観を汲み取っていくことができるかという点を会議における論点の 1 つであることを認識させる。
15	15	意思決定支援会議の開催	ガイドライン事例 3 に基づく事例検討	精神障害者	意思決定支援会議の例	リスクの伴う意思決定，賢明でない判断，本人と支援者の見解の相違等がある場合（ジレンマ）の意思決定支援についてイメージさせる。
16	10	意思決定支援計画の作成とサービス提供	解説		意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成にあたっての留意事項	ガイドラインに添付された意思決定支援計画表フォーマット（関係者の役割分担を含む）の使い方を理解する。特に，フォーマット上は，本人の希望についてサービス提供の範囲内に落とし込んでいるように読めるが，必ずしもフォーマルサービスに限定せず，インフォーマルサービスも活用することを意識させるべき。
17	10	モニタリング・評価・見直し	解説		モニタリング及び評価方法，見直しに関する留意事項	
18	30	合理的配慮（支援付意思決定の	解説		意思決定支援に関するスキルについて	意思決定支援の場面における本人中心の考え方，本人意思の読み取り，意思形成に関する手法をイメージさせる。

		支援スキル)				
19	20	合理的配慮 (支援付意思決定の支援スキル)	ガイドライン事例2に基づく事例検討	発達障害(自閉症) + 知的障害者	エンパワメント型意思決定支援会議の例と本人に合わせた合理的配慮のあり方	様々な意思疎通、意思決定支援のためのツールがあることを知り、現場における活用をイメージさせる。
20	20	記録化	解説		本人意思の汲み取り、意思決定支援の過程を記録する方法について	日々の選択における本人の選択とその背景にある価値観等を収集することの重要性を意識し、収集時におけるポイントを学ぶ
21	20	記録化	GW		支援者と本人との会話に関するビデオを見せ、支援者目線で見た本人の生活環境と会話状況に関する簡単な報告書を書いてもらう。その後、サンプル回答を配布。	記録上、落としてはいけないポイントの確認や記載方法が抽象的・曖昧・支援者の主観混じりの表現等になっていないかをセルフチェックする。
22	15	まとめ	GW		冒頭で出した事例をもう一度検討してもらう。最初に検討したときの感覚との違いについてディスカッションを行い、本日学んだことについて確認する。	
23	10	まとめ	解説		本日のポイントの整理	

(※ GW＝グループワーク、V＝ビデオ)

3. 研修効果標準化のための工夫に関する検討

本研修を全国的に普及するためには、研修内容の伝達が研修講師によって左右されないようにする必要があるため、その方策について検討した。

研修で使用するパワーポイント資料を作成し、講師用の解説や研修の進め方についてノートに付す他、意思決定支援を実感するためのグループワークの活用や、意思決定支援会議の具体例を見ながら理解を深めるための研修映像の作成を行うなどの工夫をすることとした。

4. 試行的研修の実施と評価

(1) 試行的研修の実施

開発した研修資料を使用して、以下の日程で試行的研修を実施した。

第1回試行的研修（プレ研修）

日時 平成30年（2018年）12月26日（水）10:00～17:00

場所 日本社会事業大学文京キャンパス 401 教室

受講者募集方法 SNSを通じて、意思決定支援ガイドライン試行的研修への受講者を募集した。

受講者 15人

第2回意思決定支援試行的研修会

日時 平成31年（2019年）2月10日（日）9:00～15:00

場所 びわ湖大津プリンスホテル・伊吹

受講者募集方法 障害福祉関係者が参加する第23回アメニティーフォーラムのプログラムの一環として意思決定支援ガイドライン試行的研修を実施することを告知し、アメニティーフォーラム参加者から受講希望者を募集した。

受講者 73人

（2）試行的研修の評価

研修受講者に対して研修内容の理解度に関する評価及び研修の再現性に関する評価について、質問紙調査を行った。

1）研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

研修資料のスライド番号毎の理解度を5段階評価する。

評価スケール：1 理解できなかった→2→3→4→5 理解できた

研修資料のスライドを研修講師として話せるか5段階で評価する。

評価スケール：1 話すことができない→2→3→4→5 話すことができる

研修スライド毎に改善点を自由記述する。

受講者の研修の理解度及び講師として話せるかの再現性について受講者に5段階で評価してもらい、得点の平均を出し1回目と2回目の研修を比較した。なお、2回目の研修は、1回目の研修の評価を踏まえてスライドの内容を変更したり、ページの順番を入れ替えたり、不要と考えられるページを削除したりして資料全体に修正を加えたため、ページ番号は第2回研修資料のページ番号を基本として、1回目と2回目のスライドを対応させた。1回目の研修資料から2回目の研修で削除したページや、2回目の研修で新たに加えたページは比較できないため、該当する回のみ評価の平均点を記載した。

2）研修の改善点に関する質問紙調査

以下の項目について、研修の改善点を自由記述する。

(1) 気づきグループワーク

(2) 事例から見る「意思決定支援」－意思決定に対する阻害要素とは？－

(3) 「意思決定支援」における基本的考え方

(4) 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説

(5) 支援付意思決定・代理代行決定プロセスと意思決定支援会議のあり方

① 「意思決定支援」会議のための事前準備

- ②支援付き意思決定型「意思決定支援」会議の実施
- ③本人意思の推定（意思と選好の最善の解釈）
- ④本人の最善の利益の追求のための指針
- (6) 意思決定を支援するための情報収集と記録
- (7) まとめ
- (8) 全体を通じての感想などご記入ください

(3) 試行的研修の評価結果

1) 第1回試行的研修について

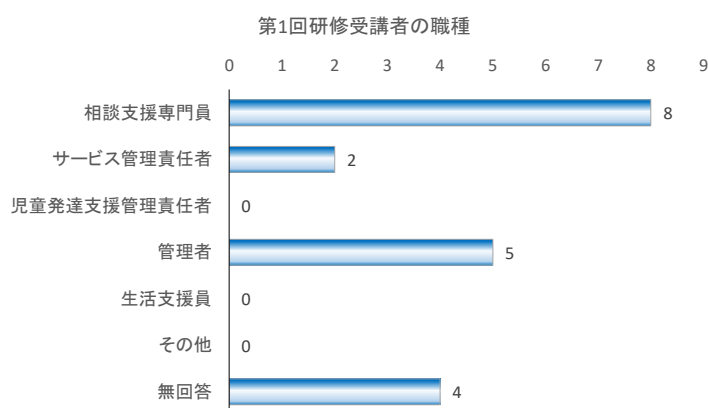
受講者 15 人 回答者 15 人

2) 第1回研修受講者の職種（複数回答）

表2 第1回研修受講者の職種

職種	人数
相談支援専門員	8
サービス管理責任者	2
児童発達支援管理責任者	0
管理者	5
生活支援員	0
その他	0
無回答	4
合計	19

図1 第1回研修受講者の職種

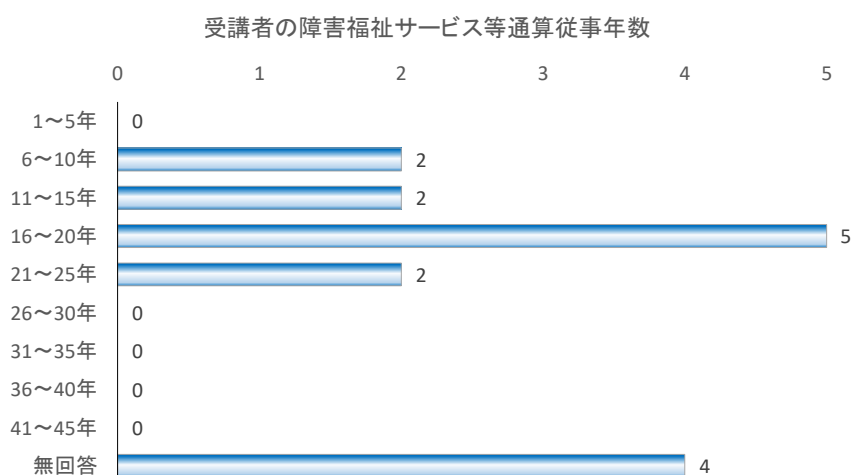


3) 第1回研修受講者の通算従事年数

表3 第1回研修受講者の従事年数

年数	年
1～5年	0
6～10年	2
11～15年	2
16～20年	5
21～25年	2
26～30年	0
31～35年	0
36～40年	0
41～45年	0
無回答	4
合計	15

図2 第1回研修受講者の従事年数



4) 第2回試行的研修について

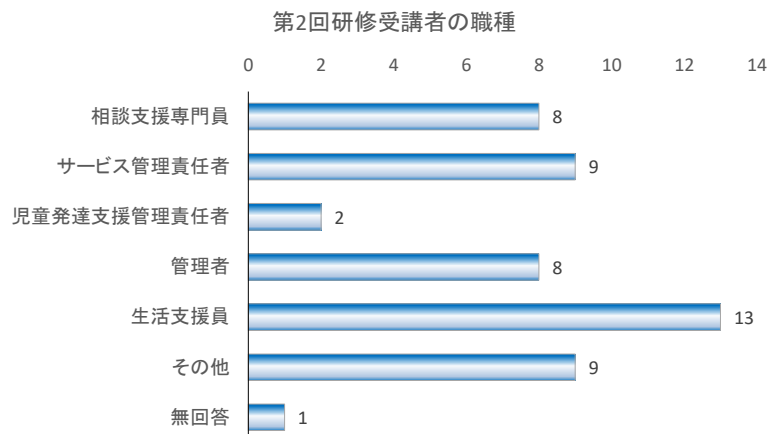
受講者 73 人 回答者 48 人

5) 第2回研修受講者の職種（複数回答）

表4 第2回研修受講者の職種

職種	人数
相談支援専門員	8
サービス管理責任者	9
児童発達支援管理責任者	2
管理者	8
生活支援員	13
その他	9
無回答	1
合計	50

図3 第2回研修受講者の職種

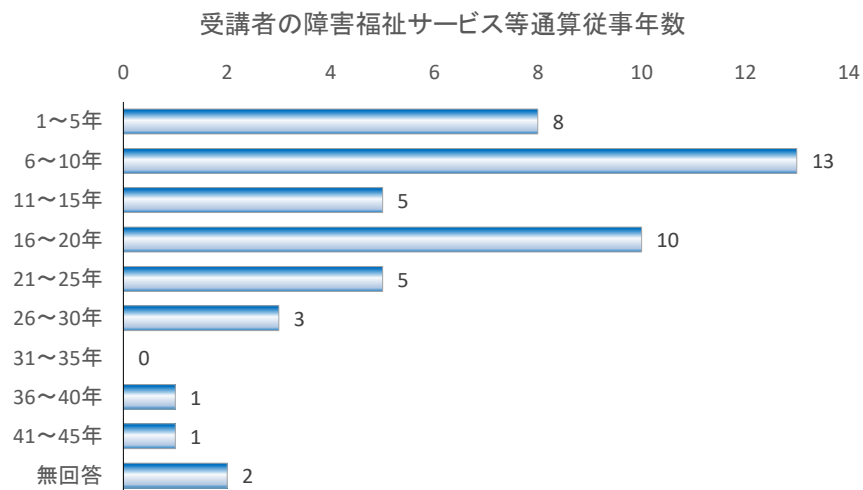


6) 第2回研修受講者の通算従事年数

表5 第2回研修受講者の従事年数

年数	年
1～5年	8
6～10年	13
11～15年	5
16～20年	10
21～25年	5
26～30年	3
31～35年	0
36～40年	1
41～45年	1
無回答	2
合計	48

図4 第2回研修受講者の従事年数



7) 研修内容に対する評価結果

(1) 気づきグループワーク

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

理解度、再現性ともに平均が4点を超え、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図 5

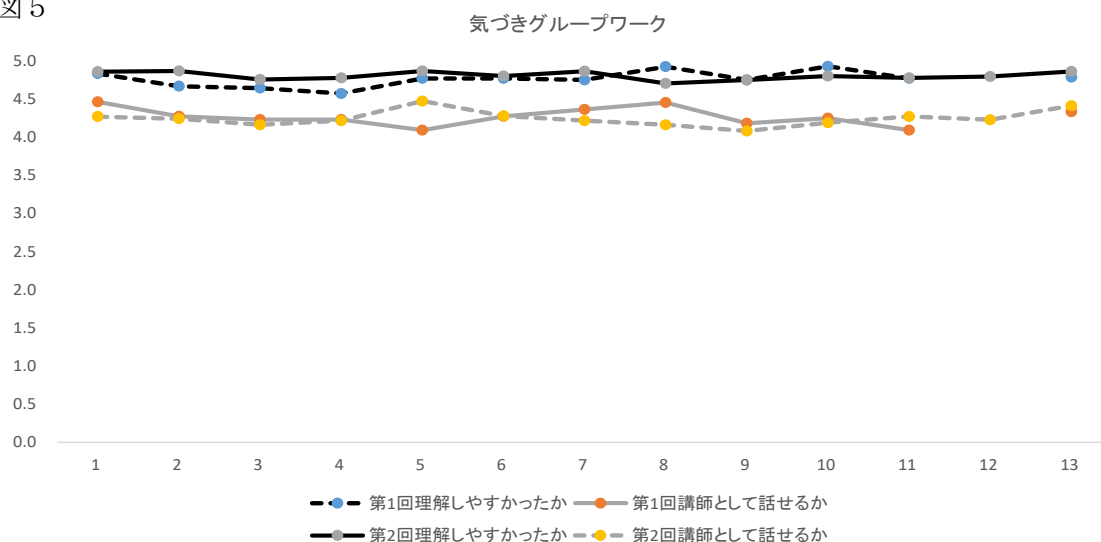


表 6

スライド番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第1回理解しやすかったか	4.8	4.7	4.6	4.6	4.8	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.8		4.8
第2回理解しやすかったか	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9
第1回講師として話せるか	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.3	4.4	4.5	4.2	4.3	4.1		4.3
第2回講師として話せるか	4.3	4.2	4.2	4.2	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.2	4.3	4.2	4.4

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・意思決定支援を学ぶ導入で、とても基礎となる大切な問いかけとなっている。
- ・アイスブレイクとして達成感がある。
- ・身近な例で考えることが出来て導入としてわかりやすい。
- ・問いがシンプルで分かりやすい
- ・進めながら自然に始まっているのは良いやり方だと思いました。
- ・最初にグループワークすることで、途中のワークが話しやすくなった。
- ・グループメンバーとの距離は近くなった。
- ・普段をふり返る機会となった。

(改善点)

- ・時間が短かった。
- ・時間が短すぎる。せつかくの機会が活かされない。
- ・やはり導入は5分程度必要。
- ・グループワークの時間が少ない。

・共有することで何を気づかせたいのか、よく分からなかった。

(2) 事例から見る「意思決定支援」－意思決定支援に対する阻害要因とは？－

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

理解度、再現性ともに平均が 3.5 点を超え、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図 6

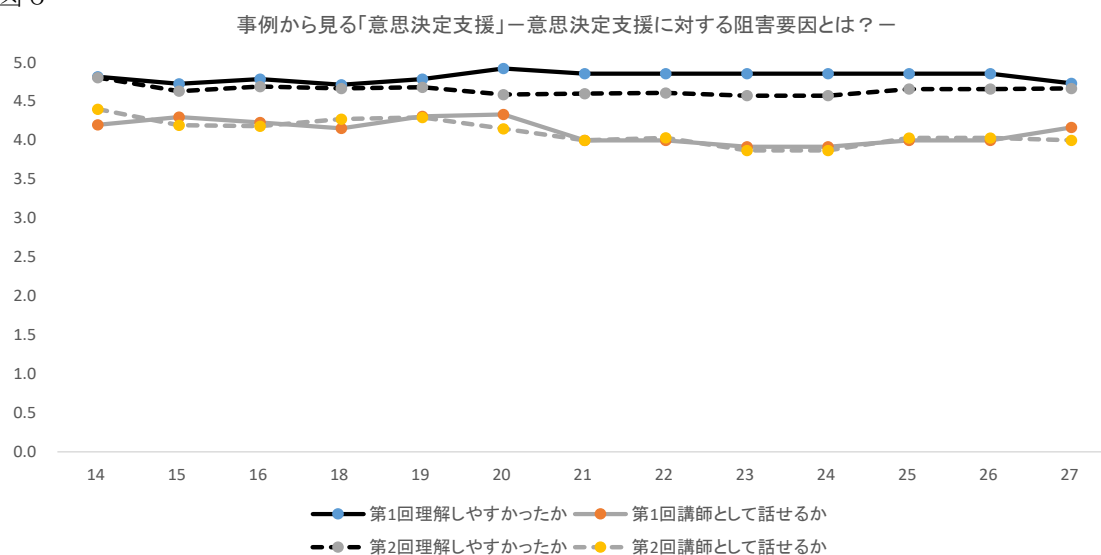


表 7

スライド番号	14	15	16	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
第1回理解しやすかったか	4.8	4.7	4.8	4.7	4.8	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.7
第2回理解しやすかったか	4.8	4.6	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7
第1回講師として話せるか	4.2	4.3	4.2	4.2	4.3	4.3	4.0	4.0	3.9	3.9	4.0	4.0	4.2
第2回講師として話せるか	4.4	4.2	4.2	4.3	4.3	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・映像で示すことで、分かりやすい内容になっている。
- ・阻害要素の認識を深めることも大切だと思った。
- ・グループで分析を行うことで、新たな気づきがあった。
- ・イメージしやすい事例で、取り組みやすかった。
- ・事例が多く考える機会が多かった。
- ・「危険をおかす権利の保障」が心に残った。
- ・時間も意見交換も十分でき、互いの顔が見える状態になった。

(改善点)

- ・しっかり時間配分を決めて取り組んだ方がよい
- ・支援例のスライドは、見ないようにとアナウンスしたほうが良い。
- ・グループワークの時に専門別に分けると良い。
- ・阻害要因についてもう少し解説が欲しい
- ・事例は1つのことを丁寧に行なってもいいのでは。

(3) 「意思決定支援」における基本的考え方

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

理解度、再現性ともに平均が 3.0 点以下のスライドがあったため、内容を見直し、一部削除した上で修正したところ、第 2 回では 3.0 点以上となった。

図 7

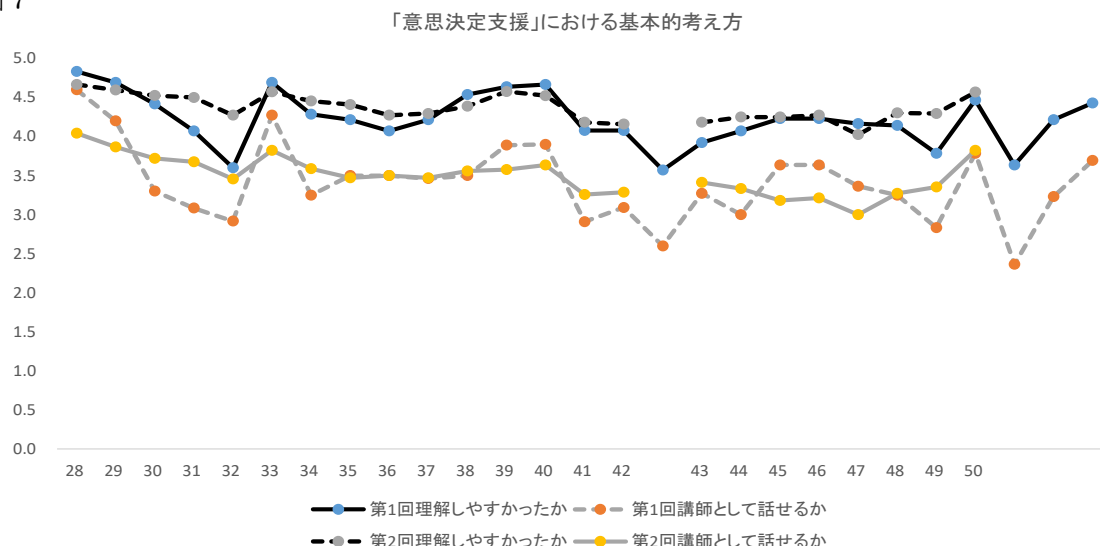


表 8

	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50				
第1回理解しやすかったか	4.8	4.7	4.4	4.1	3.6	4.7	4.3	4.2	4.1	4.2	4.5	4.6	4.7	4.1	4.1	3.6	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2	4.1	3.8	4.5	3.6	4.2	4.4
第2回理解しやすかったか	4.7	4.6	4.5	4.5	4.3	4.6	4.5	4.4	4.3	4.3	4.4	4.6	4.5	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.0	4.3	4.3	4.3	4.6			
第1回講師として話せるか	4.6	4.2	3.3	3.1	2.9	4.3	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5	3.9	3.9	2.9	3.1	2.6	3.3	3.0	3.6	3.6	3.4	3.3	2.8	3.8	2.4	3.2	3.7
第2回講師として話せるか	4.0	3.9	3.7	3.7	3.5	3.8	3.6	3.5	3.5	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.3		3.4	3.3	3.2	3.2	3.0	3.3	3.4	3.8			

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・一つ一つ、頭の中を整理するのにとても参考となった。
- ・例を交えてご説明いただき理解出来ました。
- ・映像で示すことで分かりやすい内容になっています。
- ・「エンパワメント」と「レスキュー」の対比や、「意思決定の支援の相」の解説がわかりやすかった。
- ・全員の基準の確立や考察について、統一した意識を持つことができた。
- ・支援者としての役割が理解しやすく、これならやれると思いました。

(改善点)

- ・スライド 38 までの説明をもう少しゆっくり聞きたかった。
- ・自分が解釈する時間がほしかった。
- ・「伝える」時にどう説明するかヒントになるワードがほしかった。
- ・具体例や、少しかみくだいた説明だとわかりやすい。
- ・日々の支援と擦り合わせたり、自分の支援におとしこんでいける工夫がほしい。
- ・法律でも混同されているので丁寧な整理が必要。
- ・資料が文字羅列で見づらい。

(4) 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第2回は、理解度、再現性ともに平均が概ね3.5点を超え、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図 8

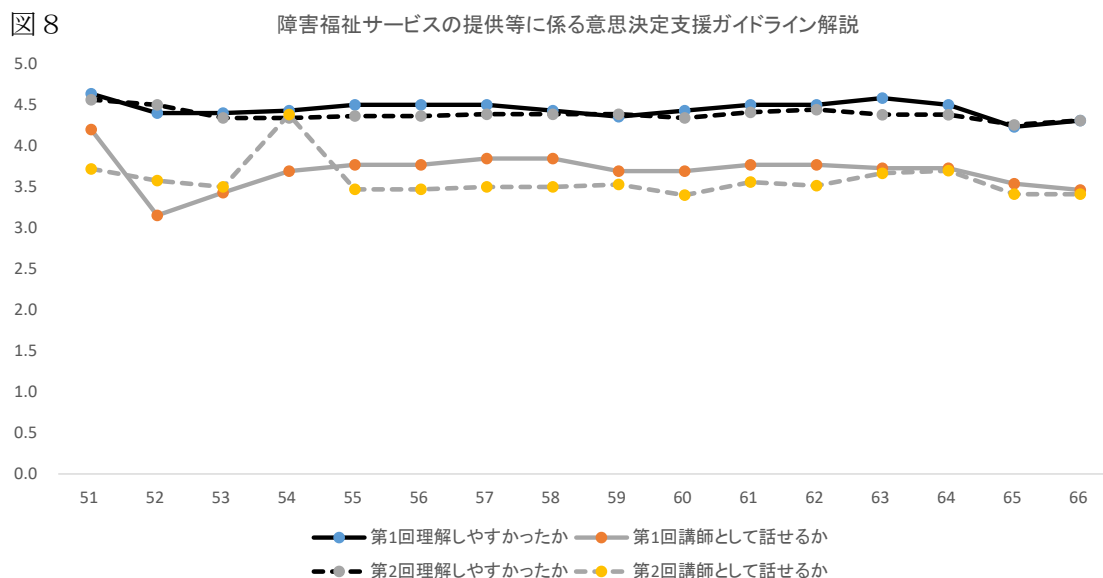


表 9

	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
第1回理解しやすかったか	4.6	4.4	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.2	4.3
第2回理解しやすかったか	4.6	4.5	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3
第1回講師として話せるか	4.2	3.2	3.4	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7	3.7	3.5	3.5
第2回講師として話せるか	3.7	3.6	3.5	4.4	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.7	3.7	3.4	3.4

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・ 基本的原則や意思決定支援の流れについて、ある程度理解できた。
- ・ 後半の事例の部分で理解が深まった。より多くの実践紹介が有効と考える。

(改善点)

- ・ エピソード等が挿入されると助かる。
- ・ 文章が多くなるので、視覚に訴える色や書体に工夫を。
- ・ 内容だけでなく、なぜ重要なのか、活用方法などの説明があるとよい。
- ・ どこまで自分が話せるのか、という心配はる。
- ・ ここまで網羅的に押さえておく必要があるのかと感じた。
- ・ 要点をしぼってスリムにできないか。
- ・ スライドに視覚的工夫があると良いのではと感じた。
- ・ イメージが付きやすい説明をしてもらえるとありがたい。
- ・ 解説の時間がもう少し欲しい
- ・ ガイドラインを別添として持ちながら解説を聞くことでよりわかると考える。

(5)「意思決定支援」会議に向けた事前準備（プレミーティング）

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第1回研修では、講師による寸劇で意思決定支援会議の場面を再現したが、第2回研修では、研修用ビデオの試写で対応したため、第2回の評価のみとなった。平均はおおむね3.5点を超えており、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図 9

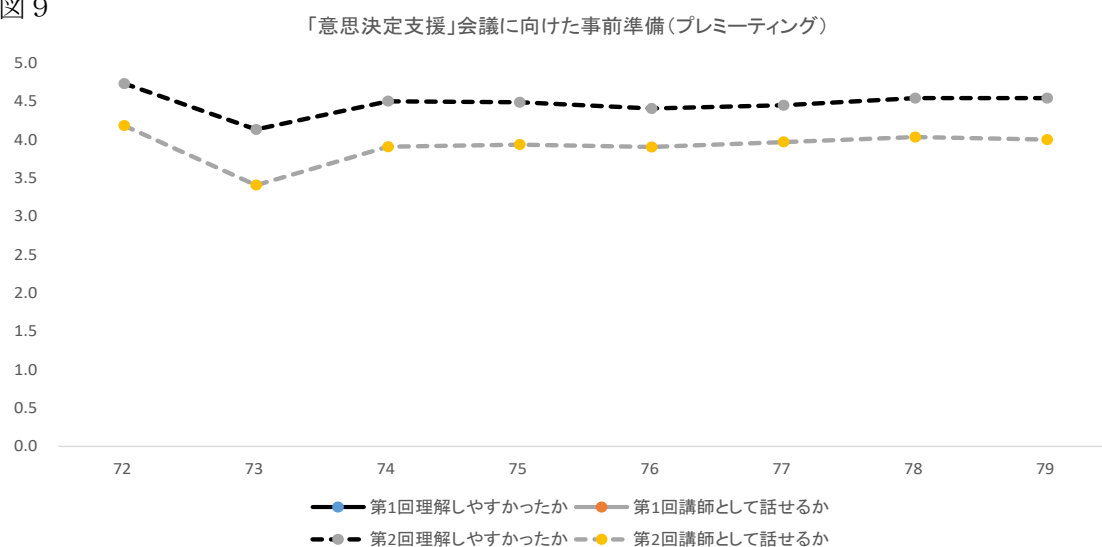


表 10

	67	68	69	70	71
第1回理解しやすかったか					
第2回理解しやすかったか	4.7	4.7	4.6	4.7	4.5
第1回講師として話せるか					
第2回講師として話せるか	4.3	4.4	4.2	4.3	3.9

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

（評価点）

- ・事前準備の必要性、大切さを知ることができ。
- ・ビデオを見てグループワークをすることは効果的だと思う。
- ・実際の映像がある点がとてもよかった。
- ・日頃のケースワークを客観的に振り返ることが出来た。
- ・ビデオ、ワーク、振り返りで意思決定支援会議の進め方がわかった。
- ・映像を使いながらGWを行なう手法はスーッと入ってきた。
- ・支援付意思決定・代理代行決定の違いや流れの理解を深めることができた。

（改善点）

- ・全体的に、もう少し時間をかけて話を聞きたい。
- ・代理代行決定の内容がもっとあっても良かった。
- ・会議前に陥りやすい設定があると参考になる。
- ・人材不足の中、意思決定のためだけの会議は設ける時間がないのが現状ということもわかってほしい。

(6) 「意思決定支援」におけるプロセス理解

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

(5)と同様、第1回研修では、講師による寸劇で意思決定支援会議の場面を再現したが、第2回研修では、研修用ビデオの試写で対応したため、第2回の評価のみとなった。平均はおおむね3.5点を超えており、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。

図 11

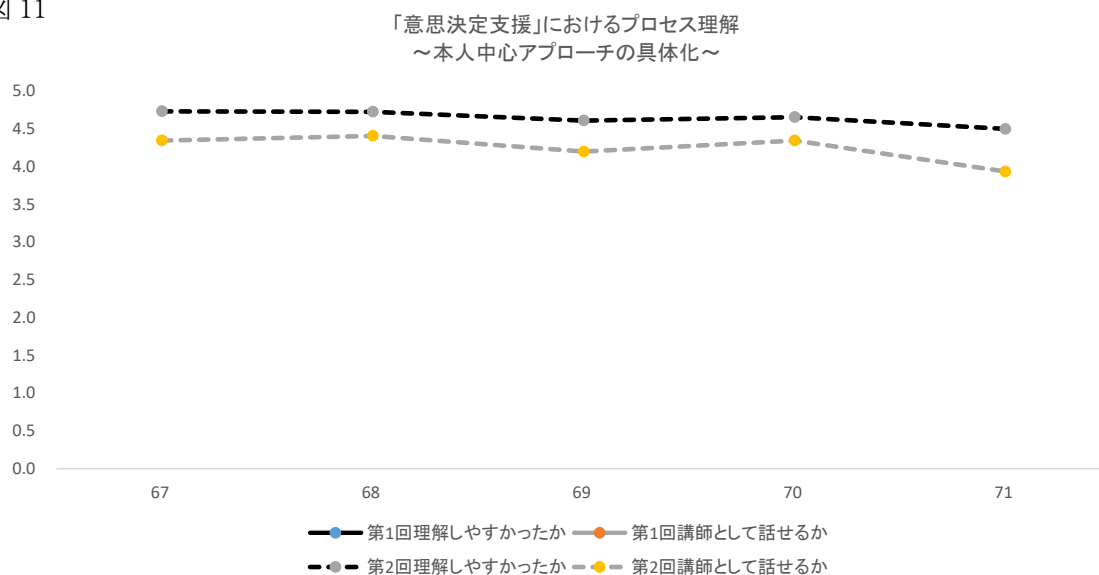


表 12

	72	73	74	75	76	77	78	79
第1回理解しやすかったか								
第2回理解しやすかったか	4.7	4.1	4.5	4.5	4.4	4.4	4.5	4.5
第1回講師として話せるか								
第2回講師として話せるか	4.2	3.4	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・本人の情報収集、コミュニケーションに活用できるものの獲得の支援の必要性を学んだ。
- ・本人の情報、状態をしっかり把握できていなかったり、その配慮に欠けていると支援者側の考えで会議が進んでしまう危険性があることを学べた。
- ・何に気をつけて準備を進めていくのか、本人の思いの確認の仕方など、映像をもとによく実際の映像で、環境設定の工夫を見ることができ、わかりやすかった。
- ・陥りがちな状況を客観視することができる。
- ・会議の統一を図ることができた。
- ・映像を見ながら、わかりやすく理解することができた。

(改善点)

- ・本人側に立つ支援者も役割分担の中に入れておくことも大切。

(7) ①支援付き意思決定型「意思決定支援」会議の留意点

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

(5) (6)と同様に、第1回研修では、講師による寸劇で意思決定支援会議の場面を再現したが、第2回研修では、研修用ビデオに置き換えたため、第2回の評価がないページがある。寸劇よりもビデオの方が理解度・再現性ともに平均点が高くなった。

図 12

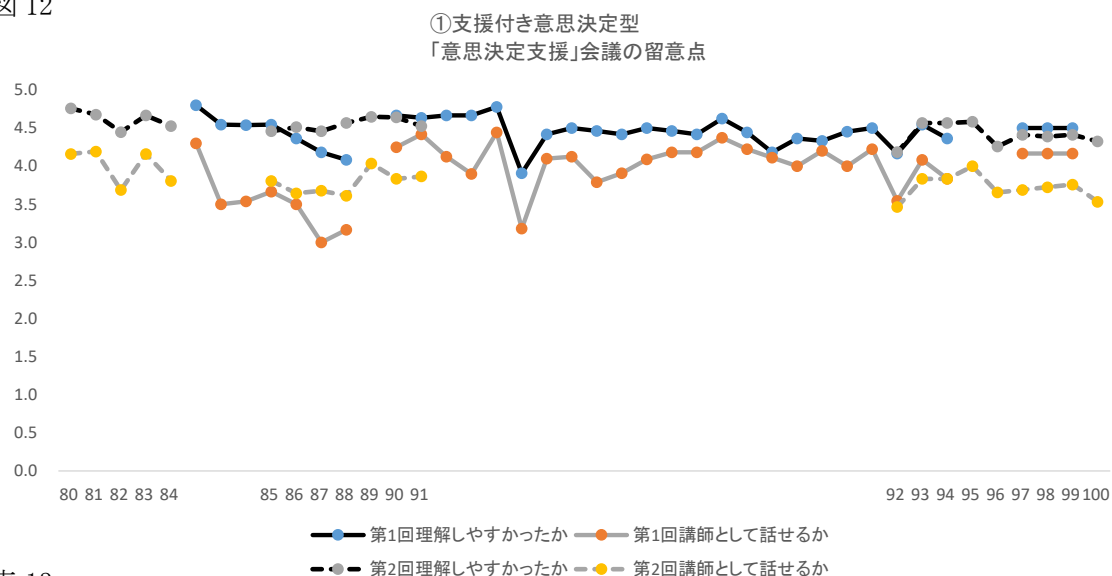


表 13

	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91		92	93	94	95	96	97	98	99	100
第1回理解しやすかったか	4.8	4.7	4.4	4.7	4.5	4.8	4.5	4.5	4.4	4.2	4.1	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	3.9	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5
第2回理解しやすかったか																						
第1回講師として話せるか	4.3	3.5	3.5	3.7	3.5	3.0	3.2	4.3	4.4	4.1	3.9	4.4	3.2	4.1	4.1	3.8	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2
第2回講師として話せるか	4.2	4.2	3.7	4.2	3.8	3.8	3.6	3.7	3.6	4.0	3.8	3.9										

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・会議の導入の大切さ、ファシリテータ的な役割は、意思決定支援責任者の方が今回の会議の設定ではよかったように感じた。
- ・良い事例だと感じた。
- ・映像中のホワイトボードへの記入等、実践の参考になる。
- ・トーキングマットについては初めて知った。ぜひ活用してみたい。
- ・会議の統一を図ることができた。
- ・会議の取り組み方を反省させられた。
- ・映像をみながら分かりやすく理解することができた。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。

(改善点)

- ・どうすればこの会議がスムーズにすすむのかを話し合う時間が必要。

(8) ②本人意思の推定 ③本人の最善の利益の追求のための指針

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第2回研修の方が、平均点が下がったページがあるが、3.0点以上のため、理解・伝達しやすい内容であると考えらる。

図 13

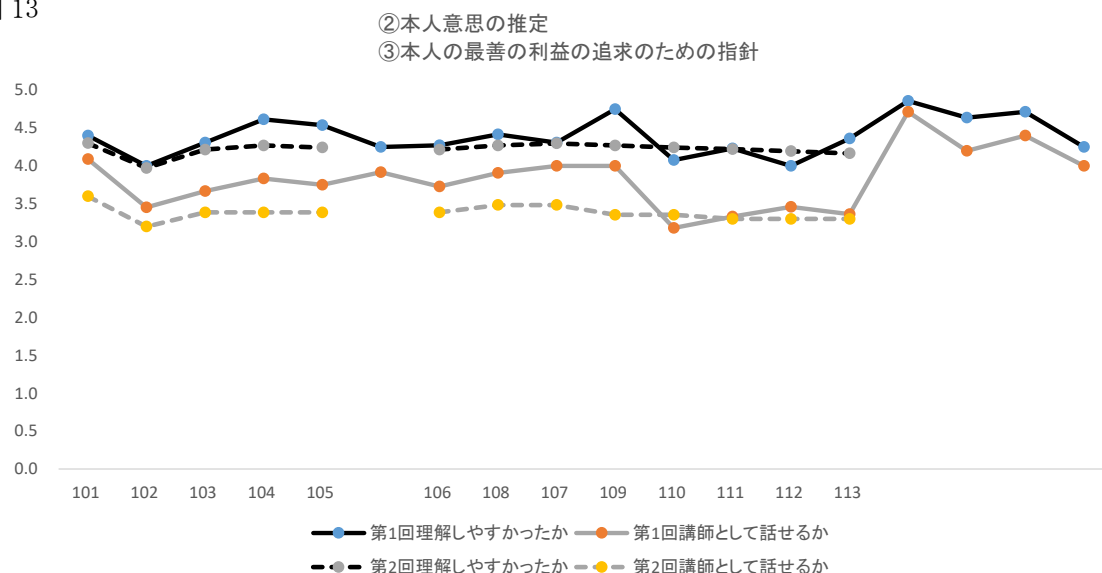


表 14

	101	102	103	104	105	106	108	107	109	110	111	112	113
第1回理解しやすかったか	4.4	4.0	4.3	4.6	4.5	4.3	4.3	4.4	4.3	4.8	4.1	4.2	4.4
第2回理解しやすかったか	4.3	4.0	4.2	4.3	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2
第1回講師として話せるか	4.1	3.5	3.7	3.8	3.8	3.9	3.7	3.9	4.0	4.0	3.2	3.3	3.4
第2回講師として話せるか	3.6	3.2	3.4	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・この考え方が最も大事だと思った。
- ・具体的な解釈のポイントを知ることができた。
- ・実際の支援場面では本人意思と社会的制約との対立が生じることが多いが、これらのポイントを参考に汲み取りたい。
- ・丁寧に探っていくための環境設定の重要性について理解が深まった。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。

(改善点)

- ・意思と選好の推定と、最善の利益の追求は時間をかけないと難しく感じた。
- ・キーパーソンがいる（存在）のなら手助けを頼む。変わることもある前提でゆっくり聞くのが大切なのでは？
- ・概念のむずかしさに加えて、何をもってこれで限界だ、という判断を下すのか、とても悩ましいところだと感じた。
- ・他者にこれを伝えるにはどう話せばよいか分からないのが正直なところ。
- ・理解すべきことが多く、学びにつながるか、もう一度話を聞く必要あり。

(9) 意思決定を支援するための情報収集と記録

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第1回研修では平均が2点台のスライドもあったが、第2回研修では改善され、概ね3.5点以上となり、理解・伝達しやすい内容になったと考えられる。

図 14

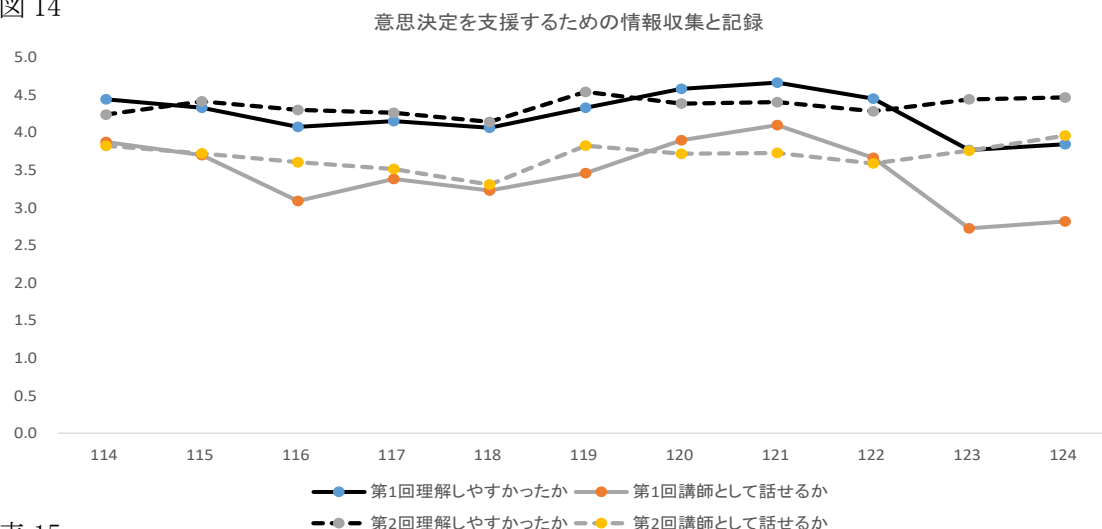


表 15

	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
第1回理解しやすかったか	4.4	4.3	4.1	4.2	4.1	4.3	4.6	4.7	4.5	3.8	3.8
第2回理解しやすかったか	4.2	4.4	4.3	4.3	4.1	4.5	4.4	4.4	4.3	4.4	4.5
第1回講師として話せるか	3.9	3.7	3.1	3.4	3.2	3.5	3.9	4.1	3.7	2.7	2.8
第2回講師として話せるか	3.8	3.7	3.6	3.5	3.3	3.8	3.7	3.7	3.6	3.8	4.0

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- ・身近な人と利用者の好き・嫌いのワークは色々な気づきがあって楽しかった。
- ・〇〇さんの好きなこと、嫌いなことなどはご本人の見つめ直しに有効だと思う。
- ・ワークを通して分かりやすく振り返りながら学びを深めることができた。
- ・自分の好き嫌いの情報の捉え方の傾向に気づいた。
- ・蓄積だけではなく、更新することの大切さに気付いた。
- ・記録の重要性を認識できた

(改善点)

- ・大切なことだけれど、人は足りているのか不安。
- ・もう少し時間をとってほしい。
- ・気づきを高めることの大切さはよくわかったが、その具体的方法がよく分からないため、具体例等がもっとあるといい。
- ・情報収集と記録が、意思決定支援の中でどのように活用されるかわかると良い。
- ・大切なことだが事際におこなうことが難しい。
- ・ワークの際に自分の身内を例にあげることはできればしたくない。

(10) 本日のまとめ

1) 研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査

第1回研修の評価を踏まえ、研修全体のまとめを新たに加えた。平均点は概ね3.5点を超えており、理解・伝達しやすい内容であると考えられる。なお、全体のページ数を減らしたため、P. 132～136は1回目の評価のみとなっている。

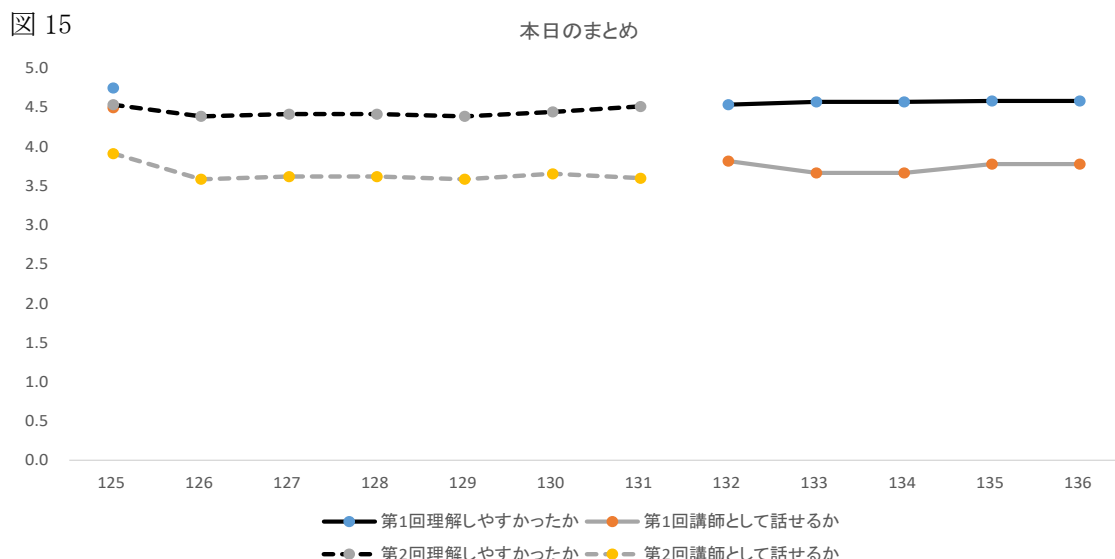


表 16

	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136
第1回理解しやすかったか	4.8							4.5	4.6	4.6	4.6	4.6
第2回理解しやすかったか	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.5					
第1回講師として話せるか	4.5							3.8	3.7	3.7	3.8	3.8
第2回講師として話せるか	3.9	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7	3.6					

2) 研修の改善点に関する質問紙調査

(評価点)

- よくまとめられているのでこの全部がしっかり理解できればこの研修がやれるということ。
- 本人の「意思決定の力」を信じないといけないということがこれでもか・・・というほど説明していただけて、「わかんない人」で片づけようとする人と「えー？そうかなあ！」と話ができるんじゃないかという気になった。
- 分かりやすく概要がまとめられていた。
- 大切なポイントばかりと思うので、ゆっくりと読み返したい。

(改善点)

- 最終的に重要事項がまとめられていて復習できた。
- 時間がなかったこともあると思うが、もっとしっかり話をききたかった。
- スライドのまとめ方が少し雑に感じる。文字が多い。
- 評価軸の設定を再考してはどうか。
- 部分部分で深い説明をして欲しかった。

(11) 研修全体を通じての感想

(評価点)

- ・もう一度、時間をかけてじっくり話を聞いたり、GWに取りくめたらと感じた。
- ・やらなければならない、大切なことだとわかっているけど、きちんと取り組めていないことであったので、よい契機だった。職場でも共有したい。
- ・この研修を受ける前と後で自分の考え方が全く違うものになることを実感できた。
- ・知的・自閉症を主たる対象とした入所施設で仕事をしていると、支援者の価値が主体となりがちだった。
- ・研修会全体はとてもわかりやすくまとまっていたので、たくさんの人に受講してほしい。
- ・意思決定支援（会議）ではないが、個別に聞き取るだけのまねごとのようなことしかできていなかった。
- ・自分の話の聞き方は適切なのだろうか・・・と思う事もあった。
- ・グループワークを通して、経験豊富で、立場のちがう人たちからの意見や思いをシャワーのように浴び、肥料とすることができそう。
- ・わかりやすかった。ワークもよかった。
- ・一つ一つのセッションで学ぶことが多かった。メリハリがあって良かった。
- ・意思決定支援を前提に置いた支援が必要なことはわかっているものの、実際の支援の場面では、時間的制約や社会資源の乏しさ、家族事情等から、どうしてもレスキューモデルに近い展開にならざるを得ない場面が多いと感じる。本人の意思とこうした社会的障壁に粘り強く向き合いながら、折り合いをつけていくことが永遠の課題と感じるが、今日の研修はそのためのヒントになった。
- ・今後、実践を経たり、事例検討等の中で練習を重ねたりしながら研鑽を重ねたい。
- ・日々の支援の弱さ甘さに気づくことができた。
- ・内容のある工夫された研修だった。
- ・一日で研修するのは、大変だった。
- ・大事な要点がわかりやすく研修を受けることができた。
- ・相手の立場になって、「なんで？」を基本に本人のニーズを掘り下げ、アセスメントをしていくことが大事だとわかった。
- ・参加者の意識の高さに感銘を受けた。現場で行なわれている”意思決定”を支えられる研修になってほしい。
- ・合間に映像やワークがあり、集中してきくことができた。能動的に受けたので、どんなことも必要なこととして頭に入った。
- ・仕事、私生活にて考えさせられることが多くあった。
- ・様々な業務の面で考え方や情報収集手段等、活用していけたらと思う。

(改善点)

- ・理解できている人が聞いても、走りすぎで十分な理解に至られないで終わってしまうのが残念。
- ・研修をやめるためには、モデル原稿と標準的時間配分があるといいのではないかな。
- ・グループワーク、事例にもっと時間をかけられたら良いのではないかな。
- ・テンポアップされると、飲み込めなくなるところもあった。
- ・英語表記はできる限り減らしたほうがよい。
- ・「やるべきこと」ではあるが、「楽しくやる」ことを伝えてほしい。
- ・研修後のフォローアップ研修、ステップアップ研修が欲しい。
- ・時間をかけて受講してみたかった。
- ・日程（時間割）がタイトであった。グループワークをもう少しやりたかった。
- ・意思決定支援という言葉の固さがある。サブタイトルで日々意識しやすい言葉をつけたらどうか。
- ・研修資料に目次（内容の一覧表）があるとよい。
- ・グループワークのページはメモ欄があるとよい。
- ・内容の幅が広く、初級、中級、上級などあれば面白いと思う。
- ・自閉の人に対して、どのような意思決定支援を行うべきなのか具体的に知りたかった。
- ・難しい言葉が多い。もう少しかみ砕いた言葉で。
- ・短時間なのは残念。
- ・資料全体のページ記載がほしかった。
- ・視力の問題で、トーキングマットのカードの内容や人の表情まで見えなかったなので、そこを読みとってもらう意図があるなら、工夫が必要。
- ・無意識に決めている人に対してもひびいてほしい。
- ・二日にわけて、グループワークもしっかりやれると自覚しやすい。
- ・疑問点が解消できないまま、次々すすんでペースが少し速いと感じた。

5. 試行的研修の評価を踏まえた研修タイムテーブルの見直し

試行的研修の評価を踏まえ、グループワークの時間配分やスライドの見直しを行い、研修のタイムテーブルを次のように見直した。

また、1日の研修日程では実施が困難な場合を想定し、時間と内容を短縮し半日で実施できるタイムテーブルを加えた。

(1) 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(1日コース 340分)

- 1) 利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
- 2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
- 3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
- 4) 意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
- 5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする
- 6) 研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する

表 17 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(1日コース)

資料 頁	時 間	大カテ ゴリ	中カテ ゴリ	タイトル	内容	ねらい
1-13	15	導入	GW	気づきグループ ワーク	アイスブレイク（お互いに握手して、簡単な自己紹介をする） ↓ 意思決定支援の主体は？支援された意思決定の主体は？に関するグループディスカッション（適宜、講師はグループにマイクを渡して回答してもらう） ↓ 解説 ↓ 受講者自身がリスクを取った経験についてのグループディスカッション（質問①）＋マイクを渡して回答＋「そのときの事を振り返ってどのように感じますか？」と質問 ↓ 利用者本人が意思決定する事、リスクを取ることを支援した経験についてのグループディスカッション（質問②・③）＋マイクを渡して回答＋適宜質問	アイスブレイクとともに、意思決定支援における自身の経験を受講者と共有する。 支援付き意思決定の主体が本人であること、意思決定支援は支援者（サポーター）としての一手段であることの気づきを得る。リスク抜きに意思決定は出来ないことを理解する。
14-19	30	導入	GW	事例から見る「意思決定支援」－意思決定に対する阻害要素とは？－	①「権利」に関する事例 ②「支援付き意思決定と代理代行決定」の経験に関する事例 ③「意思決定におけるリス	支援者が直面しがちな意思決定支援における阻害因子（なぜ「意思決定支援」がうまく行かないのか？）、どのようにその阻害要因に対応していけ

					ク」の経験に関する事例について講師が紹介。 ↓ アイスブレイク（自分の所属＋支援している利用者の属性＋進行役と発表者を決定）＋事例について検討（どのような阻害要素が存在し、どのようにすれば意思決定支援を展開できるか？）	ば良いかを検討してもらうことにより、研修への関心を高める。
20-27	15	導入	発表＋解説	意思決定を支援するかかわり支援例	事例について各グループからの発表＋各事例の解説＋阻害要因に関する解説	それぞれのグループの検討結果を共有することで、意思決定支援における課題と対応方法についての気づきを得る。各事例のその後の展開について解説することで、更なる支援方法について気づきを得る。さらに、阻害要因を提示することで、意思決定支援の必要性を理解する。
28-51	60	導入	講義	「意思決定支援」における基本的考え方	「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説 ①支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序 ②基本的な考え方（3つのスタンス（表出された意思→意思と選好に基づく最善の解釈→最善の利益）の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般的意見） ③トリガー映像（3分）＋3つのスタンスの解説 ④意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比 ⑤日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容 ⑥レスキュー（解決要請事態）モデルとエンパワメント（自己効力感向上）モデル ⑦意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫 ⑧意思決定支援の枠組み（流れ）と本人の意思と選好の収集についての工夫 ⑨意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化	「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。 意思決定支援の場面・機会を列挙し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく（本来はもっと前から意思決定支援を行う必要性があることを理解する）。 意思決定支援の方法（特に本人の意思と選好に関する収集・更新・解釈方法）や枠組み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく
52-67	25	ガイドライン	解説	障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説	①国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ②ガイドライン概要説明（Ⅰ趣旨 Ⅱ総論 Ⅲ各論）	意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。
68-	35	ガイド	事前説	①支援付き意思	映像を見る前に、主人公の状	ありがちな会議に対して、ど

72		ライン	明+寸劇ビデオ+グループワーク+解説	決定映像で学ぶパート2～ガイドラインに沿った「意思決定支援」会議を実現するためのポイント～ シーン1：意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ	況と映像を見るうえでの注意事項の説明（5分） 映像シーン1の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）	のような点が意思決定支援上の課題なのかを認識し、共有することができる。また、意思決定支援（支援付き意思決定）会議を実現するためにどのような働きかけが必要かを理解できる。
73-81	10	ガイドライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」会議に向けた事前準備	①意思決定支援会議を行うための事前準備の重要性 ②事前準備において検討すべきこと（目的・基本原則・ルール化・役割分担等）	支援付き意思決定のコンセプトや潜在的な対立可能性を意識することなしに会議をはじめようとしてもうまくいかないことを認識し、ファシリテーションを意識した進行が求められることを理解できる。
82-83	25	ガイドライン	寸劇ビデオ	シーン2：ご本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談	映像シーン2の上映（5分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）	本人の選好と価値観の収集方法の一例を紹介しつつ、「意思決定支援」との関連性についての理解を深める。
84-88	5	ガイドライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」の基本視点と意思決定支援ツール	パーソンセンタードの視点の重要性 意思決定のためのベストチャンス（最適な環境）の提供 意思決定を促進するためのツール紹介	ご本人にとってもっとも意思決定しやすい環境を整えるための様々な工夫があることを理解する。
89-90	30	ガイドライン	寸劇ビデオ	シーン3：意思決定支援会議の実践	映像シーン3の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）	支援付き意思決定の支援における具体的な工夫や発見、キーパーソン（アドボケイトの役割を担う人）をチームにいれることの効果、「意思決定支援」を継続することの意味について理解する。
91-97	10	ガイドライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」のためのファシリテーション技法と意思決定支援の限界	支援付き意思決定の場面における面接技法 ファシリテーションを意識した会議運営の例示 意思決定支援の限界（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより）	ファシリテーション型会議運営の具体的手法を学ぶとともに、支援付き意思決定の支援にも限界が存在することを理解する。
98-110	30	ガイドライン	解説	②本人意思の推定 ③本人の最善の利益の追求のための指針	意思決定能力アセスメント 「意思決定能力」のとらえ方 アセスメント実施時の質問例と留意点 「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」と判断する前に考えること 本人意思推定（本人の意思と選好に基づく最善の解釈）を	本人の意思決定能力、アセスメント、意思と選好に基づく最善の解釈と主観的最善の利益に関する理解を深めるとともに、代理代行決定のプロセスを意識させる。また、プロセスを踏まえれば誰でも代理代行ができるわけではなく、各種法令に定められた権限に

					行う際の留意点 「本人意思の推定すら困難な場合」における最善の利益の考え方 代理代行決定の限界	基づいて、適切な者が行う必要があることを理解する。
111-119	20	記録化	解説	意思決定を支援するための情報収集と記録 ～本人の価値観を尊重し、支援者の気づきを高める～	本人意思の汲み取り、意思決定支援の過程を記録する方法について	日々の選択における本人の選択とその背景にある価値観等を収集することの重要性を意識し、収集時におけるポイントを学ぶ
120-121	20	記録化	GW		支援者と本人との会話に関するビデオを見せ、支援者目線で見た本人の生活環境と会話状況に関する簡単な報告書を書いてもらう。その後、サンプル回答を配布。	記録上、落としてはいけないポイントの確認や記載方法が抽象的・曖昧・支援者の主観混じりの表現等になっていないかをセルフチェックする。
122-128	10	まとめ	解説	まとめに代えて	本日のポイントの整理	

(2) 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修(半日コース 240 分)

- 1) 利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る
- 2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する
- 3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る
- 4) 意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する
- 5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする
- 6) 研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する

表 18 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修（半日コース）

資料 頁	時 間	大カテ ゴリ	中カテ ゴリ	タイトル	内容	ねらい
28-51	60	導入	講義	「意思決定支援」における基本的考え方	「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説 ①支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序 ②基本的な考え方（3つのスタンス（表出された意思→意思と選好に基づく最善の解釈→最善の利益）の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般的意見） ③トリガー映像（3分）＋3つのスタンスの解説 ④意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比 ⑤日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容 ⑥レスキュー（解決要請事態）モデルとエンパワメント（自己効力感向上）モデル	「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。 意思決定支援の場面・機会を列挙し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく（本来はもっと前から意思決定支援を行う必要性があることを理解する）。 意思決定支援の方法（特に本人の意思と選好に関する収集・更新・解釈方法）や枠組

					⑦意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫 ⑧意思決定支援の枠組み（流れ）と本人の意思と選好の収集についての工夫 ⑨意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化	み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく
52-67	25	ガイドライン	解説	障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説	①国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ②ガイドライン概要説明（Ⅰ趣旨 Ⅱ総論 Ⅲ各論）	意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。
68-72	35	ガイドライン	事前説明＋寸劇ビデオ＋グループワーク＋解説	①支援付き意思決定映像で学ぶパート2～ガイドラインに沿った「意思決定支援」会議を実現するためのポイント～ シーン1：意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ	映像を見る前に、主人公の状況と映像を見るうえでの注意事項の説明（5分） 映像シーン1の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）	ありがちな会議に対して、どのような点が意思決定支援上の課題なのかを認識し、共有することができる。また、意思決定支援（支援付き意思決定）会議を実現するためにどのような働きかけが必要かを理解できる。
73-81	10	ガイドライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」会議に向けた事前準備	①意思決定支援会議を行うための事前準備の重要性 ②事前準備において検討すべきこと（目的・基本原則・ルール化・役割分担等）	支援付き意思決定のコンセプトや潜在的な対立可能性を認識することなしに会議をはじめようとしてうまくいかないことを認識し、ファシリテーションを意識した進行が求められることを理解できる。
82-83	25	ガイドライン	寸劇ビデオ	シーン2：ご本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談	映像シーン2の上映（5分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）	本人の選好と価値観の収集方法の一例を紹介しつつ、「意思決定支援」との関連性についての理解を深める。
84-88	5	ガイドライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」の基本視点と意思決定支援ツール	パーソンセンタードの視点の重要性 意思決定のためのベストチャンス（最適な環境）の提供 意思決定を促進するためのツール紹介	ご本人にとってもっとも意思決定しやすい環境を整えるための様々な工夫があることを理解する。
89-90	30	ガイドライン	寸劇ビデオ	シーン3：意思決定支援会議の実践	映像シーン3の上映（10分） グループワーク（8分） 共有（7分） 解説（5分）	支援付き意思決定の支援における具体的な工夫や発見、キーパーソン（アドボケイトの役割を担う人）をチームにいただけることの効果、「意思決定支援」を継続することの意味について理解する。
91-97	10	ガイドライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支	支援付き意思決定の場面における面接技法 ファシリテーションを意識し	ファシリテーション型会議運営の具体的手法を学ぶとともに、支援付き意思決定の支援

				援」のためのファシリテーション技法と意思決定支援の限界	た会議運営の例示 意思決定支援の限界（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより）	にも限界が存在することを理解する。
98-110	30	ガイドライン	解説	②本人意思の推定 ③本人の最善の利益の追求 のための指針	意思決定能力アセスメント 「意思決定能力」のとりえ方 アセスメント実施時の質問例と留意点 「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」と判断する前に考えること 本人意思推定（本人の意思と選好に基づく最善の解釈）を行う際の留意点 「本人意思の推定すら困難な場合」における最善の利益の考え方 代理代行決定の限界	本人の意思決定能力、アセスメント、意思と選好に基づく最善の解釈と主観的最善の利益に関する理解を深めるとともに、代理代行決定のプロセスを意識させる。また、プロセスを踏まれば誰でも代理代行ができるわけではなく、各種法令に定められた権限に基づいて、適切な者が行う必要があることを理解する。
122-128	10	まとめ	解説	まとめに代えて	本日のポイントの整理	

5. 研修資料

(1) スライド資料

2回の試行的研修の評価を踏まえて修正を加え、意思決定支援ガイドライン研修の資料を次の通り作成した。

(パワーポイント資料を掲載。データはDVDに収録し、報告書に添付)

(2) 研修映像資料 (シナリオ)

意思決定支援会議を実践的に理解するための研修映像資料を次シナリオに基づき作成した。

(※ 研修映像は、DVDに収録し報告書に添付)

障害福祉サービスの提供等に係る 意思決定支援ガイドライン研修

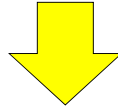
科研費「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」班

気づきグループワーク

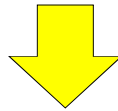
「意思決定支援」の主体は当事者であることを再認識するための気づきを促す、アイスブレイクを兼ねたグループワークです。
座席の左右・前後で3～4人ごとのグループになり、自己紹介します。握手して自己紹介し合うと、アイスブレイクとしてはより効果的です。

Supported Decision Making

3



**「意思決定支援」をする
主体は誰でしょう**



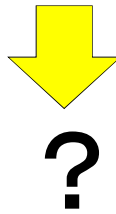
？

意思決定支援をする主体は、支援者

Supported Decision Making

4

**「支援された 意思決定」をする
主体は誰でしょう？**



「支援された意思決定」をする主体は、本人

**私には、意思決定をする
権利があります。**

誰でも、自分の意思は自分で決める権利がある。

（一人で意思決定することが難しい場合）

6

**私には、支援された意思決定
をする権利があります。**

一人で意思決定することが難しい人は、支援された意思決定をする権利がある。

**意思決定をする
主体は本人**



支援者はサポーター

意思決定をする主体は本人であり、支援者は本人が意思決定するサポーター

「意思決定支援」は、 目的ですか？手段ですか？

意思決定支援は、目的か手段か考えましょう。もちろん、目的ではなく手段です。

「意思決定支援」の、 目的は何ですか？

意思決定支援の目的は、本人が意思決定できることです。

リスクを抜きに意思決定について考えることはできません。意思決定は、本質的にリスクを含んでいます。

10

- ① あなたの人生の中で、例えば、親や周囲の人から反対されたけれど、それを押し切って意思を決定した経験があったら、それをグループで共有してください。また、そのことを振り返って、今どのように感じていますか。

意思決定を自分のこれまでの経験に引きつけて考えてみましょう。

- ② あなたのこれまでの利用者への支援の中で、本人の意思決定に基づいて支援した事例があったら、どんなことでも良いので思い出し、グループで共有してください。
- ③ さらに、あなたの人生における経験と同じように「リスクを冒しても意思決定した」ことを支援した、と感じた事例があったら思い出し、グループで共有してください。

自分の支援経験の中で、本人の意思決定を支援した事例を振り返りましょう。また、リスクを冒しても意思決定支援をした経験があれば振り返ってみましょう。

④ あなたのこれまでの利用者への支援の中で、本人の意思ではなく、本人以外の他者の意思に基づいて支援内容を決定した事例があったら思い出してください。

- ・それは、誰の意思でしたか。
- ・なぜ、本人ではなく、その人の意思に基づいて決定したのですか。
- ・その時に、思ったり感じたりしたことがありましたか。

これらのことを、グループで共有してください。

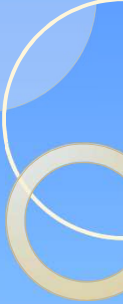
本人の意思ではなく、他者決定による支援をした経験を振り返りましょう。このことを自覚した上で研修に臨みましょう。

**あなたも、あなたの支援を受けている人も、
一度限りの人生を生きていることを忘れないでください。**

誰にとっても一度きりの人生を自分で決めて生きる、ということを、自分も利用者も当たり前の原理として認識して上で研修に入りましょう。

事例から見る「意思決定支援」 — 意思決定に対する阻害要素とは？ —

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修



「意思決定を支援するかかわり」 について考えてみましょう

事例①「権利」に関する事例

事例②「支援付き意思決定と代行決定」の
経験に関する事例

事例③「意思決定におけるリスク」の経験
に関する事例

の中から選択して、20分程度グループワーク
を行います。

その人の意思決定を阻む要素は何か、考えて
みてください。

15

事例を通じた検討は、意思決定支援の阻害要因ということに焦点化して実施してください

事例①長期入院しているAさん（60歳）

長期入院している人の退院を進めるという病院の動きの中で、Aさん（60歳）が候補となりました。長期入院となっている患者さんの中ではまだ若く、激しい症状が消退しているというのがその理由です。

Aさんは、突然、これまでかかわりのなかったソーシャルワーカーから「退院しませんか」と言われました。20年以上も入院生活を送ってきて、今の生活に大きな不満はありません。それよりも変化している社会の中でひとりで生活するということへの不安の方が大きいので、どうしていいのか、自分でもわかりません。



「意思決定を支援するかかわり」 について考えてみましょう

事例①「権利」に関する事例

事例②「支援付き意思決定と代行決定」の
経験に関する事例

事例③「意思決定におけるリスク」の経験
に関する事例

の中から選択して、20分程度グループワーク
を行います。

その人の意思決定を阻む要素は何か、考えて
みてください。

17

事例を通じた検討は、意思決定支援の阻害要因ということに焦点化して実施してください

事例②学童保育に通いたいBちゃん

Bちゃんは来春、小学生になります。そこで、保育園のお友達が多く通う小学校に併設する学童保育の利用を申請しましたが、一度もBちゃんやお母さんに会うこともないまま、却下の通知がきてしまいました。

問い合わせたところ、場所が狭くて、利用する児童が多いので「コミュニケーションがとれず、車椅子が必要なBちゃんの安全が確保できない」というのが主な理由でした。

「Bちゃんは、”お母さん“と呼ぶことはあるのですか」と聞かれたので、言葉で母と呼ぶことが無くても、Bちゃんは周りの事を良く理解していることや自らの意思や考えていることはあることを伝えましたが、担当の職員の理解を得ることができませんでした。

18

本事例は、児童が学童保育を利用している事例である。思決定支援ガイドラインは、成人の障害福祉サービスを利用している方を対象としているが、ここでは、意思決定阻害する要因を話し合うための事例としての提示であることを説明してください。

事例③ディズニーに行きたいCさん

Cさんはグループホームに入所しながら、就労継続支援B型事業所に通っています。

定期的に行っているCさんの関係者会議でのことです。相談支援専門員から「これからの希望ややりたいことはありますか？」と聞かれ、Cさんは「ディズニーランドに行きたい」と答えました。

それに対してグループホームのサービス管理責任者からは、「この前もCD買いすぎてお金がないじゃない。ディズニーランドに行くには新幹線と電車を乗り継いで行くんだから、一人じゃいけないのよ」という発言がなされ、話はそこで、終わってしまいました。

19

この事例では、意思決定の結果起こりうるリスクを考えていきます。

しかし、リスクばかりに目が行くことで、実際にその方の希望がどこにあるのか、希望の背景にあるものが何かを見失いがちになります。

後半のサービス提供責任者のやや否定的にとれるやり取りを強調して、次の意思決定支援を支えるかわりに入るといいでしょう。



意思決定を支援するかかわり 支援例

20



事例①長期入院しているAさん（60歳） 「権利」に関する事例 —意思決定を支援するかかわり—

突然の退院話に困惑しているAさんの様子をみて、ソーシャルワーカーはということが不安なのか、じっくり話を聞いてみました。

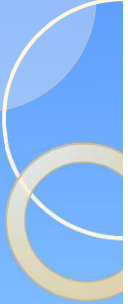
発病してから入退院を繰り返し、家族にずいぶん負担をかけたこと、親孝行もできないまま両親が亡くなり、面会や外出もないまま20数年が過ぎてしまったことなど…今の社会がどう変化しているのかがわからないという不安が大きいことがわかりました。



そこで、Aさんと同じように長期入院していた経験をもつピアサポーターのYさんに病棟に来てもらい、退院する時にどういうふうに退院したのか、退院してからの苦労や楽しみなどを話してもらいました。

Yさんは囲碁や俳句が好きで、退院してから、地域の高齢者の方が集まる憩いの家に毎日のように通って、趣味を楽しんでいることを話してくれました。もちろん、自分で身の回りのことをすべてやるのは大変だけど、ヘルパーさんに手伝ってもらっているとも言っていました。

Aさんも囲碁や将棋が好きで、病棟では右に出る人がいないような腕前です。Yさんの話で少し、退院してからの生活がイメージできるようになってきたようです。

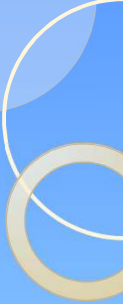


事例②学童保育に通いたいBちゃん 「支援付き意思決定と代行決定」の経験に関する事例 一意思決定を支援するかかわりー

Bちゃんは学童保育に行って、本当に楽しいのか。どんな風に感じるのか試してみることを提案し、体験利用の機会を作りました。

子どもたちに囲まれ、笑顔で過ごしていBちゃんの姿が見られ、顔見知りの子どもたちが「Bちゃんが笑っている時は、いろいろと話をしている時だよ」と職員たちに説明してくれました。

また、母親が発作対応の方法をわかりやすく書いた資料をつくり、職員たちに伝えました。



関係者が集まる会議では、ヘルパーさんから、疲れはあるものの、学童利用後に帰宅したときに、「今日は友達と何をして遊んできたの」と聞くと、声を大きく出して、笑顔で説明しようとしたり、得意げな表情を見せてくれたと報告がありました。

行政も、Bちゃんと保護者が学童利用を希望していること、また、それを拒む理由はない前提に立ち戻り、Bちゃんがどうすれば安全に学童保育利用のための具体的環境整備を進めていくかの検討をしてくれることになったのです。

事例③ディズニーに行きたいCさん

「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例 一意思決定を支援するかかわりー

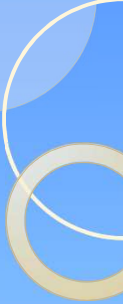
いつもサービス管理責任者からは、お金の使いすぎだと注意され、あれもダメ、これもダメと言われてしまいます。Cさんは今回も同じだと思っていたが、相談支援専門員が「Cさんはどうしてディズニーランドに行きたいの？」と聞いてくれました。

「雑誌で大好きなアイドルがディズニーランドに行っている記事を見て、ずっと前から行きたいと思ってたんです」そう答えると今度はサビ管に向かって「Cさんは全然お金がないんですか？」と尋ねました。「全然というわけじゃないけど…ディズニーランドに行ったら、かなりお金がなくなっちゃいますよ」という返答がもどってきました。

25

サービス提供責任者の投げかけはあくまでも例示です。

日々の支援の中で、このような投げかけになっていることはないことはないでしょうか？（受講者へ日々の支援を振り返ってもらうような間を作る。）



「じゃあ、行けるくらいのお金はあるんですね。Cさんは東京に行ったことはあるんですか？」相談支援専門員からそう聞かれたので、「東京まではEさんと一緒に行ったことがあります。Eさんは電車のがわかるから…」とCさんが答えました。

「そうなんですね…すぐというわけにはいかないかもしれませんが、ディズニーランドに行くために、日ごろのお金の使い方少し考えたり…これからいろいろと話していきませんか？」

そう相談支援専門員から言われ、夢がかなうかもしれないとCさんはうれしくなりました。

26

意思決定支援を支援する関わりの中では、支援者も当事者からの投げかけを前向きに捉え、希望のみに焦点を当てるのではなく、背景などにも目をやり、実現のための検討を深めていく必要があります。

意思決定を阻む要素とは...

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう
- 表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- 障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう

→ 本人の可能性を信じることができない

その理由はどこにあるのでしょうか

サービス提供
機関の事情・
利益優先

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

情報・経験の不足

逆に先回りして
代行してしまう
(パターンリズム)

「意思決定支援」における 基本的考え方

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

意思決定支援とはなんだろう？

29

- 「意思決定支援」という言葉は、どのような法律で使われていますか？
- 「どんな人にも意思決定／意思表示の力がある」について、あなたはどのように考えますか？
- 「本人の意思を尊重する」とこととの違いは何でしょうか？
- あなたが「意思決定支援」を使ったり意識したりしている経験を思い出してみましょう。

(参考) Yahoo!ニュース特集「本当は何を望んでいるの？」
—認知症高齢者 その意思はどこに 2017/10/26(木) 配信
<https://news.yahoo.co.jp/feature/795>

- ・「意思決定支援」という言葉は障害者基本法ほかの法律でも使われています。
- ・しかし、言葉の指し示す意味が相手と食い違い、困惑する経験もあるのではないのでしょうか。未だ多様に用いられています。
- ・本研修における「意思決定支援」の意味は、後ほど簡単に紹介します。
- ・「どんな人にも意思決定／意思表示の力がある」という主張について、考えてみましょう。これもやはり意思決定や意思表示をどのように考えるかによって幅があります。しかし、少なくとも私たちは本人の意思を十分に受け止めないまま、「この人には意思がない」とみなす間違いがたいへん多いという指摘は、謙虚に受け止めなければなりません。→(例)国連・障害者権利条約の一般的意見1号、英国意思決定支援法(MCA)の原則、このスライド参考のYahooニュース動画(2017/10/26配信)
- ・また、近い言葉として「本人の意思の尊重」があります。これとの比較も考えたり話し合ったりしてみましょう。→(例)意思決定支援は、相手の意思を尊重することに加えて、その人の意思を決定するための支援も行う。等

追記

- ・また、なぜ“志”ではなく“思う”ほうの「意思」なのか、時間があれば考えてみてください。(例)“志”のような明確な考えや主張だけを対象としていない。一般的に「意思決定」という言葉がある。法律を考えると「意思」という言葉が使われている。等

「支援付き意思決定」と 「代理代行決定」を区別する

30

- 支援付き意思決定 = supported … (1)
(サポート：支援する)
→他の人の支援を受けながら、本人が意思決定すること。

代理代行決定 = substitute … (2)
(サブスティテュート：とって代わる、代わりにやる)
→本人に成り代わって他の人が意思決定をすること。

- (1) ができないときに、(2) を考える
(意思決定支援から見ると、成年後見は“最後の手段”)

・一般に使われている意思決定支援を整理すると、そこには「支援付き意思決定」と「代理代行決定」の2つの関わり方が含まれていることがわかります。現在は、この2つが混乱して使われていることがあります。

・「支援付き意思決定」…他の人の支援を受けながら、本人が意思決定すること。決定するのはあくまでも本人。→supported decision-making

・「代理代行決定」…本人に成り代わって他の人が意思決定をすること。→substitute decision-making

・国際的にもこの2つは分けて理解されています。また、(1)ができないときに初めて(2)を考えると原則も同じです。ただし、国によって(1)から(2)に「いつ移るのか」の考え方は異なっています。日本はまだ(2)が大きいとされています。

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？－「意思決定支援」定義の再考－

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

支援付き意思決定（の支援）＝ **本人が**意思決定主体

代理代行決定＝ **第三者が**意思決定主体

「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では・・・**本人意思が引っ張られる？**

31

- ・今の説明を、もう一度このスライドで確認しましょう。
- ・「意思決定支援」という言葉は、平成29年3月31日付障発0331第15号として出された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも使われていますが、この言葉の中に2つの考え方が含まれています。しかしこの通知が発出されたときには研究が進んでおらず、意思決定支援の概念が未分化なままでした。私たちは、いわゆる「意思決定支援」には少なくとも2つの関わり方に分けることが必要で、現在はこれらが混在していることに問題があると考えています。
- ・前のページとこのページで示しているように、支援付き意思決定(supported decision-making)は本人が意思決定の主体です。いっぽう、代理代行決定(substitute decision-making)は第三者、つまり本人ではない誰かが意思決定を行います。
- ・私たちはこの研修で、「支援付き意思決定」を【本来的な】意思決定支援と考えています。しかしこの点が曖昧なままだと、語られている「意思決定支援」が代理代行決定のことを指していたり、あるいはいわゆる「意思決定支援」として使われることがあるので、注意してください。
- ・なお、本来的な意思決定である支援付き意思決定のときには、本人の「表出された意思・心からの希望」(expressed wish)が重要となり、代理代行決定のときには「最善の利益」を基本として考えることになるのですが、これは次のスライドから話していきます。
- ・代理代行決定は、第三者が意思決定の主体となる。

3つの考え方(基本理念・原則)

33

- 最善の利益(ベスト・インタレスト)
 - ▣ 代理代行決定に関する考え方
- 意思と選好に基づく最善の解釈
 - ▣ 代理代行決定～支援付き意思決定に関する考え方
- 本人から表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)
 - ▣ 素からの意思
 - ▣ 支援付き意思決定に関する考え方

いわゆる意思決定支援を考える際に、基本となる理念或いは原則としては3つあると考えています。

ここではその3つについて簡単に示します。

「最善の利益」(best interest)原則は、その人の利益が最も高くなるように他者が配慮するという原則です。以前から採用されることもあるので、比較的馴染みがあるかもしれません。言わば他人が「良かれと思って」支援する考え方に近いと言えます。

「意思と選好に基づく最善の解釈」(Best Interpretation of Will and Preferences)は、本人の意思や選好を十分に収集し、それらに基づいて他者が判断することです。国連・障害者の権利条約等で示されました。「選好」(preferences)は明確な定義が記載されていませんが、ここでは「意図的・非意図的であるかを問わず本人から発信される、好き・嫌いなどを表す諸情報」と考えます。

「表出された意思・心からの希望」(expressed wish)原則は、本人から表出された意思に基づき、また最も高い優先順位を置いて支援する考え方です。もともと南オーストラリアの実践で示された用語を使っていますが、考え方自体はどのような実践でも見出すことができます。

なおスライドにあるとおり、「最善の利益」原則は、代理代行決定の際に用いる原則です。いっぽう、「表出された意思」原則は、支援付き意思決定の際に用いる原則です。「最善の利益」原則が支援付き意思決定支援のときに用いられることはありません。なぜなら、他の人が配慮し判断することが既に代理代行決定になるからです。

そして「意思と選好に基づく最善の解釈」原則は、両者の中間に位置します。他者が考え決める手続きからすれば、代理代行決定と言えるでしょう。この3つの違いは後述します。

国連・障害者権利条約

34

- 『医学モデル』から『社会モデル』へ
- 合理的配慮
- 障害のあるすべての人々が他の人と平等に、自ら選択することのできる機会を保障
…自ら選択する
- 地域社会の中で生活する権利、本人にとって意味のある生活を送ることを保障
…自分のことを自分で管理・統制できる

→自己選択と管理（自分で決めて、自分で管理）

日本のみならず各国で意思決定支援が重要視されるようになった背景のひとつとしては、国連・障害者権利条約を挙げることができます。この条約は、すべての障害のある人が様々な場面と立場においてその自由と人権が尊重されることを謳い、各国（締約国）がこれを守るべきことを述べています。ここで提示された基本的な考え方として、いわゆる社会モデルや合理的配慮などがあることはご承知のことと思います。

また各条文から、障害のある人が自ら選択し、自分の暮らしや生き方を自分でコントロールできる、すなわち自己選択と管理（自分で決めて、自分で管理；Choice and Control）が重要視されていることが読み取れるのではないかと思います。このことを踏まえて、意思決定支援に関する第12条を見てみましょう。

国連・障害者権利条約12条

35

1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。

4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、（後略）

権利条約12条は、障害のあるすべての人が、法の前に人として平等に権利を有していることを述べています。また法的能力があることや、その権利を行使するために必要な支援にアクセスできるようにすべきであることなどが記されています。第2項の「法的能力」(legal capacity)には基本的な権利能力(human rights)だけでなく法的権利を行使する能力(capacity to act)も含まれていると国連・障害者権利委員会などでは主張しています。すなわち、権利が単に保障されているだけではなく、実際に権利を行使できることまで含めているようです。ただしこの解釈は国によって開きがあります。

加えて、第3項の必要とする支援にはいわゆる意思決定支援が含まれていること、また第4項には権利、意思および選好(the rights, will and preferences)の言葉が記されていることをここでは指摘していきたいと思います。

国連・障害者権利委員会

一般的意見1号(条約第12条)

36

- para21. 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好に基づく最善の解釈」(best interpretation of will and preferences)が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。「最善の利益の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

(公益財団法人日本リハビリテーション協会訳、原文挿入は筆者)

障害者権利委員会では、障害者権利条約の各条文について、詳しい見解の表明を行っています。その1番目に発表されたのが12条に関するものでした。この日本語訳は日本リハビリテーション協会の提供する「障害保健福祉研究情報システム」(DINF)に掲載されていますのでご覧ください。ここでは一部を抜粋します。

下線部に注目すると、一般的意見1号では、「最善の利益」原則ではなく、「意思と選好に基づく最善の解釈」原則を用いなければならないと主張していることがわかります。

優先順位による整列

37

- 表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)



- 意思と選好に基づく最善の解釈



- 最善の利益(ベスト・インタレスト)

一般的意見1号には「表出された意思・心からの希望」(expressed wish)の言葉は出ていませんが、すでにお話したように、これは支援付き意思決定(supported decision-making)に関する原則ですので、スライド#30で見たように、最も最初に試みるものです。従って以上から優先順位に基づいて整理し直すと、このようになることがわかります。確認しましょう。なおオーストラリア連邦では法改革委員会によって国レベルの意思決定原則が提案されており、その中でもこの優先順位が示されていることを併せて申し上げます。

(客観的)最善の利益 VS 本人の表出された意思・心からの希望

映像で学ぶ パート1

～【客観的最善の利益(良かれと思つての発想)】で
意思決定支援をしようとする?～

出典:

埼玉県立大学

平成29年 教育用e-learningコンテンツ

保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻

小川孔美先生との協力により作成

<https://www.youtube.com/watch?v=1KJxRTYz09c&feature=youtu.be>

違いを具体的に確認するための映像を紹介します。YouTubeにもアップロードされているので、参照ください。

ここでは、客観的な最善の利益原則と、本人の表出された意思を比べています。“客観的”とあるのは“主観的な”最善の利益も考えられるからなのですが、#108で詳しく解説しておりますので、割愛します。より明確に違いが出るように設定したと考えてください。

最善の利益に基づく「意思決定支援」？

39

「客観的最善の利益」（ベスト・インタレスト）型視点に基づく意思決定支援の場合、以下の本人の意思に対してどのような対応の仕方になるか考えてみましょう。

- 1 働きたいと思っているあかねさん（自閉症）**
- 2 ひとり暮らしをしてみたいと思っているゆうこさん（精神疾患）**
- 3 もう一度花を育ててみたいと思っているお春さん（認知症：軽度）の場合**

3名の例が出てきます。それぞれ本人意思に対して支援者がどのように言葉かけし、支援しようとするかをご覧ください。

Best Interest 【最善の利益】 あかねさん（自閉症）の場合

（視聴後）ここでは敢えて違いがわかるように極端な言葉掛けをしていただきました。実際にはここまであからさまではないと思いますが、私たちも身の回りでどのようにご本人の意思と関わっているか、「良かれと思って」最善の利益の観点からの支援を優先していないかどうか、考えてみてください。

もちろん「最善の利益」がまったく使われないわけではないのですが、優先順位を間違えると、本人意思を軽視し、第三者の意見に引っ張られてしまう恐れがあることは確認していただきたいと思います。

	表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
説明	支援者の傾聴によっ て表出された本人の 内なる意思・希望であ り、本人から意図的に 表出される意思決定	本人から意図的に表出さ れたメッセージ(=意思)と、 意図的ではないが本人の 選好を明示する諸情報(= 選好)に基づき他者が解釈 する、本人の意思決定	特に客観的な本人利益 を重視して他者が判断 する最善の利益
観点	【その人が何を言っ ているか、何を本当に 願っているか、何がそ の人の生きる力にな っているか】	【その人のメッセージや発 せられる情報が何であると 解釈できるか】	【その人のために何が 利益か、大局的・一般 的に考えたら何がその 人にとって良いか】

41

さて、2つの原則の違いについて確認しましたが、ここで改めて3つの原則の違いを整理してみましょう。

3つの原則について、定義的な説明と観点について示します。

概要としてはこの表のように比較されますが、端的に違いだけを抽出すると、次のスライドのようになります。

表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
本人を優越しない		本人を優越する
本人から出る意思		周囲からの意見
意図して表出	意図して／せず表出	
解釈を許さない	解釈する	

← 支援付き意思決定 ／ 代理代行決定 →

42

3つの原則に関する比較の表です。違いをはっきりさせるために線を加えましょう。

(★クリックする;アニメーション)

先ず、「最善の利益」と他の2つの原則の違いを見てください。(適宜説明を加える)

次に左の2つの原則の違いに注目しましょう。(適宜説明を加える)

さて、これらの原則と「意思決定支援」「代理代行決定」との対応関係について、図の下にも少し書き足しましたが、以前(#31)で紹介した図に加えると、次のスライドのようになります。

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？－「意思決定支援」定義の再考－

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

①表出された意思・心からの希望
(エクスプレス・ウィッシュ)



支援付き意思決定(の支援)＝**本人が**意思決定主体

②意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝**第三者が**意思決定主体

③最善の利益 (ベスト・インタレスト)



「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では・・・**本人意思が引っ張られる？** ⁴³

まとめます。

- ・いわゆる「意思決定支援」は、支援付き意思決定と代理代行決定がある。現在はその2つが混用されることがある。
- ・世界的な共通理解として、支援付き意思決定が優先される。それが困難なとき、初めて代理代行決定が適用される。
- ・基本理念・原則としては3つ考えられる。その優先順位は①→②→③である。
- ・支援付き意思決定は「表出された意思」原則を用いる。代理代行決定は「最善の利益」原則に基づく。
- ・「意思と選好に基づく最善の解釈」原則は他の2原則の中間にある。国連・障害者権利委員会などでは、「最善の利益」原則ではなく「意思と選好に基づく最善の解釈」原則を用いるよう提唱している。

日常生活における意思決定とは

44

(作業的定義)

- ▣ 必ずしも法律行為に至らない、
- ▣ 必ずしも重大な医療上の判断を求めない、
- ▣ 時間に制限されない、
- ▣ 意思の表明・表出および決定である。

日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い。(3つのガイドラインから抜粋、編集)

ここまで基本的な考え方を障害者権利条約などを用いて紹介してきました。これらは成年後見や重要な契約などの法律行為を本人が行うにあたって参考になると思います。2018年度に相次いで発表された意思決定支援に関わる各種ガイドライン(障害福祉サービス、認知症の人の日常生活・社会生活、大阪意思決定支援研究会)などを読んで確認ください。

ただし私たちが日々の支援の中で継続的にご本人と関わる時には、必ずしも重要な契約や重大な医療行為に係る決定などではない事態にも多く接します。これを日常生活における意思決定と呼びましょう。これは作業的に、「必ずしも法律行為に至らない、必ずしも重大な医療上の判断を求めない、時間に制限されない、意思の表明・表出および決定」としておきます。やはり各種ガイドラインでもこのような意思決定があることは記述されていますので、併せて確認ください。これらから抜粋すると、「日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い。」であるとされています。

法律や医療上の重大な意思決定と日常生活における意思決定の違い

45

- 今もしくは近々に（どうしても）決めなければならないか
- 決定者の確定、責任の所在
- 決定帰結の活用
- 継続性・修正可能性（形成性）
- 本人（被後見人等）の意思能力判定の適用基準
- 代理代行による決定までを必要とするか否か

では、法律や医療上の重大な意思決定と日常生活における意思決定との間にはどのような点で違いがあるでしょう。

法律や医療上の重大な意思決定の場合は、どうしても決めなければならない期限が定められ差し迫っていることがあります。決定者が複数で曖昧なことは責任所在の点から好まれず、また決定は速やかに現実反映されます。反映されたことは修正ややり直しが利かないことも少なからずあることも特徴です。

いっぽう日常生活における意思決定では、必ずしも今ここで決めなければならないことばかりではありません。むしろ、いろいろ修正しながら本当にその方の望むところに行き着くほうが良いことがあります。したがって、今すぐどのように意思決定するかを支援するのではなく、その人がよりよく決定できるように手伝うことが重要になります。また同時に私たちもより適切に支援できるよう変わらなければなりません。

レスキューモデル と エンパワメントモデル

46

□ レスキューモデル

- ▣【状況】解決の要請程度が高い、緊急性がある、時間的に限りがある（切迫性がある）、ような場合
- ▣【目標設定】本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、相対的に安定した状態に至らせる。本人意思の確認や「最善の解釈」に必要な情報の収集に努力するが、必ずしも十分にはできない。
- ▣【支援のあり方】結果、最善の利益を尊重もしくは配慮した、代理代行決定に至ることも多い。
- ▣【本人以外から始まる意思決定】

そこで、支援のあり方について、日常生活における意思決定支援と、そうでない場合とに分けて考えます。

まず【レスキューモデル】は、日常生活ではないとき、すなわち法律や医療上の重大な意思決定を行う場合の支援です。解決要請が高い、つまり早くにどうしても決めなければならないため、目標設定が本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、安定した生活とすることになります。できるだけ本人意思の確認や「最善の解釈」に努めますが、差し迫っている状況では容易ではありません。その結果、最善の利益原則に従った代理代行決定となることも多くなります。このような場合は、【本人以外から始まる意思決定】となることが多いでしょう。つまり本人以外から「決めなければならない」「決めてほしい」と言われて、その結果として本人が「意思決定」しなければならないような事態です。

レスキューモデル と エンパワメントモデル

47

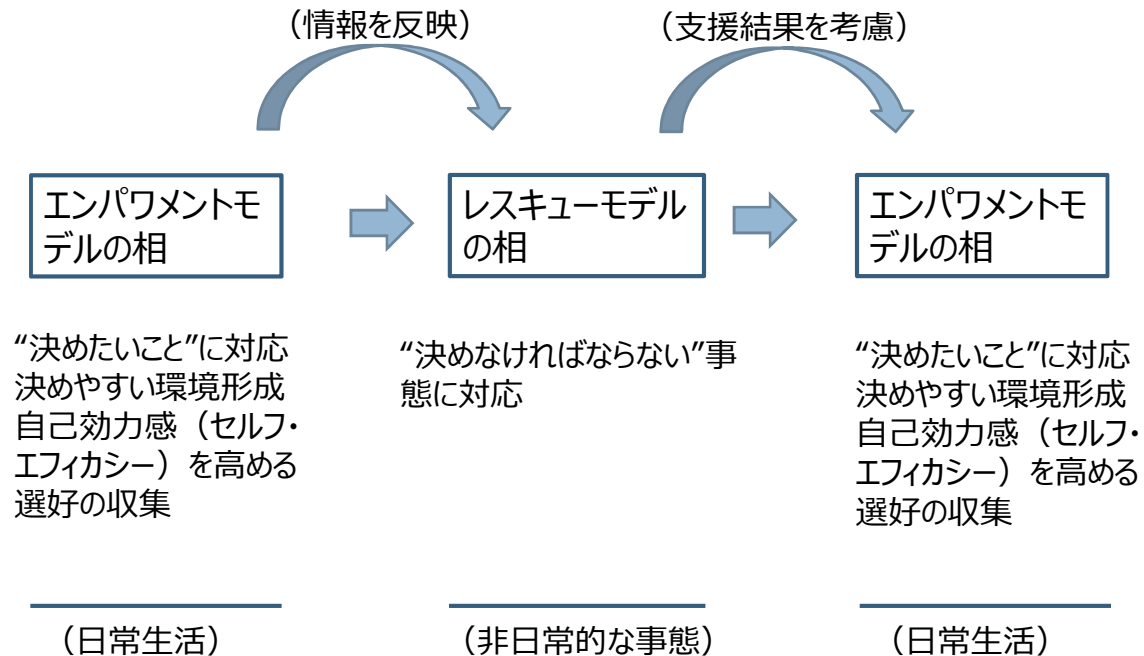
□ エンパワメントモデル

- 【状況】差し迫った解決要請ではなく、本人の意思決定がより高められることに目標がある。時間的に差し迫っていない。
- 【目標設定】本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める。自分で決めるプロセスを拡大しながら、より長期的な目標につなげていく。
- 【支援のあり方】「表出された意思」や「意思と選好に基づく最善の解釈」を適用する。重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）が高まるようにすること。意思決定支援の実施よりむしろ、意思決定支援の関わりかたを育てる（本人も支援者も育つ）。
- 【本人から始まる意思決定】

いっぽう【エンパワメントモデル】は日常生活の中なので、差し迫っていないときの支援です。本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高めることに目標が置かれます。自分で決められることを増やし、支援者もそれを共有し喜び合い、強めていきます。支援のあり方としては、「表出された意思」原則や「意思と選好に基づく最善の解釈」原則を用いることができます。ここで重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）ならびに自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高まるようにすることです。このような場合は、【本人から始まる意思決定】となることが比較的多くなると考えられます。つまり「しなければならない」のではなく、本人が望み、「したい」と思って始められるような意思決定です。

日常生活における 意思決定の支援との接続

48



私たちの暮らしは、日常生活とそうではない事態とが繰り返し起きています。そこで2つのモデルが交互に使われることになります。どちらか一方を常に使い続けるのは困難だし適切ではありません。適切に切り替え、レスキューモデルの相が終わったらエンパワメントモデルを心がけるようにします。

★（クリックする；アニメーション）

もうひとつ留意いただきたいのは、2つの相は互いに関連している点です。レスキューモデルの相では意思決定を支援するために必要な情報を十分に集めるための時間も人間関係も不足しています。そのため、日頃から本人の意思や選好に関する情報を収集し、共有し、蓄積し、更新することで、いざという時のために役立てることが出来ます。この「収集・共有・蓄積・更新」はまた別のパート（#111～）後でも出てきますのでご注意ください。

加えて、レスキューモデルの相で決められたことはその後の暮らしを変えるので、それに留意した支援を心がけましょう。

このように、2つの相は互いにつながっていることを確認いただければと思います。

意思決定支援事態の多くは、しなければならない他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態。

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか？
【例えば、急に「どこに住みたい？」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとって不慣れである。そのため理解や判断、決定はいっそう困難。

49

さて、先ほどのスライドで「本人以外から始まる意思決定」と「本人から始まる意思決定」があることを紹介しました。

ただ気をつけていただきたいのは、私たちが「意思決定の支援」として支援課題とするような事態、あるいは難しい支援事態などは特にそうかもしれませんが、かなりの場合は「しなければならない他者の始発による解決要請事態」であるという点です。言い換えると、周りの人が本人に決めて欲しいと言って本人に問いかけなければならないような事態であることが多いのではないのでしょうか。進路決定でもおかずの選択でも、あなたの意思はどうなのと聞かれ、本人意思を確認される手続きになっていないのでしょうか。

普段の支援を振り返って、どんなときにご本人の意思を聞いたり判断を求めたりしているか、思い出してみてください。本人が素直に「～したい」「～がほしい」と言い始めたことについて対応している事態は少なく、むしろこちらから「～はどうなの？」を意見を求めていることが多いのではないかと思います。

意思決定の支援の層

代理代行決定、Best Interests Meeting

↑ 手順が第三者に開かれ、
帰結が公に利用される

個々の意思決定 場面に対する支援

- 日常の意思決定支援(意思疎通支援,意思形成支援,環境調整)
- 危急時の意思決定支援/レスキュー・モデル
- 困難な人の支援/コミュニケーションの工夫
- 「意思と選好」の活用

意思決定を育てる ／支援を育てる

- 内発的動機づけ/自己効力感の形成/エンパワメント・モデル
- エクスプレス・ウィッシュ/小さくても自分自身の願い
- 支援のチーム形成/チームも育つ/ストレングス・モデルとの関連
- 決定支援に対する感度を高める

環境の整備

- 話しやすい場所、時間、相手、方法など
- 意思決定支援に関する考え方、態度やルールとの共有/保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- 研修の実施/協議の場の形成
- 選好情報の収集・蓄積・共有・更新

豊かな経験

- 多くの体験→選択肢を得る体験
- 決定と表出の良い経験
- 内発的動機づけ・自己効力感への配慮

決定の実現とその支援

(名川(2016)を改編)

これは日常生活場面において意思決定をどのように支援するかを、4つの手立てとして整理したものです。

(1)【個々の意思決定場面に対する支援】

私たちが意思決定支援と言っている関わりの多くがここで行われています。本人から「～したい」と言われたり、あるいは周囲の人が「どうしたいの？」と問うことが行われます。そこではレスキュー・モデルもエンパワメント・モデルもありますが、機能的にはレスキューだけをこちらに置きます(エンパワメントは次の層に置く)。その場で本人意思を確認するための様々な工夫や取り組みが試みられます。必要に応じて意思と選好に関する情報を収集するし、またそれまで収集された情報も活用して答えを出そうとします。

これが通常私たちが意思決定支援と言っている関わりにあたります。しかしこれは表層的なのであって、その他にいくつもの取り組みがあります。それを以下の3つに整理します。

(2)【意思決定を育てる／支援を育てる】

上記のような意思決定や意思表明を行えるようになるための取り組みです。レスキュー・モデルの相では行えませんので、もっぱらエンパワメント・モデルの相で行われます。内発的動機付けに留意し、本人の自己効力感が増すことを心がけます。決めて良いんだ、意思を伝えて良いんだと理解され、決定や表明の行動頻度や強度が向上する結果を期待します。そのためには、日常生活の中で押し付けではない「小さくても自分自身の望み、エクスプレス・ウィッシュ」を育てることが重要となります。

また支援者もこのような本人の自発的な決定を喜び歓迎するようにします。次の機会につなげ、意思表明の可能性を広げます。そのように日々気をつけて関わるのが、すなわち本人に意思や選好に対する支援者の気付きの感度を上げることになります。つまり支援者も育っていく必要があります。

(3)【環境の整備】

英国のMental Capacity Actほか類似の取り組みでよく指摘されるように、本人にとって決定・表明しやすい環境があります。それらを個々に合わせて理解し整えることに努めます。

環境というのは、それだけには留まりません。周囲の支援者内で、意思決定とその支援に関する考え方や態度を共有することが非常に重要です。また研修を行ったり、協議の場(意思決定に関する話し合いの場)を準備することも含まれます。「リスクの尊厳」に対しても十分に学び合うべきでしょう。

選好情報について、地道に収集・蓄積・共有・更新することも環境整備のひとつです。ここでの準備が、(1)(2)の取り組みに繋がります。

(4)【豊かな経験】

このことについては次のスライドでも述べますが、すべての関わりの基盤となるものです。

どうしたいか、を豊かな経験によって育む ／周囲が大切にする

51

- 自分の中に選択肢をたくさん作る
 - 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理
- 好きなものを選ぶ経験をたくさん作る
 - 施設からグループホームへ移行した A さん
 - 自分の好きなものが自分でわかるためには、選ぶ経験を大切にする
- その人の好みを周りも大切にする
 - 身だしなみは周りが作る

先の「豊かな経験」の意味について少し説明を加えます。おわかりかと思いますが、これは教育的な活動とも強く関わるとともに、学校卒業後も継続して重要です。

「豊かな経験」にはいくつかの意味があります。

まず1つは、「自分の中に選択肢をたくさん作る」ことです。前のスライド(1)の取り組みにおいて、決定や選択の支援として、わかりやすい選択肢を準備するということがあります。選択肢の説明や絵・写真の利用なども含まれます。しかしA遊園地とB水族館を選択肢とすると、行ったことがなければ説明はとても難しくなります。行ったことがあればその経験をともに思い出すことでわかりやすくなります。ところが私たちは、ずっと選択肢を経験として提供してこなかったのに、大人になるとさあ選べということが多いのではないのでしょうか。このような準備をすることは、私たちの課題です。

2番めは、好きなものを選ぶ経験をたくさん作ることです。先と違うのは、これが選択肢ではなく、自分で選ぶ機会そのものの体験であることです。ある入所施設からグループホームに移行したAさん(40代、女性)は、施設でも多くの買い物経験がありました。ところがグループホームでは週末の食事をスーパーマーケットで買う際に、自分では選べずに困っていました。Aさんは買い方は知っているし、細かい計算は苦手でも、お金を出して買うことは出来ます。ところが、今までは単独で選ぶことをしてこなかったようでした。これは能力の問題ではありません。自分で決めて良いことを知り、自分の好き嫌いを知り、他の人と違う自分の買い物を楽しむ積み重ねが必要でした。

3番めは、周囲の人も本人の好みを尊重し大切にすることです。

身だしなみについて聞き取りをしていたところ、あるグループホームではわざわざ自分の部屋に戻って「これが私の好きな服」と教えてくれた人がいました。ハレの日の服ではなく、普段着についてです。いくつかのホームで話を聞いてみて感じたのは、好き嫌いははっきり知っているかどうかは、知的に高いかどうかとは必ずしも関係しないということでした。むしろ、周囲の人が本人の好みについて尊重し、知って共有し楽しみ普段からの環境がそうさせている、つまり身だしなみは周りが作るのだと理解させられた経験でした。

以上のように、【豊かな経験】は周囲の人の問題であり課題であることを、ここで改めて確認しておきたいと思います。

障害福祉サービスの提供等に係る 意思決定支援ガイドライン 解説

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

国内のさまざまな「意思決定支援」 ガイドライン(H30.12時点)

53

- ◆ **障害福祉**サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
(H29.3 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人**の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
(H30.6 厚生労働省)
- ◆ 意思決定支援を踏まえた**成年後見人等の事務**に関するガイドライン
(H30.3 大阪意思決定支援研究会)
- ◆ 人生の最終段階における**医療・ケア**の決定プロセスに関するガイドライン
(H30.3 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会)

52

「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン」の概要

平成29年3月に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が公表した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要の説明。

I ガイドラインの背景と趣旨

55

障害者総合支援法

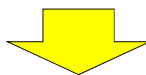
「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

○障害者本人(以下「本人」という。)が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される(第1条の2(基本理念))

○指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める(第42条、第51条の22)

障害者基本法

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、相談業務、成年後見制度、権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない(第23条)



障害福祉サービスの提供は、本人の意思決定支援に基づくことが原則

ガイドラインは、障害者総合支援法の規定に基づき、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス(以下「サービス」という。)の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものです。

Ⅱ 総 論

56

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

ガイドラインでは、本人の意思決定、意思及び選好の推定をサービス提供事業者の職員が行う支援の行為とその仕組みを意思決定支援としています。また、それに加えて、それらによっても本人の意思の推定ができなかった場合、最後の手段として本人の最善の利益を検討する場合についても取り扱うこととしています。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。職員が行う直接支援の全てに意思決定支援が含まれる。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が考えられる。本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援が必要な場面として、

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。としています。

3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則

本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行う

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定

意思決定支援の基本的原則として

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。
としています。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討する

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考える

(3) 自由の制限の最小化

本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要であるとして、次の3点を挙げています。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益の判断が必要な事案について、本人の立場に立った場合に最善と思われる複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して関係者の協議により本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をする事ができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進める。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進める。

5. 事業者以外の視点からの検討として、次のように説明しています。

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係として、次のように説明します。

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

Ⅲ 各 論

61

1. 意思決定支援の枠組み

(1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援計画の作成、意思決定支援会議の企画・運営など、意思決定支援の仕組みを作る役割(サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務など)

(2) 意思決定支援会議の開催

本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したりする仕組み
「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定支援計画の作成とサービスの提供

意思決定支援会議により確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とし、意思決定に基づくサービスの提供

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、さらに意思決定が促進されるよう見直す

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、日常生活における場面においては、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行うこととなるが、社会生活における場面においては、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される、としています。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話を聞いたり、日常生活の様子を観察したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族、成年後見人等や本人が同席を希望する人の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会(以下「協議会」という。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っていても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選ぼうがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。意思決定支援は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

意思決定支援の流れ

62

意思決定が必要な場面 ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自ら意思決定することが困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

(サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)
本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定
最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

62

「意思決定支援の枠組み」の概念図です。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

本人が、意思決定に必要な情報を十分理解し、決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を十分行うことが重要

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかり

4. 職員の知識・技術の向上

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修(OJT)、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

事業者、家族や成年後見人等の他、関係者と連携して意思決定支援を進める
意思決定支援会議に関係者等が参加するため、協議会を活用する等の体制整備が必要である。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容について丁寧に説明する
苦情解決の手順等の重要事項について説明する
意思決定支援に関わった関係者は、守秘義務を厳守する

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取り組みを進めることが求められる。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じているところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

Ⅳ 意思決定支援の具体例

施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

65

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。

成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。

意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。

意思決定支援の事例です。ガイドラインには、次の3事例が収録されています。

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

Ⅳ 意思決定支援の具体例

施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

66

施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりはあるが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみ、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。

Ⅳ 意思決定支援の具体例

施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

67

また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。

Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンや冷凍食品を調理して食べたりと、Bさんは生活の幅を広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、誰にとっても明らかであった。

※ 意思決定支援ガイドライン本編には、他の具体例として「日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援」「精神科病院からの退院に関する意思決定支援」を収録

意思決定支援のためのアセスメント表の例

<意思決定支援が必要な項目>

Bさんがこれからどのような場所でどのような生活をしていきたいのか？

<これまでの生活史>

○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があること、自閉症であることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするような療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかったりときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかったり、自分のしたいことができないときにはよくパニックになっていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいように絵などで説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少しずつ減ってきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなカップラーメンは自分でお湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくれたり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。

意思決定支援会議のまとめ

<関係者からの情報>	<推定される本人意思>
○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなくな不安そうにしていた。(家族)	○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないかな。
○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)	○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないかな。
○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)	
○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選ぶ。(入所施設職員)	○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないかな。

68

(参考)Aさんの意思決定支援のためのアセスメント表

意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B
利用者の生活に対する意向	慣れて着いた今の施設での生活の場を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるので、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。				
総合的な援助の方針	グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。				
□意思決定支援内容					
1	意思決定支援が必要な項目 今の施設での生活を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないのではないかと一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたいという思いもあるのではないかと、グループホームの生活を実際に経験することで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないかと。	到達目標 体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができる。	支援内容 ①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	本人の役割 グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	支援担当者(機関) ①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員、グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中での本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2	施設で使っている絵カード等を活用して、グループホームでの生活を、なるべく変化の少ない状態で体験できる。	グループホームでの体験利用を、変化の少ない状態で新しい体験をして、今後の意思決定ができるよう、できるだけ着いて行く。	1ヶ月後	支援方法の情報提供	入所施設△△ 相談支援専門員	今までの支援方法を活用しながら、新しい体験にもチャレンジしていく。	1ヶ月後	
3	体験の様子を確認し、その都度意思を表明し、今後の意思決定の材料としたい。	体験利用により、意思の変化や様子の確認を行い、今後の意思決定につなげていく。	1ヶ月後	体験利用中の様子の記録 体験利用後の意思決定支援会議の開催、サービス調整等	グループホーム〇〇 相談支援専門員 成年後見人	体験利用中の気持ちを、何らかの形で伝える。	1ヶ月後	

平成 年 月 日 利用者名 B 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) D 印

69

(参考)Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

「意思決定支援」ガイドラインに基づく 支援プロセスを理解する(その1)

①支援付き意思決定の実践 (意思決定責任者による ファシリテーション)

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

趣旨説明

:ガイドラインの全体のプロセスをもう一度振り返りつつ、特に「会議」というものに焦点を当てて解説する。

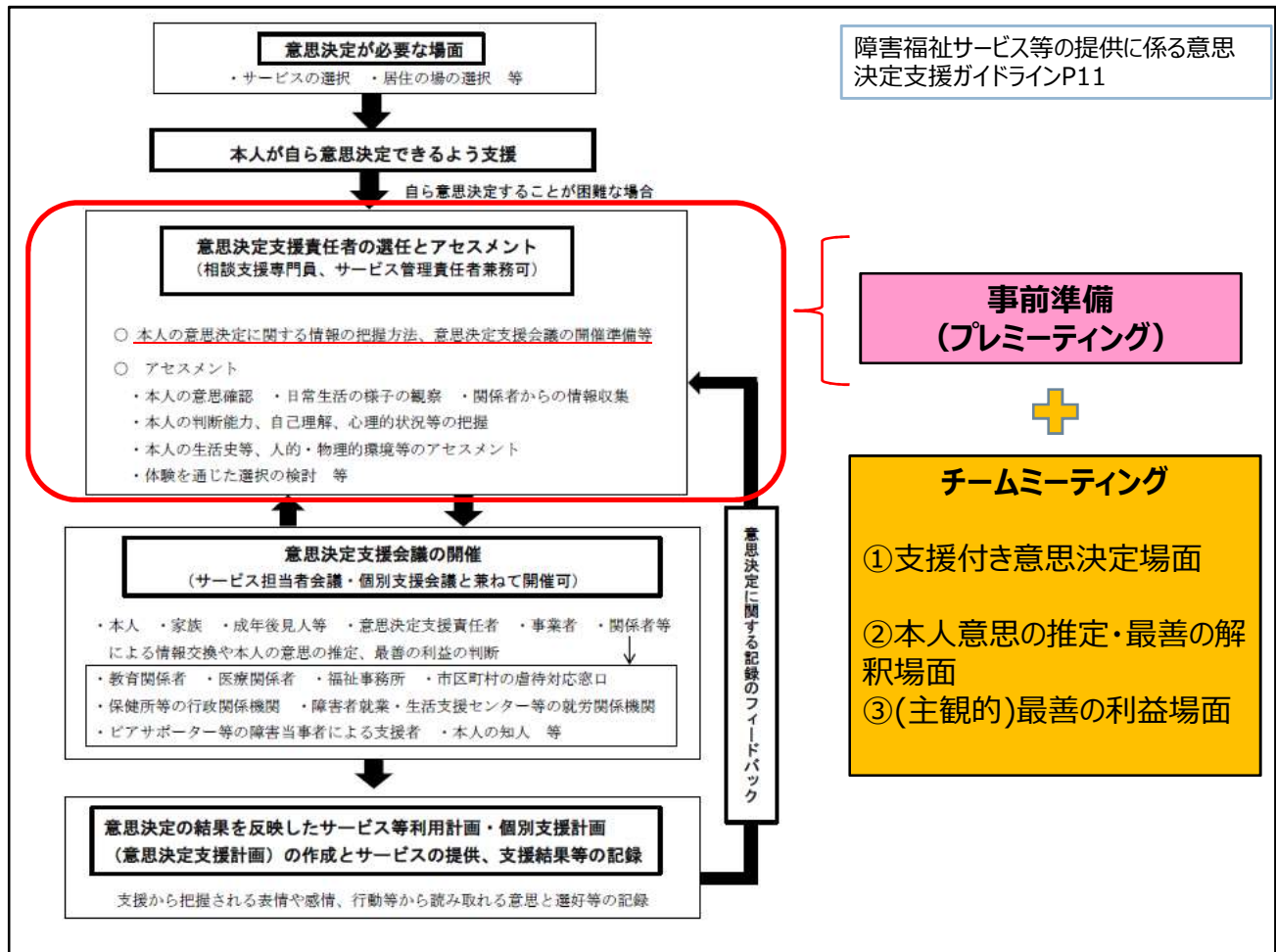
＜障害ガイドラインにおける意思決定支援の定義＞

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、①可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、②本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、③最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

①は支援付き意思決定

②は意思と選好に基づく最善の解釈

③は(主観的)最善の利益の発想



ガイドラインに記載されている「意思決定支援」の流れ(フロー図) ※赤字とフロー右側の着色されている囲みは研究班で追記したもの。

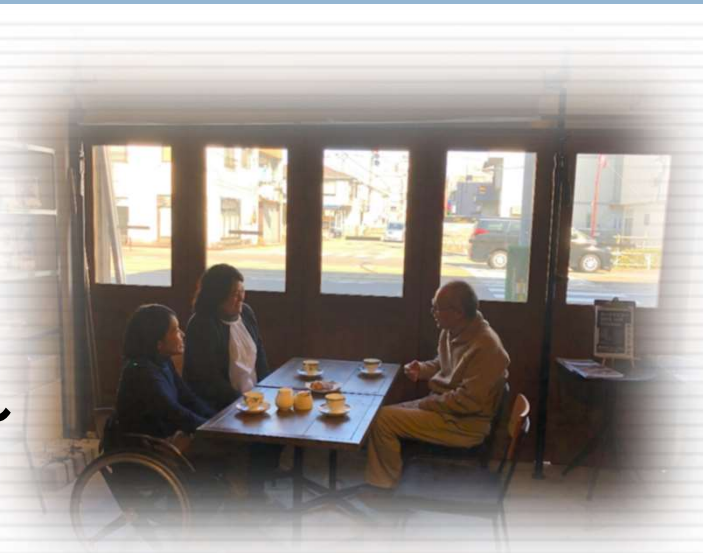
支援プロセスの中で着目するのは赤字の下線部

「本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等」

事前準備をしっかりと行っておくことが、意思決定支援会議成功のポイントとなってくる。

意思決定支援会議の実践に向けて

映像で学ぶ ～高次脳機能障害・ 失語症のある 青木さんのストーリー～



仮にガイドラインを踏まえて意思決定支援会議を行うためには、どのような働き掛けをする必要があるのか。さらに、ご本人の好き嫌いや価値観どのように把握していくのか。そして、ご本人も実質的に参加可能な意思決定支援会議をどのように実現していくのか。これは講義だけでは伝わらない部分があるため、映像を作成した。

なお、これからご覧いただく映像は、ディスカッションを充実させるためのいわゆるトリガービデオとしての要素も含んでおり、こちらの指示であえてそのように演じてもらっている箇所も多々ある。したがって、特定の専門職による支援の進め方や提案内容に関する是非を問うものではない。皆さんには、以上の留意点を踏まえて映像をご覧いただき、討議してほしい。

高次脳機能障害・失語症のある 青木さんのストーリー

73

- 脳梗塞が原因で高次脳機能障害・失語症になった60代の男性
- 以前はゴミ屋敷のような自宅で一人暮らしをしていたが、今年の夏に熱中症になり、病院に緊急搬送された。
- 言葉でのやりとりが難しいが、Aさんは身振り手振りで何かを伝えようとすることもある。
- 身寄りがないAさんの今後について、どのように支援していくかが関係者間の悩み。

・青木さんの状況について説明

・シーンは全部で三つ。第1シーンのテーマは、意思決定支援の実現に向けた働きかけ。

10分程度ありますが、漠然と見ていただくのではなく、映像が終わった後に、3つの議題について、ディスカッションをお願いしたい（先にディスカッションの内容を見せて良い）。ぜひ議題を意識しながら映像を見ていただきたい。

意思決定支援会議の実現に向けた 働きかけ（約10分）



映像で学ぶ

～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン1を上映

ここでは最初に本人不在での会議が開催されます。本人の意思を確認しながら、今後の方向性を決める非常に大切な会議であるにも関わらず、関係者が聞き取った、間接的な意思・希望で話が進んでいきます。

さらには、「施設に行きたい」という希望は、「施設に行く」以外の選択肢のない中で施設に行くしかない状況で確認がされているということも受講者に感じ取ってもらう必要があります。

まずは、本人がどのような意思表示ができるかの確認、またそれだけに限定せず、様々な意思表示の方法を模索していくことが大切です。本人の趣味・選好なども参考にしながら、リラックスできる場所や関係者を集めること（ベストチャンス）も意思決定を支援する際には非常に重要になります。

シーン1 ディスカッション

意思決定支援の実現に向けた働きかけ

75

- ① なぜ今回のシーンでは、青木さんは会議に入っていなかったのでしょうか？どのような「思い込み」が背景にあったか考えてみましょう。
- ② 青木さんは施設入所に「うなづいていた。」との馬場さんの発言がありました。これは青木さんの意思決定と捉えるべきでしょうか？
- ③ 青木さんの意思決定を促進する「最適な環境（人・場所・コミュニケーション方法等）」づくりのためにどんな工夫が考えられますか？

・ではディスカッションに入ってください。時間は8分です。
・ディスカッションを終わってください。では、いくつかのグループでどのような議論があったかを聞いてみましょう。（7分）
・では講師からも少しだけ解説をさせていただきます。（5分）

以下、時間の許す範囲でかいつまんで説明。

①のポイント

- ・本人は障害のため判断が難しいので意思決定は出来ないだろう、という思い込み＝意思決定能力の「不存在」を推定している。
- ・言葉の表出が出来ないことが、意思決定能力がないことと同視されている。
- 意思決定支援における重要な原則＝意思決定能力の存在推定を意識させる。

②のポイント

- ・支援者側が本人の意思を読み解く前に、自分の中での判断が先行しており、はじめから「説得（特定の結論の受入れに向けた働きかけ）」を行おうとしているようにみえる。
- ・意思決定における不当な影響の存在（支援者の価値観のおしつけ）がありうる。
- ・青木さんの「うなづき」が、これまでの青木さんの行動から窺われる価値観と矛盾がないかが吟味されるべき。いつもとは違った判断をしようとしている場合、特に意思決定の過程に不当な影響がなかったかを多角的な視点から慎重に議論される必要がある。これまでとは異なる意思決定をしようとしている理由は何か、を読み解いていく必要があるのではないか？
- ・とりわけ、支援者の意向に沿う意思決定の場合には、支援者側としては（反対の意見が出ることを恐れて）あえて吟味しようとはしない、という現実がある。

③のポイント

- ア) 青木さんが緊張しないようにどのような工夫がありうるか？
 - 青木さんのルーティーンを取り入れられないか？
 - 青木さんにとって信頼できる人は？一緒に居て安心感を与えてくれる存在は？
 - 青木さんにとって心地よい空間は？好きな物は？
- イ) 青木さんが考えるために十分な時間を確保しているか？
 - 情報を頭の中で整理するために関係者が「待つ」ことができるようにするのは？
- ウ) 青木さんが考えるために十分な情報が提供されているか？
 - 支援者のおすすめてほしい情報（メリット）だけではなく、デメリットも含めて提供されているか？
- エ) 青木さんにとって選択肢はわかりやすいか？
 - シンプルな選択肢（いくつかの条件に分岐する場合には、Yes/Noでフローに落とし込むなど）
- オ) 青木さんにとってわかりやすい形で情報が提示されているか？
 - 青木さんが理解しやすい言葉遣い（専門用語ではない）・得意とするコミュニケーション方法（視線・指づかい等）を活かしたやりとり
- カ) 青木さんにとってのメリット・デメリットを比較できるような工夫がされているか？
 - バランスシート（選択肢とメリット・デメリットを表にしたもの）を一緒に作成してみる等
- キ) 今後起こりうることについて話し合われているか？
 - それぞれの選択肢を選んだ場合の結果の見通しとして、合理的に考えられる結末とそれに対する青木さんの反応は？

そもそも会議の目的は何？

76

意思決定支援型会議 (本人中心会議)

- 本人には**意思決定能力がある**ことを常に推定
- 本人と支援者は**対等**であり、本人の希望や信条、価値観が議論の中心に据えられる
- 本人に対する**合理的配慮**が十分に行われる
- 最終的な決定権は「**本人**」

介入型会議 (支援者中心会議)

- 本人には**意思決定能力が欠けている**
- 支援者による会議の結果、**本人はそれに従う**
- 高度に専門的な議論が行われるため、本人は**不参加**。
- 最終的な決定権は「**支援者**」

そもそも「意思決定支援会議」とは何でしょうか。
＝本人を中心とした会議

本人には意思決定をする能力があることを前提に、支援者と本人が対等な関係で参加する会議。本人が意思決定をするにあたって、さまざまなバリア、例えば、いろんな情報の理解、あるいは情報の記録、あるいは比較をする、そういったことについて何らかの課題を抱えている場合には、支援者側がそれらをきちんと除去していく努力を尽くす必要がある。

こうしたコンセプトを参加者が共有できていることが重要。

他方、決めなければいけない事態において、緊急介入的に行わざるを得ない会議もある。関係者はどちらかというと介入型会議に慣れていることから、コンセプトを意識しないと意思決定支援会議になりづらい、ということ意識しておきたい。

Q 「意思決定支援」会議がうまく行かないのはなぜ？ —5つの疑問提起—

77

- ① 意思決定支援のコンセプトが共有されないまま、トラブル解決（レスキュー型視点）のための議論に終始していませんか？
特に、障害がある、コミュニケーションがうまく取れない等をもって、
全般的な意思決定能力が無いと推定していませんか？
- ② 意思決定支援会議における目的を達成するためのルールや支援者間の役割分担が十分に意識されていないのでは？
- ③ 本人の意思決定に対する支援よりも関係者の都合が優先されていませんか？
- ④ 会議だけで全てを完結させようとしていませんか？
日常の意思決定支援や記録の収集が不十分では？
- ⑤ 意思決定主体である本人が「お客さん」になっていませんか？

意思決定支援会議を開催する前に、現在の「会議」の現状について触れておきたい。

①ガイドラインでは「サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可」とも記載されているが、意思決定支援のコンセプトや役割が共有されていないとうまくいかないことが多い。いわゆるトラブル解決、レスキュー型（介入型）視点で会議が進んでしまうことが多い。

②意思決定支援会議における目的を達成するためのルールや役割分担が意識されていないとどうなるか。映像に出てきた馬場さんは、よかれと思って支援者としての思いを語っているが、それぞれの支援者の考えが会議の中心に置かれると、本人中心視点からどんどん外れていってしまう。

③どうしても私たちの都合で会議を設定することが多いが、その前に本人の視点（開催時間、場所、メンバー等）を入れることはできないかを検討すべきではないか。そもそも本人が参加していない会議も多い。支援付き意思決定の観点からは、決定主体である本人が不在では、意思決定支援の前提を欠いてしまうのではないか。

④会議の中で結論を全部決めようというふうにならざるを得ないと思ってしまうと、本来、手段である会議が目的化してしまう。本人にとっても尋問のようになってしまい、参加に消極的になってしまう。会議はコンセプトをきちんと共有をすること、それから全体の方向性を、ある程度、足並みそろえてやっていく。こういったことに意味がある。会議と会議の間の時間も大事。会議と会議の間の中で、きちんと本人に意思決定支援アプローチを行っていく必要がある。

⑤本人による意思決定、それを周りがサポートするための会議と位置付けるのであれば、本人が当然、参加する必要がある。

本人が出席はしても発言の機会はなく、周囲が本人に理解できないところで議論をして、結論だけを受け入れるように働きかける会議では、本人の実質的な参加の機会が保障されていないのではないか。

Q チームの「対立」原因は何か？ ファシリテーション技術が求められる理由

78

- ① 人・団体の背景事情や価値観が異なることによる対立
→原則・例外のとらえ方や思考の手順が違うため、話がかみ合わない
- ② 事実関係の有無を判断できないことから生じる対立
→誰かが事実を「否認」すると、事実の存在／不存在について合理的な説明ができず先に進めない
- ③ 基礎となる事実関係に対する評価の差から生じる対立
→評価基準の違いや経験則上の思い込みから、「〇〇という事情なら、こうであるに違いない」と思ってしまう。
- ④ パワーバランスによる対立
→賛成・反対の人数、立場、その場の空気感によって、議論の筋とは異なるところで結論が決まってしまう。

意思決定支援会議がうまくいかない原因として、チームメンバー同士の「対立」という要素もある。

意思決定支援を推し進めていこうとすると、必ずある種のコンフリクト(対立)が生ずる。特に「本人にとって望ましくない」と思われるような意思決定がテーマになった際に生じる。

①原因の1つは価値観の異なるそれぞれのメンバーが集まっていること。専門職どうしであっても、ベースとしての価値観が異なるということはよくある。ある専門職にとっては原則でも、別の専門職にとっては例外ということもある。

②基礎となる事実関係の認識にずれがあることもよくある。本人がうなづいた、うなづいていないとか、その事実関係があったのか、なかったのか。具体的な根拠が提示されなければ、そのような議論は全部、水掛け論になってしまう。

③事実関係は共通であったとしても、その評価、その捉え方にずれがあることもある。先ほどのうなづきという部分に関して、「このうなづきはご本人さんが同意したのだ。」「いや、そうじゃない、このうなづきは、他の人から促されてなされたものであり、本人は同意していない。」というように、事実共通でも評価が異なることはあり得る。

④パワーバランスも現実には存在する。例えば、ご家族のご意見がものすごい強い。あるいは、お医者さん、あるいはもしかしたら弁護士かもしれませんけども、そういうある種の権威ある人が、あたかも決定権を持つかのように振る舞う。こういった場合に関係者はその発言に疑問を持っていたとしても引っ張られてしまう。

以上のような対立状況、議論における阻害要素があり得るので、特に会議においては「ファシリテーション」の考え方が重要だということを、皆さん、ぜひご理解いただきたい。

ファシリテーションの観点から 事前準備の段階で共有しておきたいこと

79

- 今回の会議における参加メンバーの確認
- 意思決定支援の**基本原則**の確認
- **ミーティングの目的とルール**の確認
(すること・してはいけないこと・配慮すべきこと等)
- 各参加者の**役割**の確認
→「ファシリテーター」(中立な立場)と本人の「**アドボケイト役**」
(本人視点にとことん立つ立場)を意識的に分ける
- 本人による意思決定のベストチャンスを確保するために
必要な**合意的配慮**事項の確認
→本人にとって良い環境・時期・場所・対話する人
→本人にとって円滑なコミュニケーション方法

ファシリテーションとは？・・・各メンバーを会議に主体的に参加させ、議論を促進・活性化させるための進行技術

ファシリテーションにおいて重要なポイント

- ・コンセプトをちゃんと確認する
- ・会議の目的を明確にする
- ・会議において守るべきルールを確認する。
- ・役割分担を意識する。

特に意思決定支援会議では、「ご本人」が実質的に会議に参加するための様々な配慮・関係者の役割分担が必要。

- ・合理的配慮事項の確認
ご本人にとってわかりやすい情報の伝え方等について意識
ご本人にとって意思決定しやすい環境づくり

「意思決定支援」チーム

①基本メンバー

意思決定
支援責任者

ファシリテーター（調整役）

ミーティングの主催者。相談支援専門員、サービス管理責任者等が想定される。

会議ルールに則りメンバー間の議論を促進させ、必要に応じて適切な介入を行う。

本人（意思決定者）

単独での意思決定に困難を抱える本人。
最終的な意思決定を行う。

キーパーソン／アドボケイト

本人が信頼する者、当該意思決定に中心的に関与する必要がある者（友人・家族・機関職員・後見人等）。

本人が意思形成・決定・表明することを促しつつ、必要に応じて本人の意向を代弁するアドボケイトの役割を担う。

80

- ・テーマに合わせたメンバー設定を考える
いつも支援者全員がそろうような会議は大仰しく、萎縮的な会議になりがち。
基本メンバーと周辺メンバーを意識することが重要。

＜基本メンバー＞

- ①ガイドラインではご本人ごとに「意思決定支援責任者」を置くとされているため、意思決定支援責任者が中心となって、ファシリテーションを意識したチーム形成を考えていく必要がある。
- ②意思決定支援を行うに当たっては、ご本人が参加している必要がある。ご本人が、あくまでも最終的な意思決定を行う者であると、まず位置付ける。
- ③ご本人にとってのキーパーソン、アドボケイトと呼ばれる、ご本人が信頼する人、あるいは意思決定に抽象的に関わる人がきちんとご本人のそばにいて、ご本人が意思の形成、表明、実現を促していく存在がそばにるように配置。

※映像で出てきた人たちがどこに当てはまるのかを問いかけてみる。そのうえで、以下のように解説する。

ファシリテーター

福田：近松の上司（意思決定支援責任者）

近松：相談支援専門員

本人

青木：本人

キーパーソン／アドボケイト

後藤：青木の元ヘルパー

意思決定支援チーム

②状況に応じて関与が想定されるメンバー

本人の身近にいる人々

(家族・親族、友人、ボランティアなど)

福祉サービス・医療サービス提供者等

(ヘルパー・施設職員・保健師・看護師・医師・
言語聴覚士・新たなサービス提供者など)

地域社会で活動している人々

(大家・近隣住民・自治会メンバー・社協・NPO
職員・不動産業者・旅行業者など)

81

<周辺メンバー>

テーマとなる意思決定の内容に応じて、他のメンバーも適宜参加する。

- ①本当に身近にいる人々
- ②福祉サービス、医療サービスといったフォーマルサービスの領域に属する人々
- ③地域社会で活動している人々。

どんな意思決定が今回の会議のテーマになっているのか。住まいの話なのか、医療の話なのか、お金の話なのか、あるいはライフスタイルというような話なのか。それぞれを全部まとめてやるのはなかなか難しい。

テーマを絞って、その意思決定についてかかわる人たちを参集する。
コンパクトに、必要に応じて都度、会議を開催していくイメージを持っていただきたい。

※映像で出てきた人たちがどこに当てはまるのかを問いかけてみる。そのうえで、以下のように解説する。

福祉サービス・医療サービス提供者等
馬場: 病院の相談員
堂本: 行政職員(市役所 権利擁護課)

地域社会で活動している人々
民生委員 ← 堂本さんの発言から

ご本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談（約5分）



映像で学ぶ

～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

先ほどのシーン1に続いて、ご本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談のシーンを上映します。

映像が終わった後に、先ほどと同様、ディスカッションをお願いしたい（先にディスカッションの内容を見せて良い）。ぜひ議題を意識しながら映像を見ていただきたい。

シーン2を上映

シーン2 ディスカッション ご本人の価値観・選好の発見・収集

83

- ① 青木さんはどんなときに**笑顔**を見せていましたか？
なぜ笑顔が見られたのでしょうか？
- ② 一連のやり取りから考えられる、青木さんの**好きなこと**
(得意)・嫌いなこと(苦手)を挙げてみましょう。そ
れらの情報から、青木さんはどのような**性格**や価値観の
持ち主であると推測されますか？
- ③ 青木さんの選好・価値観を発見・収集することは、「**意
思決定支援**」の**プロセス**において、どのような**意味**がある
と考えますか？

・ではディスカッションに入ってください。時間は8分です。
・ディスカッションを終わってください。では、いくつかのグループでどのような議論があったかを聞いてみましょう。(7分)
・では講師からも少しだけ解説をさせていただきます。(5分)

以下、時間の許す範囲でかいつまんで説明。

①のポイント

・関係者は本人が「車」が好き、「コーヒー」が好きだということは知っていたので、車が見えるカフェを選択した。本人の笑顔が見られた。
・しかしながら、「電車」が通りがかった際、本人が身を乗り出して見ているしぐさを見て、実は電車も好きなのではないか、ということも判明。電車の話をした福田さんと笑顔で意気投合する様子も見られた。
・好きなことを発見していく過程において「笑顔」が見られた。
・「笑顔」は本人の緊張感がほぐれている、関係者に対する肯定的な感覚・信頼感を意味している。

②のポイント

・車や電車で見られる「マニアックさ」から物事を突き詰めようとする性格だったり、精密さに面白さや美しさを感じる価値観を持っている。
・人にお菓子を勧めるようなしぐさから「人に対する配慮ができる」一面を持っている。
・今回のトーキングマットでは、部屋の中で「のんびり」「テレビ」「読書」をすること、「DIY(車いじり)」が好きな反面、大人数で「飲み会」や「歌」、「ゲーム」をすること等は苦手であるという選択が見られた。「料理」については当初は苦手な領域に置かれていたが、人にこだわりのコーヒーを振る舞うこと自体は好きであったことから、「どちらでもない」の領域にカードを移動した。どちらかという自分の世界に没頭することが好きだが、こだわりの部分を他者と共有したいという思いもみられる。

③のポイント

・本人が意思決定するための支援を検討する意思決定支援会議においては、本人の価値観にマッチしうる選択肢の提示、本人にとって理解しやすい情報の提供方法などに活かすことが可能。また、本人の合理的意思推定・最善の利益に基づく決定を行わざるを得ない場合においても、本人の信条・価値観を把握しておく必要がある。こうした選好・価値観を見つけるためには、いざという場面でいきなり収集しようとしても無理で、普段の意思決定支援の場面で意識的に収集していく必要がある。

「意思決定支援」における基本視点

84

◆ 本人中心主義（パーソン・センタード）

あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている＝**対等なパートナー**として、**意思決定の中心には常に本人がいる。**

- ◆ 常に自問自答すること。
 - －本人が**自己決定するためのベストチャンス**を与えられているか？



- 1 **環境**はふさわしいか。決定を議論するのに適切な**時期**か
- 2 **十分な時間**をとって**十分な情報**や明確な**選択肢**が与えられているか
- 3 写真や映像等、**本人が理解しやすい形で情報提供**されているか
- 4 **利益、不利益、予想される結果**（見通し）を議論しているか



85

意思決定支援、特に支援付き意思決定の場面において重要とされる「パーソンセンタード」の視点を意識していただきたい。

【本人中心主義】

本人と支援者が対等なパートナーであり、意思決定の中心には常に本人がいることを意識すること。

↓

どうやってそれを意識するか

【本人の自己決定のためのベストチャンス】を確保できているかを支援者自身が常に自問自答していくことが重要。

何をすればベストチャンスになるかは、ご本人ごとに「チャンネル」が異なるため、チューニングしていくことが必要。

↓

具体的にいえば、

- 1 環境・時期
 - 2 判断のための十分な時間・十分な情報と選択肢
 - 3 それが本人が理解し易い形で提供されているか
 - 4 選択肢を選んだ場合の利益・不利益・見通しについても話ができていますか
- これらのベストチャンスは、すべて本人を基準として考えられる。関係者にとって都合の良い方法での支援ではないということを意識したい。

パートナーとの多様な コミュニケーション方法について



- タブレットやiPad
- 音
- ボディーランゲージ
- 表情
- 目, 頭, 手の動き
- 姿勢
- マカトンサイン・手話
- 補助・代替コミュニケーション (AAC) ex. トーキングマット
- 各種コミュニケーションツール
- ビジュアル(絵, 文字, 写真)等



86

いわゆる合理的配慮の一つとしても考えられる。

意思疎通(コミュニケーション)には様々な方法があり、私たち支援者が必ずしも得意としている方法とは限らない。

多様な種類の支援ツールが存在する。

支援者としてすべての手法を理解すべきという意味ではなく、本人の状況や必要性に応じて手法を活用していこうとする創造性が求められる。

トーキングマットを使ってみよう！

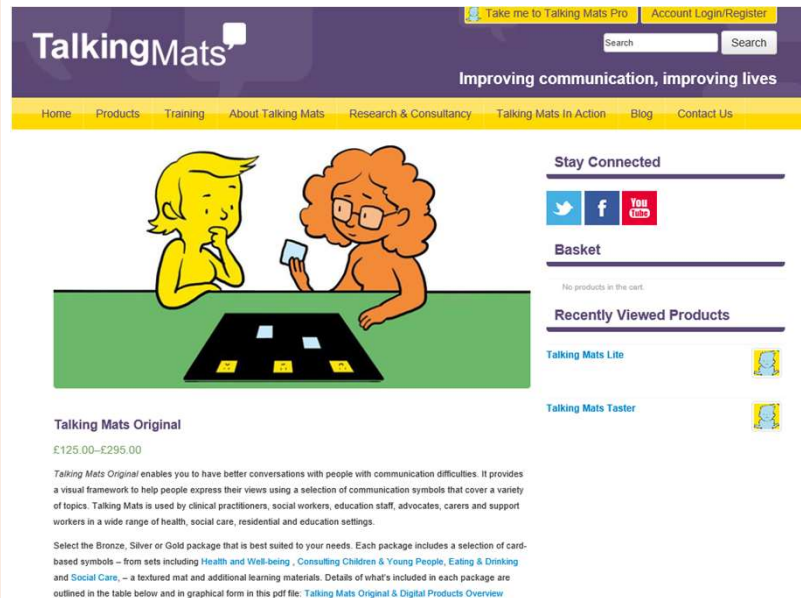
86

英国で開発されたコミュニケーション支援ツールの一つ。

アドボケイトやソーシャルワーカー、SLT(言語療法士)等が、認知症高齢者、学習障害・知的障害のある人、その他記憶保持やコミュニケーション等に支障がある方に対する支援で活用されている。

虐待者や虐待内容の特定、最善の利益に基づく決定を行うために、トーキングマットを利用して聞き取りを行った結果が保護裁判所に提出されることもある。

トーキングマットとは？



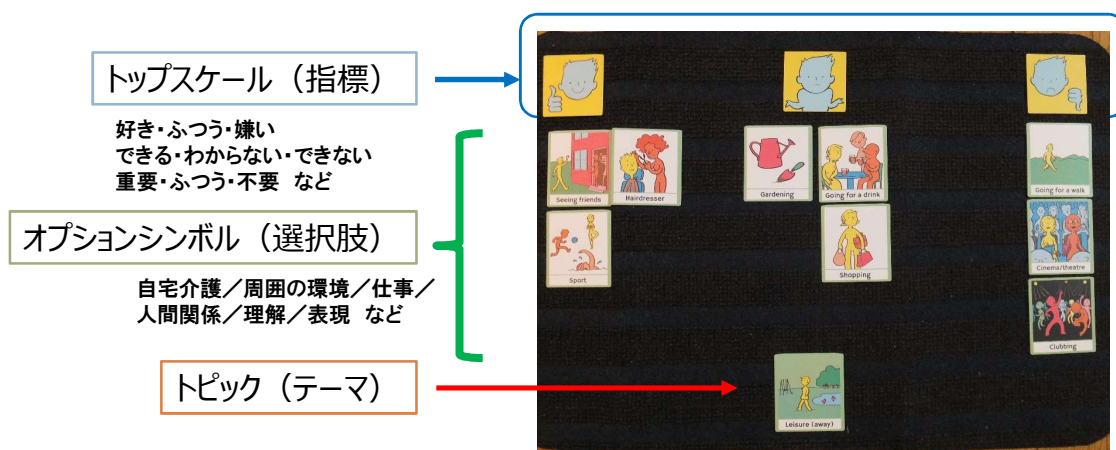
87

今回シーン2で登場した「トーキングマット」は、英国式意思決定支援ツールということで、英国の意思決定能力法の行動指針の中でも紹介されています。

今回はこれを使えるようになりましょうということではなく、意思決定支援において重要とされるパーソンセンタードの考え方や、ご本人の好き・嫌いを含めた価値観の収集方法、記録化の方法等についてアイデアを提供するために紹介させていただきました。

トーキングマットの基本的な使い方

1. 獲得目標に沿ったテーマとスケールの内容を決め、本人に説明。
2. テーマに合わせたオプションシンボルを対象者に1枚ずつ渡し、任意の場所においてもらう。カードに関連する質問も適宜行う。
3. 終了前に、置かれたカードの意味の確認と位置の変更がないかを確認する。同意を得て写真撮影。ケア記録等に綴じておく。



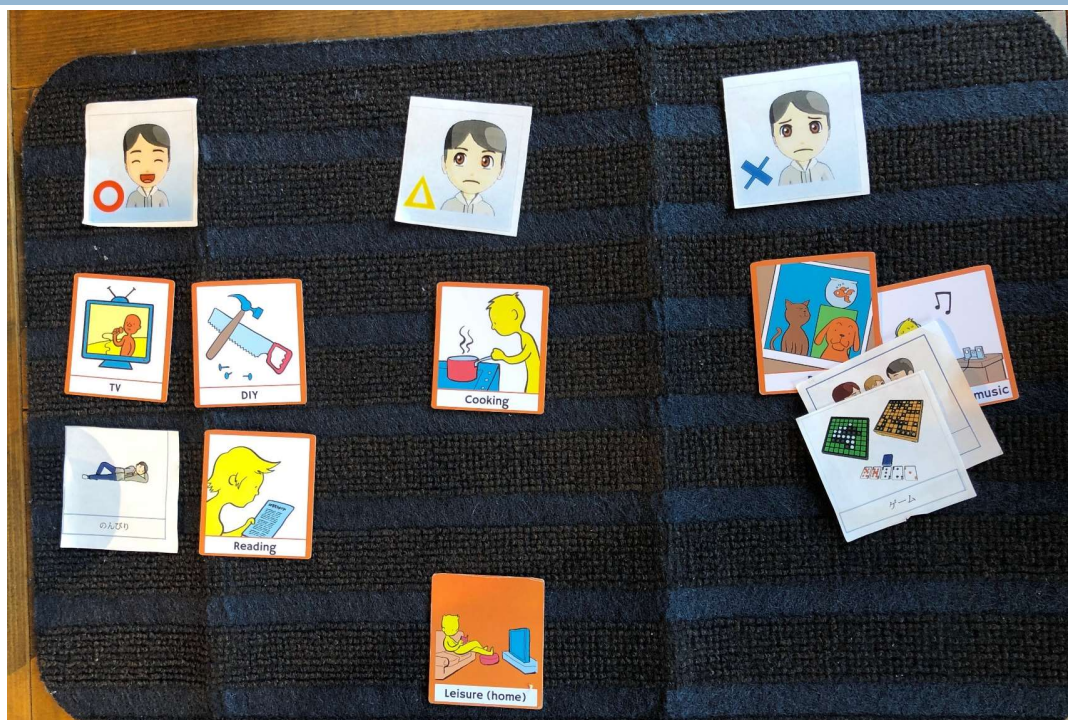
88

トーキングマットの使い方は大変シンプルです。

- 1 獲得目標に沿ったテーマとスケールの内容を決め、本人に説明。
 マットのエリアは3つに分かれています。
 - ・トピック。たとえば外での過ごし方。家での過ごし方。セルフケアについて、などさまざまなテーマが用意されています。ご本人が今どのようなテーマで会話をしているかを明確にするために、ご本人の正面に置かれます。
 - ・トップスケール。これは聞き手が獲得目標に沿って自由に決定します。できる・わからない・できない、好き・わからない・嫌いなど、スケールの設定によって、同じシンボルカードでも違う位置に置かれることもあります。
 - ・オプションシンボル。トピックに関連する様々な選択肢のカードが用意されています。
- 2 オプションシンボルを対象者に1枚ずつ渡し、任意の場所においてもらう。カードに関連する質問も適宜行う。
 - ・シンボル（選択肢）のカードを本人においてもらいます。支援者が勝手に置かないようにしましょう。
 - ・できればカードをその場所に置いた理由も含めて掘り下げて聞いてみることで、ご本人の価値観に触れることもあるでしょう。
- 3 終了前に、置かれたカードの意味の確認と位置の変更がないかを確認する。同意を得て写真撮影。ケア記録等に綴じておく。
 - ・だいたい10枚程度行ったらまとめに入ります。これまでにおかれたカードの意味内容について、聞き手が正しく理解できているかを本人に確認します。また、位置の変更が可能であることも促します。これによって意思の揺らぎを確認することができます。
 - ・最後に本人の了承を得て、マットを写真撮影し、ケア記録につづっておきます。簡単なコメントを書いておいてもいいでしょう。

青木さんのトーキングマット結果

88



シーン2の青木さんのトーキングマットについてみましょう。

クッキング(料理)のカードについては、最初は「×(嫌い)」のところに置かれていたけれど、会話の最後には真ん中「△(わからない・場合による)」に置かれました。なぜそのように置かれたのかについては、聞き手が確認していたかと思います。実はコーヒーをほかの人に振舞うことが好きである、ということもこのようなやり取りの中から発見されることもあります。

もちろんこれ1回だけやって本人の選好が確認できた、と決めつけるのはよくありません。常に意思というのは揺れ動くものであると理解しておいた方がよいでしょう。意思の揺れ動きの過程をたゆまぬ努力によって収集していくことが必要です。

このトーキングマットの結果は、第3シーンの会議でも検討材料として使われていますので、ぜひ次のシーンもごらんいただくと幸いです。

意思決定支援会議の実践（約10分）



映像で学ぶ

～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

最後に、シーン3意思決定支援会議の実践について上映します。
映像が終わった後に、先ほどと同様、ディスカッションをお願いしたい（先にディスカッションの内容を見せて良い）。ぜひ議題を意識しながら映像を見ていただきたい。

シーン3を上映

シーン3 ディスカッション ご本人の価値観・選好の発見・収集

90

- ① 会議の冒頭で「ルール」の設定が行われた理由とその効果について考えてみましょう。
- ② 後藤さん（本人の隣に座っていた元ヘルパー）は青木さんの会議への実質的な参加を促すために、どのような意思決定支援をしていましたか？ 仮に後藤さんのような存在が周囲にいなかった場合は、どのように本人のアドボケート役を確保しますか？
- ③ その他の参加者は、どのような意思決定支援上の工夫をしていましたか？ その効果は？
- ④ 青木さんが自宅に戻った後も意思決定支援を続けることになったのはなぜでしょうか？

ではディスカッションに入ってください。時間は8分です。

- ・ディスカッションを終わってください。では、いくつかのグループでどのような議論があったかを聞いてみましょう。（7分）
- ・では講師からも少しだけ解説をさせていただきます。（5分）

以下、時間の許す範囲でかいつまんで説明。

①のポイント

本人の意思決定における最適な環境づくりを図るためには、支援者側が一定の「ルール」で自分たちを縛る必要がある。今回もルール設定をあらかじめすることによって、参加者がそれを意識して発言をするようになり、あるいは発言内容がルールにそぐわない場合にファシリテーターが介入することのできる根拠となっている。

②のポイント

青木さんの様子やしぐさに着目し、あるいは青木さんの指図に基づいて、本人を中心とした会議となるよう、適切な介入をしている。

ただし、現実のケースでは、後藤さんが存在は必ずしも確保できない可能性もありますが、以下の様な工夫をしてみてもいいかでしょうか。

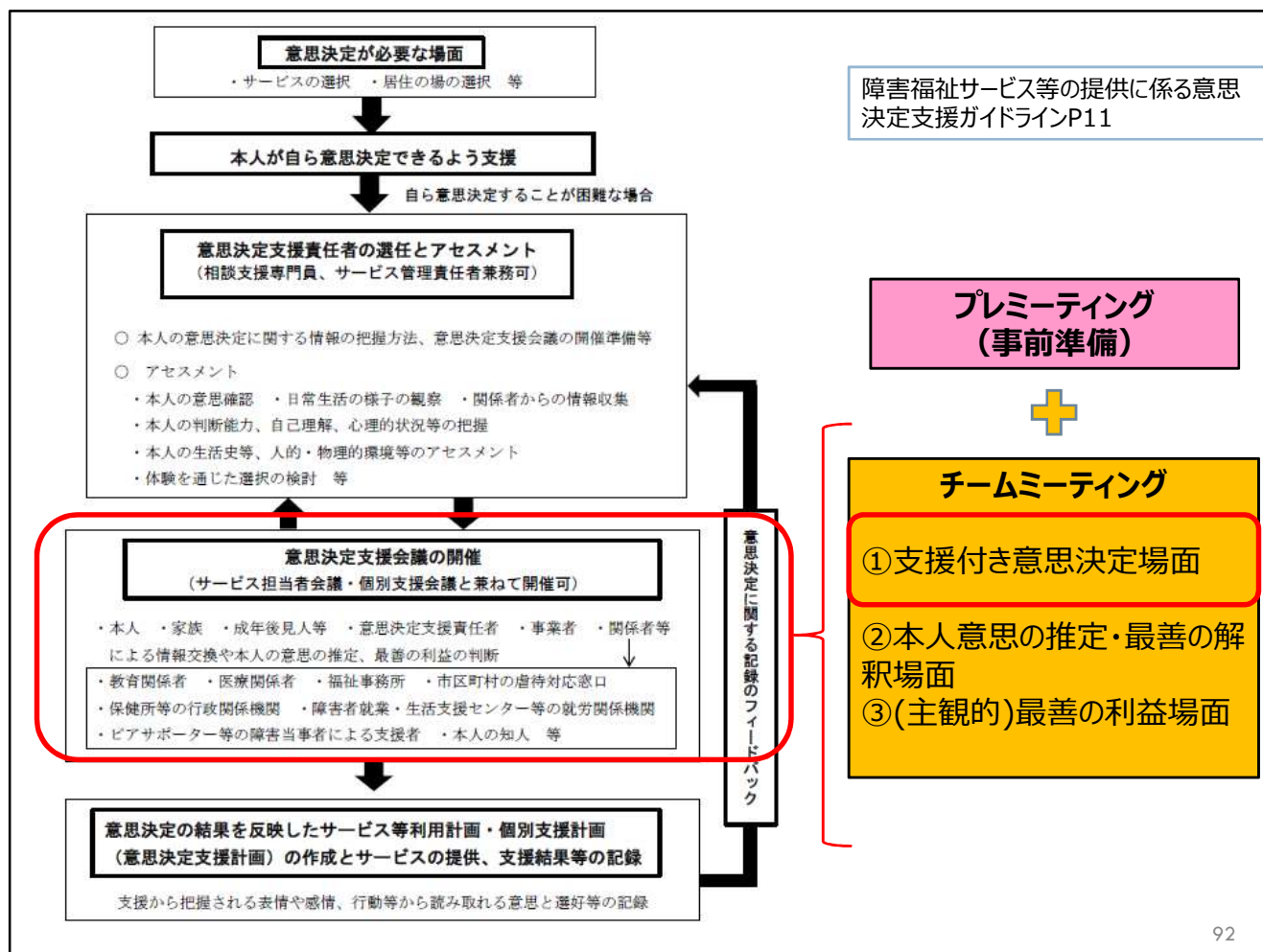
- ・役割の中に、「本人のアドボケート」役（本人の存在・声を大きくするための存在として振る舞う者。本人視点から会議を見たときに出てくる「突っ込み」を行う。）を置いてみる。たとえ会議の時だけの役であったとしても、会議は変わる。
- ・ファシリテーターとアドボケート役を一緒にやるのは難しいので（前者は中立性が重要とされる存在であり、後者は本人重視＝本人の立場にとことん立つ存在。基本スタンスが異なっているため一緒にやることはほぼ無理）、ファシリテーターがアドボケート役を任命するのが良い。

③のポイント

- ・自由に考えていただく。
- ・疎外感が一定程度は緩和されたと感じる方もいるかもしれないし、まだまだ本人中心になりきれていないという意見を持つ方もいるかもしれません。パーフェクトなものではなく、本人を中心とするための弛まぬ努力を続けていくプロセスが重要であるということを理解いただく。

④のポイント

・意思というものは常に変動しうるし、あくまでも会議での結論は、その時点で得られた情報に基づく暫定的なものとも言える。したがって、自宅に戻った青木さんの気持ちの変化や状況について改めて情報を収集し、日常における意思決定支援を続けることで、青木さんの気持ちに寄り添った支援を展開することができるのではないのでしょうか。



ガイドラインに記載されている「意思決定支援」の流れ(フロー図) ※赤字とフロー右側の着色されている囲みは研究班で追記したもの。

「意思決定支援会議」においては、ファシリテーションを意識して行う必要がある、との点はすでにお伝えしました。

先ほどのシーン3でも様々な進行上の工夫がありましたが、海外の事例なども参考に、どのような進行が望ましいか振り返っていきましょう。

ファシリテーションを意識した 会議の進行方法の一例

92

南オーストラリア州権利擁護庁・支援付き意思決定
パイロットプロジェクト調査(撮影者:水島俊彦)



ミーティング準備

- ・部屋の広さ
- ・周囲の環境
- ・席の配置
- ・飲食物の準備
- ・出席メンバー構成



イントロダクション

- ・意思決定支援
の意義とルール説明
- ・メンバーの役割
- ・会議の進め方
- ・良好な雰囲気づくり



ファシリテーション型 の議論進行

- ・検討内容の確認
- ・進捗状況の確認
- ・知識・経験の共有
- ・支援方法の確認
- ・不適切発言に対す
る適切な介入

93

1 ミーティング準備

部屋の広さや席の配置, 飲食物の準備等

例えば会議室でやるのと、ご本人が慣れている(好きな)場所、例えば、先ほどのカフェのような場所でやるのとでは、ご本人の様子も変わってくる可能性がありますね。また、緊張緩和のために飲料等を用意するというのも一つの工夫です。

2 イントロダクション

議論に入る前に、きちんと目的やルールを説明しておきましょう。暗黙の了解もあるかもしれませんが改めて確認する。ご本人にもわかりやすく説明する。この過程はかなり重要と考えます。ファシリテーターにとっても、ルールをきちんと明示化することによって、場合によっては不適切と思われるような発言があった場合には、それに対してやんわりと介入をしていくことが可能になります。

3 ファシリテーション型の議論進行

後のスライドで少し触れていますので、ここではスキップします。

ファシリテーションを意識した 会議の進行方法の一例

93

南オーストラリア州権利擁護庁・支援付き意思決定
パイロットプロジェクト調査(撮影者:水島俊彦)



基本的態度と質問

- ・傾聴スキル
- ・ストレングス視点
- ・本人の意思を引き出す適切な質問
- ・本人との円滑なコミュニケーション



クロージング

- ・ミーティングのまとめ
- ・次回日程の確認
- ・謝辞
- ・まとめメモの送付(後日)



次回ミーティングへの 対策検討

- ・質問・進行の方法が適切だったか
- ・本人の意思・希望が十分読み取れたか
- ・次回メンバー検討
- ・スキルアップの情報

94

4 基本的態度と質問

シーン3では、チームメンバーの皆さんがそれぞれご本人にできる限りわかりやすく情報を提供しようとしていたのではないかと思います。

言葉での説明だけではなく、パンフレットやホワイトボードなど様々な角度でビジュアルを示したりして、ご本人の反応を確かめていましたね。

5 クロージング

特にホワイトボードについては、今どこの議論をしているのかをメンバーの皆さんも含めて確認していける便利なツールだと考えています。

まとめを適切に行っていくことも重要です。

6 次回のミーティングへの対策検討

会議後には、次の会議に向けた準備を検討していきましょう。

十分に配慮された形で意思決定支援会議が実施できていたか否か、についてはスーパーバイザーなどによって指導を受けるということもあってよいかもしれません。皆さん、今回、共有の時間を持ちましたよね。その共有自体が、他の角度から見たときにはこういうふうに映るというようなことを実感していただくきっかけになったと思います。

支援付き意思決定時における 実践技法の例

- ▶ 傾聴
- ▶ 最低限の励まし—「うんうん」、「そうだね」など
- ▶ オウム返し—ミラーリング
- ▶ 感情の反射
- ▶ 言い換え—リフレイミング
- ▶ 焦点づけ
- ▶ 開かれた質問と閉ざされた質問
- ▶ 沈黙
- ▶ 意味を見出す—語られてる内容に囚われず、本当の意味を探す
- ▶ 対立化—本人に語っている内容の矛盾に直面させる
- ▶ 要約

支援付き意思決定の核心は、本人の奥底にある
希望(感情)を引き出すこと⁹⁴

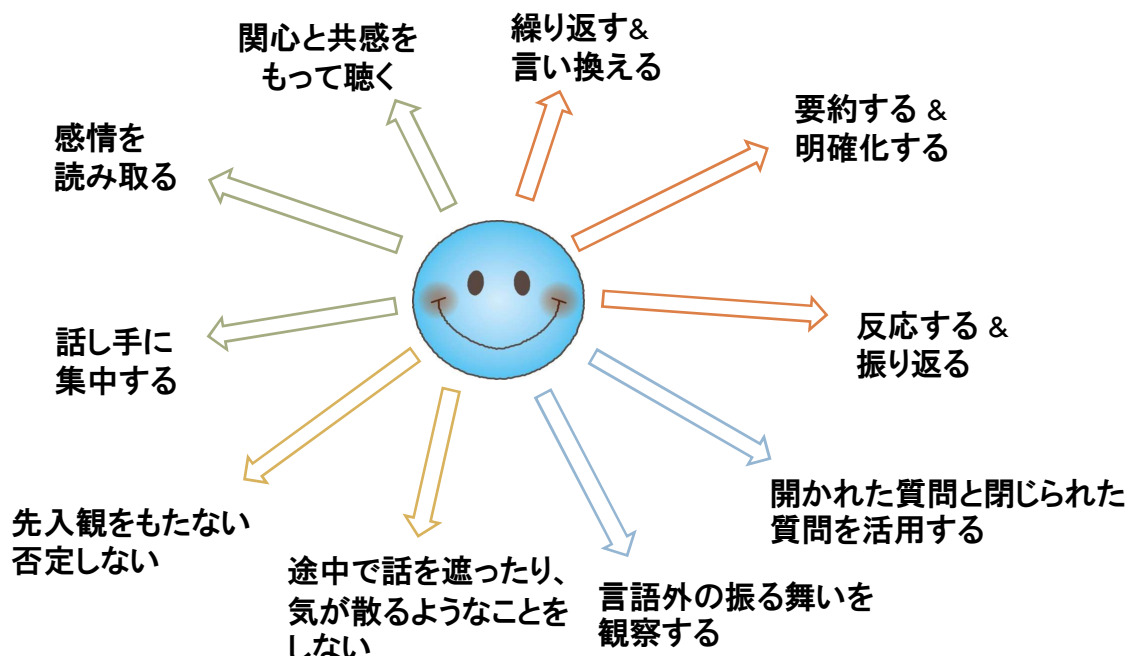
ファシリテーション型の議事進行を図っていくうえで、個別スキルとして重要なものをピックアップしてご紹介。

これらのスキルを使えばいいという話ではなく、支援者の立ち位置・心構え(スタンス)が重要です。Best Interests、客観的な最善の利益という発想に立ってスキルを使う場合と、いわゆるExpressed wish、表出された意思、心からの希望を踏まえて、ご本人の奥底にある希望を読み取っていくという姿勢で使うのとでは、全くその効果も結果も違ってくると思われます。

基本姿勢 = 傾聴(Active Listening)

傾聴とは、**相互理解を促進**するための、相手に対する**聴き方と反応**の方法をいう。

by Conflict Research Consortium, University of Colorado, USA



95

支援者が認識・理解する「言葉」の意味が、ご本人の認識・理解している「言葉」の意味と常に一致するわけではない。だからこそ確認作業が必要。

一番重要なのは、ご本人が思っている意味と、われわれが理解した意味がちゃんと合ってるのかどうか。これをきちんと確認をしていくということです。言葉の意味一つとっても、捉える人によって意味が違うということですね。

よく題材として出すのが、法律用語における「善意、悪意」ということと、一般的な意味合いの「善意、悪意」の意味の違い。後者における善意、悪意は、一般的には良い行い、良い意思とか、悪い気持ちとか。そういうときに理解されるんですが、全者の法律用語だと、善意というものはある事実関係を知らないという話だし、悪意というものはある事実関係を知っている、というような意味。

したがって、皆さんが理解している言葉の意味と、ご本人が示す言葉の意味は必ずしもイコールではない。そういう前提に立って確認をしていく必要があります。

シーン3でもそのように「確認」している作業がいくつか見られたのではないかと思います。

青木さんの意思決定支援会議

2019.1.15 第1会議室

出席者: 青木さん、近松、福田、馬場、堂本、後藤

テーマ: 退院後の住まいについて

ルール: ① 青木さんが第1番 ② 価値観を押しつけない!!

1月8日 トーキングマット実施「家の中の過ごし方」 すもろ

○: のんびり、コヒー、読書、テレビ、車、洗車

×: 飲み会、ゲーム、音楽、パット、料理 (パーティー)

ヘルパー

ヘルパー

目録

お弁当

お風呂

時刻表

	青木さんの希望 自宅で生活	施設で生活 他の選択肢もあるかも?
青木さんにとって良いところ ・のんびり自由に過ごせる ・お気に入りの車がある (洗車が好き!) ・青木さんの思い出がある	・見守り充実 → 何かあっても安心 ・様々なイベントあり	
課題 ・1人での時間帯 → 支援者も青木さんも不安 (以前、脱水症で倒れる)	・皆と一緒に活動するのが苦手 ・自由にないこともある ・青木さんいらい	
対策 ・日中訪問できる支援者を追加 ・いざという時の緊急連絡先を用意 ・試して宿泊してみる 1月2日	方向性 大きな問題はないけれど、自宅生活への移行、但し、本人意思、お家と定期的に確認	

シーン3で使われたホワイトボードを紹介します。

トーキングマットの実施に関していえば、「読書」のカードの意味は、本人にとっては「時刻表」を意味していたということがわかります。また、「テレビ」についても、実は「相撲」を意味していた可能性もありますし、DIYについても「洗車」を意味して置いた可能性もあります。このように、後になってそのカードの意味が判明することもあります。

次に、左下の一日の過ごし方についての説明。

ヘルパーとヘルパーがいない時間帯のところでは、どのような工夫が考えられるかということが議論されたと思います。

支援内容として十分かどうかということを今回議論したいわけではなく、その検討過程においてもご本人と一緒に検討していく姿勢の重要性をご理解いただきたいと思います。

右側の選択肢の比較について。

選択肢としてシンプルに考えると、自宅で生活するのか、それ以外、施設で過ごすのか、という点が挙がっていますが、本当は他の選択肢もあるかもしれません。また、「青木さんにとって良いところ」「課題」「対策」という部分についても、客観的に検討するというよりは、ご本人のフィルター(青木さんはどう感じるかという視点)を通して検討しているかが問われます。

ご本人にとって、自宅で生活することはどのような意味があるのだろうか。逆に言えば、ご本人が感じている課題というのはどのようなことがあるのだろうか。あるいは、ご本人がその課題に対してどのような対応をすることが考えられるのだろうか。関係者だけで議論するのではなく、適宜、ご本人にも確認をしながら、一緒に検討をしていく過程が必要と思われます。

お試し外泊(試行外泊)という点も、「体験」を通じて、ご本人がその選択肢をどのように感じるかを確かめる意図もあります。言葉のやりとり、あるいはビジュアルのやりとりだけでは理解が難しいようであれば、体験の結果を踏まえて再度検討するということも考えられます。

意思決定支援の限界

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインP3 参照

97

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響（※）が生ずる場合でない限り、尊重される。

※「重大な影響」といえるかどうかは、

- ・ 本人が他に取得する選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
 - ・ 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
 - ・ その発生の（高い）可能性・・・（高度の）蓋然性があるか
- 等の観点から慎重に検討される必要がある。

例）自宅での生活続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合

ここまで支援付き意思決定の領域における支援を「意思決定支援会議」という切り口から解説してきました。しかし、これらの支援プロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではない、という点も意識しておく必要があります。

こちらは「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」から引用しています。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合でない限りは尊重される。逆に言えば、そういった場面においては、意思決定支援者が行う、支援付き意思決定の支援というものには限界があるともいわれています。

ただ、いったいどのような場合がその「重大な影響」の場面に該当するのか。この該当性をきちんと吟味することが、極めて重要です。

これは、ちょっとでも他の人を害するとか、あるいは、ちょっとでもご本人にとって悪影響があると「尊重できません」ということではないということです。例示にも書かれているとおり、本人にとって回復困難なほどの重大な影響を生ずるといえるかどうか、その場面が生じる可能性が高いのかどうかということがポイントです。

「意思決定支援」ガイドラインに基づく 支援プロセスを理解する(その2)

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合の・・・

②本人意思の推定 (意思と選好の最善の解釈)

本人意思の推定すら困難な場合の・・・

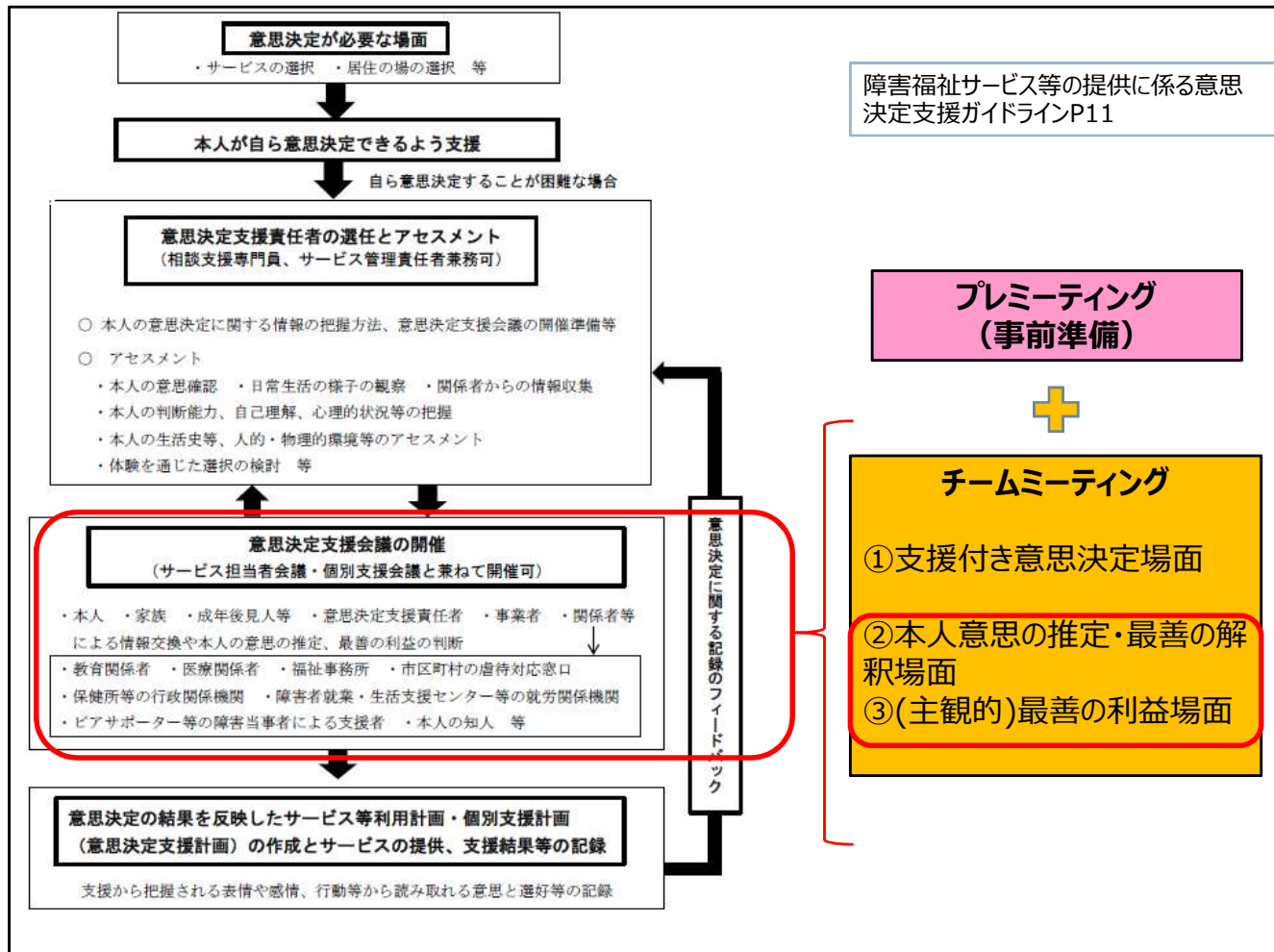
③本人の最善の利益の追求

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

＜障害ガイドラインにおける意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、①可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、②本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、③最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

- ①は支援付き意思決定
- ②は意思と選好に基づく最善の解釈
- ③は(主観的)最善の利益の発想



これまでは①支援付き意思決定の場面について解説を行ってきました。

しかし、その支援に限界を感じる場面もあるでしょう。

今回取り扱っている障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインには続きがあります。

次のスライドで解説します。

支援付き意思決定からの移行場面 —意思決定能力アセスメント—

100

支援付き意思決定の場面からの移行が検討されるべき場面

②本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合

→本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

③本人の意思推定すら困難な場面

→最後の手段として、本人の最善の利益を検討。

障害福祉サービス等の
提供に係る意思決定
支援ガイドライン P5

…では、どこまでの支援を尽くせば【どうしても困難】と言っているのか？

本人の自己決定や意思確認が困難な場合には②本人の意思及び選好を推定し支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、③最後の手段として本人の最善の利益を検討するというプロセスが存在します。

現実面として、ご本人による支援付き意思決定、これを可能な限り支援するんだけど、どうしても難しい場面があります。そのときに、われわれはどんなふうに考え行動すべきなのかということのヒントが書かれています。

重要なことは「安易にこちらの段階には進まない」ということです。意思決定支援(支援付き意思決定)は代理代行決定とは区別して理解すべきであるとの点はすでに前半の講義でもふれたところですが、後者の方向性に進めば進むほど、本人に対する介入的側面が強くなってきます。本人の保護のためには一定の介入をやむを得ないという考え方はもちろんありますが、あまりに強すぎると本人の意思に対する過剰な制約となりますし、障害者権利条約の観点からも許されない可能性もあります。

そこで、これらのステージに進む前に、「どうしても困難」な場面とはどのような場面であるのか、という点を考える必要があります。

「意思決定能力」 ＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

101

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン4頁 脚注ix 参照

1. 本人の意思決定能力は**行為内容により相対的に判断**される。選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。
2. 意思決定能力は、あるかないかという**二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失**されていく。
3. 意思決定能力は、**社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化**する。



**本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、
意思決定支援者の支援力によって変化する。**

ここで、「意思決定能力」という考え方について紹介します。

意思決定能力とは、何らかの意思決定を行うにあたって通常必要とされる能力で、理解・記憶保持・比較検討・表現の各要素を含むものと考えられています。ポイントとしては、①行為内容ごとに個別に意思決定能力が判定される性質のものであること（全般的な能力を問うものではない）、②あるかないかという二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失されていくものであること、③社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化するものであることです。

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」でも強調されているのは、この意思決定能力というのは、本人の個別能力だけではなく、支援者側、すなわち意思決定支援者の支援力によっても変化する。ということです。

この考え方を採用すると、私たちの意思決定支援の方法によってご本人の意思決定能力が上がったり下がったりするわけですから、本人が意思決定できるかできないかを評価するだけでは不十分で、私たち自身が支援を尽くしているかどうかということも併せて評価されるということになるでしょう。

「支援者側の支援力」・・・具体的には？

102

- | | |
|---------------|---|
| ① 理解 | 意思決定に関連する情報を本人が理解できるよう、
支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ② 記憶保持 | 情報を必要な時間、本人が頭の中に保持できるよう、
支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ③ 比較検討 | その情報に基づく選択肢を本人が比較検討できるよう、
支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ④ 表現 | 意思決定の内容を本人が他者に伝えることができるよう、
支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |



決めなければならない場面までに、自己決定するためのベストチャンス（最適な環境設定）を最大限提供したにもかかわらず、「どうしても自己決定や意思確認が困難」と言い切れるかがポイント

では、支援者側の意思決定支援力とは具体的にどのように評価されるのでしょうか。

意思決定能力の要素として、①理解、②記憶保持、③比較検討、④表現の能力に分かれるといわれていますが、それぞれの領域で支援者側として可能な限りの工夫・努力が尽くせたか、が問われることとなります。

本人中心主義の解説でも述べましたが、本人が自分で意思決定をすることができるようベストチャンス（最適な環境）を私たちが提供できたかどうか、という点が評価されることになるでしょう。

ただし、「どうしても困難な場面」という観点を考慮すれば、一定のタイムリミットを意識しておく必要はあるでしょう。

すなわち「決めなければならない場面までに」、十分に実践可能な支援を行った上で、それでもなお、ご本人が自分で意思決定をするということが難しいといえるのかどうかという、点が問われることになるでしょう。

普段からご本人に対して意思決定支援が行われている場合には、このような場面はある種の究極的な場面といえるでしょう。しかしながら、これまで全然、本人に対して意思決定支援が提供されていなかった場合には、その場で小手先の支援をしても本人が意思決定できるようにはならないことも多く、代理代行決定の領域に進みやすくなるリスクがあるということは十分に意識しておくべきと思われます。

アセスメント実施時の質問例と留意点

103

- 現時点で考えられる選択肢について教えてください？
- ～を選択するとどのような結果になると思いますか。その結果を受け入れられますか？
- どのようにすれば、希望する選択肢にたどり着けると思いますか？
- 仮にその選択をしないとしたら、他にどのような選択肢があると思いますか？
- ～という選択肢は、どのような点であなたにとって良いことがありますか？
- 反対に、～という選択肢は、どのような点であなたにとって悪いことがありますか？
- ～の選択肢を選んだ場合に、どれくらい成功／失敗する確率があると思いますか？
- その成功／失敗は、あなたにとってどれくらい重要な意味をもちますか？
- もし「○○（予測される未来）」になった場合には、あなたならどうしますか？

①アセスメントの手法としては、口頭によるシンプルな質問のほか、写真を用いた質問、バランスシートを一緒に作りながらメリットとデメリットの検討を行うといった方法がある。

②**意思決定能力は本人の能力と支援者の支援力の総体**として評価されるため、掲げた質問事項について、本人が4要素を充足できるよう可能な限りの支援することが必要。

③高度な水準の理解度を求めるものではなく、**意思決定の核となる部分の理解**があれば足りる。

海外（英国等）で意思決定能力のアセスメントが行われる場面では、次のような質問がご本人になされることがあります。このような質問のやり取りを通じて、情報の理解、記憶保持、比較検討、表現の要素が総合的に評価されていきます。

- » 現時点で考えられる選択肢について教えてください？
- » ～を選択するとどのような結果になると思いますか。その結果を受け入れられますか？
- » どのようにすれば、希望する選択肢にたどり着けると思いますか？
- » 仮にその選択をしないとしたら、他にどのような選択肢があると思いますか？
- » ～という選択肢は、どのような点であなたにとって良いことがありますか？
- » 反対に、～という選択肢は、どのような点であなたにとって悪いことがありますか？
- » ～の選択肢を選んだ場合に、どれくらい成功／失敗する確率があると思いますか？
- » その成功／失敗は、あなたにとってどれくらい重要な意味をもちますか？
- » もし「○○（予測される未来）」になった場合には、あなたならどうしますか？

ただし、先ほど述べたとおり、意思決定能力は、本人の能力と支援者の支援力の総体ですから、ご本人がそのままストレートにこの質問を理解できない場合には、支援者側としてわかりやすく伝える努力（写真・図にするなどの工夫）が求められます。ご本人へのアセスメントを実施しているようにみえて、実は、支援者自身がアセスメントされているということになるのかもしれません。

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」だと考える前に考慮すべきこと

104

逆から捉えると、「支援者側が支援付き意思決定の支援を尽くしたといえる場合」とは？

- ✓ 本人にとって意思が表出しやすい又は意思決定がしやすくなる日時・場所の設定がなされている
- ✓ 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成を工夫している（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）
- ✓ 本人が意思決定をするために十分な時間、情報（メリット、デメリット、結果の見通しを含む）、選択肢が与えられている
- ✓ 本人にとってわかりやすい言葉遣いの工夫がされている
- ✓ 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が理解しやすい形で情報が提供され、かつ、意思疎通手段の工夫がされている
- ✓ 体験の機会等を提供し、本人の意思形成支援や意思確認を試みている
- ✓ 本人、関係者からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている
- ✓ 「意思決定支援」に関する実践記録を積極的に残している

意思決定能力を簡単に否定しないように、次のようなチェックリストを作成しました。

ご本人による意思決定が難しいと感じた際、次のステップに進もうとするまえに、ぜひご留意いただきたいポイントをまとめています。

- ✓ 本人にとって意思が表出しやすい又は意思決定がしやすくなる日時・場所の設定がなされている
- ✓ 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成を工夫している（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）
- ✓ 本人が意思決定をするために十分な時間、情報（メリット、デメリット、結果の見通しを含む）、選択肢が与えられている
- ✓ 本人にとってわかりやすい言葉遣いの工夫がされている
- ✓ 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が理解しやすい形で情報が提供され、かつ、意思疎通手段の工夫がされている
- ✓ 体験の機会等を提供し、本人の意思形成支援や意思確認を試みている
- ✓ 本人、関係者からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている
- ✓ 「意思決定支援」に関する実践記録を積極的に残している

こういったことを限られた時間ではあるんだけど、どこまで支援者側としてやれたかというところが非常に重要と考えられます。

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」の対応

105

障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドラインP4

本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、**根拠を明確にしながら**障害者の意思及び選好を推定する。

意思決定能力アセスメントを実施し、様々な意思決定支援を行ったとしても、「決めなければならない場面までに」ご本人の自己決定や意思確認がどうしても困難だと評価された場合、ガイドラインでは、

本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、**根拠を明確にしながら**障害者の意思及び選好を推定する。

とされています。

この「根拠を明確に」という点について解説します。

本人意思の推定(本人の意思と選好に基づく最善の解釈)を行うには？

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP15,17参照

106

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価する。



ポイントは3点です。

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握すること
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積すること
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価すること

様々な関係者がご本人に対するアプローチを行い、収集された情報を記録蓄積し、それを共有していくという過程が必要です。

関連情報の収集にあたっては、意思決定に関連して欠けている情報はないだろうか、そういったことを十分配慮した上で収集にあたります。チェックリストを活用してもいいでしょう。

さらに、収集された事実については、一見すると矛盾していたり、古すぎる情報、また聞き情報といったものも存在するので、情報を適切に選別していく必要もあります。さらに整理された事実に基づいて、ご本人の意思や価値観を合理的に推定していくために関係者による評価が行われていきます。事実の収集、選別、評価、いずれのステップについても、なかなか自分一人だけでできる話ではありませんよね。それこそ今回のグループワークで共有したように、チームで検討することによって複合的な視点から見えていく必要があるでしょう。

「本人意思の推定すら困難な場合」の対応

障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドラインP5

107

最後の手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。

1. (本人の立場からみた) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

2. 相反する選択肢の両立可能性の模索

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

3. 自由の制限の最小化

行動の自由を制限することが本人にとっての最善の利益であるとしても、他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

ガイドラインの最後のステップとして、本人意思の推定すら困難な場合においては、最後の手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断するという場面があります。

通常は、①支援付き意思決定のステップや②本人の意思と選好に基づく最善の解釈(意思推定)のステップが踏まれていれば、このステップには至らないのではないかと考えられます。ただし、突発的・緊急的に判断が求められるような場面も中にはありますし、ご本人の意向や価値観が収集されていても意思推定までには至らない場面やまったく意思表示ができない場面もありうるかもしれません。

そのときには最後の手段として、本人にとっての最善の利益というものを検討せざるを得ないとされています。その際のポイントは3点です。

- 1 本人の立場から見たメリット、デメリットを検討していくということ
- 2 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討していくということ
- 3 本人にとっての自由の制約が可能な限り最小化できるような選択肢を検討すべきであること

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがあります。

余談ですが、上記に加えて、代理代行決定へ移行する場面として想定されるものとして以下のケースもあります。

大阪ガイドライン→客観的に実現不可能にもかかわらず本人が表明意思を変更せず、意思決定能力アセスメントにおいても意思決定能力が欠けると判断された場合

認知症ガイドライン→本人の示した意思が他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響(※)が生ずる場合・・・消極的に支援者として協力出来ないということなのか、積極的に本人に代わって別の意思決定を行うことが出来るのかについては記載なし。

本人の意向・感情・価値観を重視した「最善の利益」に基づく代理代行決定

108

◆「最善の利益」自体の定義は設けられていない。

→人それぞれの価値観は違うため、一般論として決められるものではない。

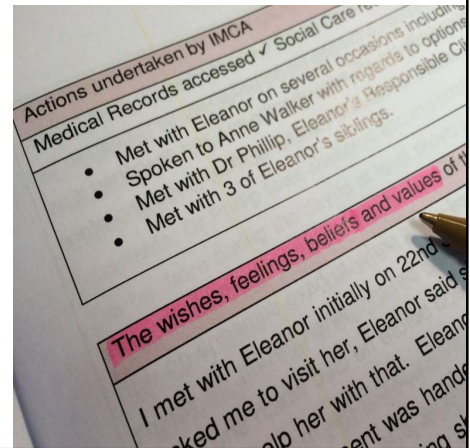
× 周囲（後見人・隣人・支援者）の思惑

× 「自分ならこうする」「この方が本人のためだ」という第三者的・倫理的な価値観＝「客観的」最善の利益

○ 「本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮＝「主観的」最善の利益

→「最善の利益」に基づく場合、本人の推定意思に反してでも第三者の介入が許容される場合がある。権利侵害のリスクがあるため、チームによる複合的視点での、信頼できる根拠に基づく慎重な吟味が必要。

注意！ 最善の利益はあくまでも「代理代行決定」の場面で用いるものであって、「支援付き意思決定」の場面で用いられるべきではありません。



ガイドラインに出てくる「最善の利益」についての考え方も整理しておきましょう。

まず、最善の利益は、どの段階で使われる発想なのかどうか。少なくとも、支援付き意思決定の場面においては使われないということは、もうご理解いただいていると思います。いわゆる代理代行。第三者が本人に代わって決める場面において、最終的に用いられる考え方であるということです。

次に、「最善の利益」の考え方について。最善の利益の議論においては、客観的にみれば本人の利益を重視して決める考え方と、ご本人の主観面の利益を重視して決める考え方に分かれるといわれています。前者は「自分ならこうする。このほうが本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」と、ある種、良かれと思ってという視点に基づいて決定していく考え方で、客観的な最善の利益といわれる発想です。

しかし、本ガイドラインでは、このような考え方は採用していません。

本ガイドラインで採用されている「最善の利益」は主観的な最善の利益の発想です。つまり、ご本人の主観面のフィルターを通して、ご本人のメリット、デメリットを評価をして、ご本人さんにとっての最善というものを模索をしていこうという考え方です。英国でも「最善の利益」については同様の発想がなされています。裁判例をみると、本人の過去・現在の意向や価値観・信条・好みを重要な要素として考慮し、選択肢を本人視点で見たときに、そのような本人にとっての「最善の利益」と合理的に言える判断を「最善の利益」と解釈しているようです。

この主観的な最善の利益の考え方は、障害者権利条約委員会が代行決定にとって代わるべき概念として推奨している「意思と選考に基づく最善の解釈（意思推定）」という考え方と、かなりの部分近接しているといわれています。しかし、違いはあるということは意識しておく必要があるでしょう。

「推定」はあくまでもご本人の意思を推定することですから、ご本人の意思を超えるということはないわけですね。本人の意思を優越しないということです。他方で、最善の利益というのは、ご本人の意思を超えたところで判断される場合がある（つまり、本人の推定意思に反する決定もありうる）ということです。

本人の推定意思に反してでも、第三者の介入が許容される場面を設けるかどうかは、その国、社会ごとに異なるわけですが、わが国においては、本人ないし他者の法的保護の観点から、各種立法によって限定された場面では許容されています。ただし、常に権利侵害のリスクを伴うため、チームできちんと介入場面を吟味する必要があるわけです。

【最善の利益でない例】を強調しておく。

・親、親戚、支援者その他の第三者にとっての「最善」ではありません。

・第三者それぞれの価値判断に基づく、「自分がその本人だったら、このように決定するだろう」「こうした方が本人のためだ」という判断でもありません

「最善の利益」に基づく代理代行決定を行う前に考慮すべきこと

109

- 本人自身が最善の利益を判断する過程に参加・関与できるように促す
- 決定に関わるあらゆる状況を考慮する（+バランスシートアプローチ）
- 本人の価値観（要望・感情・信仰等）を見極める
- 本人の年齢や、容貌、様子や行動などからの思い込みによる決定を避ける
- 本人の意思決定能力の回復の可能性を考え、緊急でない限り本人の意思決定を待つ
- 生命維持装置に関する意思決定については、本人の生活の質に関する推測をしてはならず、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされてもならない
- 本人に関わる適切な人物に接触し、本人に関する情報を取得する
- 本人への権利制限をできるだけ避ける

英国MCA2005
行動指針参照

【チェックリストの存在】→【読み上げ】

最善の利益はこのように複雑な概念なので、英国の意思決定能力における行動指針には、関係者が最善の利益を検討する際に考慮すべきチェックリストが設けられています。

判断する過程への本人参加

あらゆる状況の考慮

本人の価値観（要望・感情・信仰等）

思い込みによる決定を避ける

意思決定能力の回復の可能性・待つ

本人に死をもたらしたいとの動機に動かされてはならない

適切な人物への接触

権利制限をできるだけ避ける

代理代行決定の限界

110

これらのプロセスを踏めばあらゆる代理代行決定が許容される、というわけではありません。

改正民法第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その**法律行為は、無効**とする。

<出来ない行為の例>

- 結婚，養子縁組，離婚，離縁，といった**身分行為の代理**
- **法律上の権限又は裁判所の許可を得なければできない代理行為**

例) 「意思能力」が欠けている本人の預貯金の引出・口座の維持管理、
不動産その他金融資産の処分

「意思能力」が欠けている本人の賃貸借契約、施設入所契約



成年後見申立が必要

- 法律上の根拠（※）に基づく**行政機関・医療機関等による強制的介入**

※精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

この一連のプロセスを踏めばあらゆる代理・代行決定が出来る、というわけではありません。

※代理代行決定にも限界があることを意識させる。

・結婚，養子縁組，離婚，離縁，といった身分行為

・権限ある後見人，又は裁判所の許可を得ていない者による，本人の預金口座の引き出し

→裁判所の許可がない状態でできるのは，例えば食品をヘルパーが代わりに購入し，本人が保有している現金を使用するといった程度に限られます。本人の最善の利益だからといって，勝手に預金を下ろして使うといったことは許容されません。その際には，成年後見制度等を活用することになります。

したがって，意思決定支援のプロセスを経れば何でもできるということではなく，一定の重要な決定については，裁判所や行政機関による権限付与が必要な領域もありますので，ご注意ください。

他の行政、医療機関による強制介入のスキームもわが国には存在しています。

それぞれ法律上の規定に沿って動いていくということになりますし，それによって意思決定支援を中断せざるを得ない場面もあり得ます。

意思決定を支援するための
情報収集と記録
— 本人の価値観を尊重し、
支援者の気づきを高める —

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

なぜ情報収集と記録をするか

112

- 一般的には、（本人ならびに支援環境とその相互作用の）評価を行い、組織内・組織外との連携を図る根拠資料とする。その意味で、支援付き意思決定であれ、代理代行決定であれ、情報収集と記録は重要な活動。
- 独り善がりではない、プロセスを重視した支援を行うためにも有用。
- 成年後見の職務における「本人情報シート」活用
- ただし、ここでは特に、「意思と選好に基づく最善の解釈」を行うために必要な選好情報に焦点を当てる。

ここでは、意思決定支援における情報収集と記録についてお話しします。

一般的な支援活動のひとつとして考えると、収集される情報や記録は、本人ならびに支援環境とその相互作用について評価を行い、組織内だけでなく組織外と共有することで、連携を図る根拠資料とされます。

いわゆる意思決定支援、すなわち支援付き意思決定や代理代行決定の支援においても、独り善がりではない、プロセスを重視した支援を行うためにもこの情報収集や記録は有用です。

今後は成年後見制度の手続きの中でも、「本人情報シート」の活用が期待されています。

ここでは、とりわけ「意思と選好に基づく最善の解釈」を行うために必要な選好情報に焦点を当てます。「意思と選好に基づく最善の解釈」では、他者が本人を観察し記録・収集した情報に基づいて行われるため、情報の取扱がたいへん重要です。

選好を重視した情報の収集・共有・蓄積・更新の例 Scope Australiaの方法

113

「意思決定支援を使いながら生活する人々
“微かに聞こえる声を聴く”」

People leading lives they prefer
through supported decision making
“Listening to those rarely heard”

Scope (Watson &
Joseph) 2011



非意図的なメッセー
ジ（情報）を含む

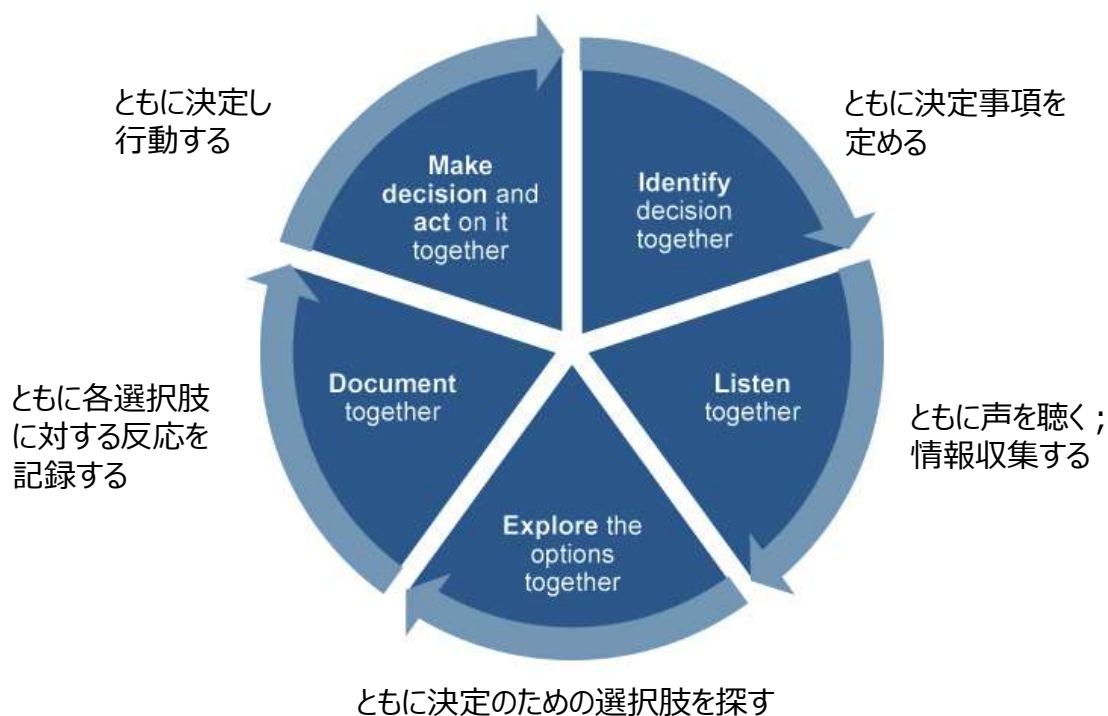
(写真は日本の方にご許可を
いただいで掲載しています)



ここではひとつの例として、オーストラリアの南、メルボルンにあるScope Australiaという非営利組織で開発された方法を見てみましょう。彼らはここにあげたような重度の障害のある方の情報を収集して意思決定支援に役立てる支援の枠組みと手順を検討しました。日本語にするのは少し難しいのですが、タイトルを「微かに聞こえる（聞くのが難しい）声を聴く」(Listening to those rarely heard)と言います。ここでいう声とは、意図的に本人から発信される声やメッセージだけでなく、非意図的な、つまり本人が意図しなくても出てしまう情報なども含まれます。例えば微笑み、視線、手を伸ばす、緊張する、興奮するなどです。これらは本人の「意思と選好」として収集されます。#33でも示しましたが、ここでいう選好とは「意図的・非意図的であるかを問わず本人から発信される、好き・嫌いなどを表す諸情報」です。

意思決定支援の枠組み

Scope (Watson & Joseph) 2011



これはScope Australiaが提唱した意思決定支援の枠組み案です。Scopeではこの枠組に従ってワークブックと研修ワークショップを作成しています。この枠組は先に紹介したように比較的重度で意図的な言語メッセージを出すのが困難な人の支援を念頭に置いています。しかし基本的な考え方は変わらないため、その後軽度の知的障害のある人も含めた一般的な支援ステップについても作成されています。ここではより基本的な枠組みについて見てみましょう。大きく5つの手順からなり、それが循環していることがわかります。

Scope Australia (Watson & Joseph)による 意思決定支援の枠組み

115

- ともに決定事項を定める
 - すべき決定事項があるか、それは何か
 - 誰にとって重要な決定か、なぜか
- ともに声を聴く；情報収集する
 - 意思と選好を丁寧に収集する
 - 密度の濃いやり取りを重ねて情報を集める
 - 本人をよく知る人の声も聞く
- ともに決定のための選択肢を探す
 - 本人の選好を参考に、考えられる選択肢を複数あげる
- ともに各選択肢に対する本人の反応を記録する
 - 各選択肢を試す、場所へ行く、本人の反応を記録し、複数名で検討する
 - 決定の事後についても記録していくことが重要
- ともに決定し行動する
 - 本人のために(for～)ではなく、本人にとって(to～)何が大切なのかを考える

(1)ともに決定事項を定める

本人が決めたこと、意思を表出したいことは何か、整理し、定めます。どうしてその決定が大事なのか、誰にとって重要な決定なのかについて明らかにします。日常生活の意思決定のテーマでも話したように、他者都合によって「決めなければならない」決定である場合もあるからです。

(2)ともに声を聴く；情報収集する

本人の意思や選好に関わる諸情報を、密度濃く収集します。また同時に、直接関わる人たちからも、そうでない人たちからも多面的に収集します。選好はその頻度、対象、強さ、発信の契機など、具体的に記述できることが望ましい。「決めなければならない」事態の場合にはどうしても時間が限られますので、普段から情報を収集・共有・蓄積・更新しておくことが役に立ちます。

(3)ともに決定のための選択肢を探す

そのような選好に関する諸情報と照合しながら、決定のための選択肢(候補)を抽出します。

(4)ともに各選択肢に対する本人の反応を記録する

選択肢について本人がどのように好んだり反応するか確認します。その様子は1人で行わず、記録を撮って複数で検討することが手続きの共有として望ましい。

(5)ともに決定し、行動する

このようにして得られた結果により、決定し、実行に移します。本人のために(for～；最善の利益)ではなく、本人にとって(to～)何が大切なのかを考えましょう。

以上からわかるように、この手続は「意思と選好に基づく最善の解釈」であり、他者による推定であることをわきまなければなりません。また、どの手続も「ともに」(together)と書かれていることも留意しましょう。これは本人とチームスタッフどちらも含まれていると考えられます。

例として、知的障害のある娘さん(Janeさん)とそのお母さんがあげられています。彼らは事情により引っ越しをしなければならなくなりました。そこで支援者のチームが検討を始めます。ここでの決定すべき事項は「どこに引っ越すのが良いか」です。母親はJaneさんのこれからの生活にとって良い場所を探していました。そのため、この決定はJaneさんのために行うと確認します。それからチームはJaneさんの意思と選好に関わる情報を収集します。彼女は明確な意思表出(エクスプレス・ウィッシュ)がありませんでした。情報は、これまで彼女の支援者が収集していたものも加えました。それらを考慮して、チームは2つの候補に絞ります。ひとつは街なかのアパートメント。彼女が日中活動にも都合の良いところでした。もうひとつは、そこから少し離れた郊外にある一軒家でした。チームはJaneさんとともにその場所に出かけてJaneさんの様子を観察しました。街なかのアパートは良かったのですが、しかしトラム(市街電車)が通り過ぎたとき、彼女はとても嫌な反応と仕草を示しました。これらの様子はビデオ記録とともに持ち帰り、複数のスタッフで共有し話し合いました。Janeさんは一軒家に引っ越すことが良いのではとチームで結論づけました。その後のフォローアップでも概ね満足した反応が得られています。

意思と選好（プレファレンス）情報の 収集・共有・蓄積・更新

116

- みんなで選好の**収集**を続ける。非意図的なメッセージや行動もよく観察し、発生や繰り返しの頻度、反応などを勘案。
- 得られた情報を**共有**、協議して、独り善がりの判断を回避する。また多くの支援者がその選好に気づけるようにし、感度を高める。
- 絶えず**蓄積**し、整理する。
- 選好は変わり続けるので、以前と異なることが共有されたら**更新**する。

「意思と選好に基づく最善の解釈」だけでなく、他の意思決定支援の原則においても本人の意思や選好の情報収集と記録が重要であることは、今までのスライドでも、また「意思決定支援における基本的考え方」の、とりわけ後半でお話したとおりです。ここでは情報収集の要素として、収集・共有・蓄積・更新について確認します。

「収集」とは、前のスライド(2)の手順を言います。

「共有」は、複数もしくはチームで得られた情報を検討し、独り善がりの判断になっていないか確認するものです。確かに選好として認められると考えられるなら、どのくらいの頻度で表示・発信されるか、強度は、どのようなときか、対象はなにか、他にも似た選好はあるか、などをチームで収集していきます。選好として認められない、あるいは曖昧な情報は、複数でさらに確認していきます。このような取り組みを通じて、表示・発信された選好への気付きの感度を皆で高め合っていきます。

「蓄積」は、収集、検討された選好に関する情報を、記録し整理することです。どのような場面でどのように表示・発信されるかのデータが集まり、整理されていきます。

ただし、選好は変化しますので、「更新」も重要です。私たちも半年前に好きだったことを今は嫌いになってもおかしいとは言われません。ずっと好きや嫌いが固定されることを、言わば鉄板ネタとして共有することもあります。それにより本人の変化に気づけないことのほうが問題でしょう。他国の意思決定支援に関するマニュアルを見ても、選好は変わることが指摘されています。「最も傍にいる人が最もその人のことを知っている」は半分当たりですが、半分間違っています。

以上が選好情報収集の要素です。

意思と選好（プレファレンス）情報の 収集・共有・蓄積・更新

117

- 「最善の解釈」を行うための基礎資料を集める
- 「意思決定支援」のプロセスを共有・確立し、独りよがりの「解釈」を排する
- 本人意思に対する、支援者の気づき(感度)を高める
- 本人の持つ「価値観」への気づきと尊重を高める
 - ▣ 価値観の尊重はソーシャルワークの基盤であり、価値観は選好を反映し形成される。

いつ、どのように行うか？

118

- 主として、「エンパワメントの相」で継続的に行われる
 - ▣ 「レスキューの相」でも活用される
- 打ち合わせなどの機会を利用して、また日報などの活用
 - ▣ 「選好」に関わる活動や発言があったか？
- 具体的に、明確に、客観と主観を整理して
- 安全性（リスク）と幸せ（幸福度、ハピネス）の観点から総合的に判断する。

ではこのような取組を、どのように実践に落とし込めばよいでしょうか。

これまでもお話したように、このような取組はレスキュー・モデルの相で行っても不十分です。日常生活を行うエンパワメント・モデルの取組みの中で、細く長く実施していくことが必要でしょう。それが支援の関わりにおける気づきの感度を高めることにもなります。

しかし改まって実施するのも容易ではないかもしれません。そのため、例えば引き継ぎの打ち合わせやその日の終りのミーティングで話題として取り上げるとか、日報を題材として意識的に選好に関する気づきを発見していくことも考えられます。スーパーバイザーのような、違う観点から指摘してくれる人と一緒に行うことも有効でしょう。

ほかの留意点としては、一般的な記録のあり方として指摘されるように、客観と主観を整理して明確に記述すること、そして得られた情報については安全性（safety）と本人の幸せ（happiness）の観点から選択し活用していくことになりますが、これらについては別途考えることとし、特にこの後で記録のワークとして取り上げていきたいと思います。

グループワーク①

119

「～さんの好きなこと・嫌いなこと」（資料 1 使用）

- 1 人の人を思い浮かべる（家族、友人など）
 - よく知っている人が望ましい、或いは自分自身でも
- その人の好きなこと（もの）や、嫌いなこと（もの）を、それぞれ 3 つあげてみましょう。案外難しい？
- あげた中で、最も好きなことは何だろう？ 最も嫌いなことはなんだろう？
- 利用者さんについても同じように考えてみましょう

ワークの1つ目は、選好(好きなこと・嫌いなこと)について、書き出してみることにします。

資料1のシートを見てください。

(1)まずは練習として、自分のよく知る人について1人を思い浮かべてください。身近な人なら誰でも構いません。その人について、(ア)好きなことや嫌いなことを、それぞれ3つずつ挙げてみてください。可能ならば、場面・相手・頻度などを詳しくあげてみます。(イ)それらについて順位をつけてください。(ウ)それらについて他の人に紹介し、共有してみます。(エ)どんな内容が多くなったでしょう。偏りがあれば、その偏りについて確認してください。もしうまく挙げられなかったら、そのことについても話題にしてみてください。

(2)次に、支援しているご本人について、1人を思い浮かべてください。その人についても同じように書き出してみてください。どのようなことが書けるでしょうか。嫌いなことも書けるでしょうか。どのような領域が書けるでしょうか。うまく書き出せないのはどんなことでしょうか。いわゆる鉄板ネタ以外のことについても書けるでしょうか。もし共通の人を知っていたら、同じ人について書き出して、互いに比べてみるのも良いと思います。

(個人情報取扱に注意し、過度に個人特定可能な情報としない、この場のみの話し合いに留めるなどの配慮をお願いします)

グループワーク②

120

「選好」→好き・嫌いの拾い出しと記録化のための表現 (資料2、3使用)

- Sさんのプロフィールと、生活介護事業所での記録（抜粋）まだ好き・嫌い（選好）を記録して共有していくには記述が不十分
- 記録化のためにはどのように書けばよいか？
- Sさんにはどのような好き嫌い（選好）が見られるか？

このワークは、選好(好き・嫌い)について記録として書き出すときの留意点を確認するものです。資料は★a、★bを使います。記録の方法として、たとえばSOAP(Subjective＝主観的データ, Objective＝客観的データ, Assessment＝評価, Plan＝計画)があるのをご存知のかたもいらっしゃると思います。それらも思い起こしながら、選好について書く場合にはどんなことに気をつけたらよいか考えましょう。資料★aはSさんについての簡単なプロフィールです。このSさんについて、支援職員が支援日誌を書きました。その中から選好(好き・嫌い)に関連しそうなことについて抽出したのが資料★bです。ただ職員は新人でまだ経験が浅く、十分な記録になっていない記録も見られます。そこでみなさんは、左の記録(抜粋)を見ながら、どのような記述・観点を加えたらより良くなるか、書き足してみてください。その新人とともに記録を眺めながら、「こういうところに気をつけて書いたらいいんじゃないかな」と話し合うための見本を作る作業だと考えてみればよいでしょう。

例として、最初の2件について右側に書き足してみました。どのような点が違うでしょう。例えば、(ア)主観データと共に客観記述を加える(再現性を高める)、(イ)曖昧で多義的な表現を避ける、(ウ)より個別化、具体化させる(色、かたち、サイズ、頻度、強度、間隔、対象...)、などは一般の記録についても言えることです。それらに加えて、(エ)具体的に何がどのように好きなのか、(オ)その人の選好(好き・嫌い)の根拠としてどのような発言や行為が為されたのか、(カ)そのような選好が表出された経緯(流れややりとり)はどのようなものか、(キ)Sさんの選好(好き・嫌い)の表明に対して、どのような反応が返されたのか、(ク)今後どうすればよいか、などの観点も併せて考えられるでしょう。

時間的にすべてを書けませんがいくつかやってみて、他の人と話し合ってみてください。また好きだけでなく嫌いに関する記述も見つけてやってみてください。

本日のまとめ

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修

本日の研修における重要ポイント①

122

- リスク回避やパターナリズム、他者の都合等、本人の意思決定（支援）を阻む要素は様々存在する。特に、意思決定支援の契機は周囲からの要請によって生ずることが多いため、支援者は自己都合の意思決定支援をしていないかどうか常に自問自答すべきである。
- 「意思決定支援」を検討するにあたっては、本人が決定主体の支援付き意思決定（狭義の意思決定支援）と第三者が決定主体の代理代行決定を分けて考える必要がある。
- 支援者の立ち位置としての優先順位は、①表出された意思・心からの希望→②意思と選好に基づく最善の解釈→③（主観的）最善の利益であり、特に③は最後の手段として慎重に用いられるべきである。

本日の研修における重要ポイント②

123

- 実のある意思決定支援会議を実践するためには、会議への働きかけや本人面談を通じた価値観や選好の収集、意思決定の内容に合わせたメンバー選定、本人のアドボケイトの確保、ファシリテーションを意識した会議進行が重要である。
- 意思決定支援においては、パーソン・センタードの視点をもって、できる限り本人の意思決定を促進するための最適な環境設定（ベストチャンス）を提供するための努力を行うこと、本人の表面的な言葉だけにとらわれずに意図を探っていくことが重要である。
- あらゆる意思決定が常に許容されるものではなく、法令等による制約・限度がある。特に、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことの出来ない重大な影響がある場合には、支援者として行うことのできる意思決定支援にも自ずから限界がある。

本日の研修における重要ポイント③

124

- 本人による意思決定が困難な場合には、本人の意思推定（最善の解釈）や最後の手段としての最善の利益に基づく代理代行決定への意向が検討される。ただし、「**困難な場合**」に該当するか否かを判断するにあたっては、**意思決定能力アセスメント**を適切に行う必要がある。
- **意思決定能力**は行為ごとに判断され、本人の個別能力だけでなく**支援者の支援力によっても変化**する。したがって、意思推定や代理代行決定に移る前に、支援者側として、決めなければならないタイミングまでに本人による意思決定を行うためのベストチャンスを提供したといえるかどうか、それでもなお意思決定の要素を構成する①**理解**、②**記憶保持**、③**比較検討**、④**表現**の要素を充たすことが「困難」と言えるかどうかを吟味する必要がある。

本日の研修における重要ポイント④

125

- 本人の意思推定（最善の解釈）を行うにあたっては、それが本人の意思という根拠を様々なエビデンス（証拠）をもって明確に提示することが必要である。
- 最終手段として、最善の利益に基づく代理代行決定を行うにあたっては、本人の主観的側面を最大限尊重した「本人にとっての最善」を追求する必要がある。
- 本プロセスを経たからといってすべての代理代行決定が許容されるものではなく、裁判所の許可等が必要な行為もある（成年後見制度等）。また、本プロセスの枠外でも、法令・諸制度に基づく行政・医療機関等の介入の余地はありうる。

本日の研修における重要ポイント⑤

126

- 本人の選好や価値観を**収集・蓄積・共有・更新**することは、支援付き意思決定の場面でも意思推定（最善の解釈）や主観的最善の利益に基づく代理代行決定の場面においても、支援者の独りよがりの判断とならないために重要である。
- 本人の選好や価値観の収集等のためには、支援者の**日々**の**気づき**と**記録化のためのスキル**が求められる。
- 本人の「**微かに聞こえる声を聞く**」ことにより、本人の**自己効力感**を高めつつ、支援者自身の変化にも繋げることが重要。

受講したあなたに伝えたいこと

127

あなたは、「本人には意思がない」「決める能力がない」と判断した時点で、本人に問いかけることをやめてしまっていないか？

「最善の利益」に基づく介入が
万能な道具だと思っていませんか？

あなたは、たとえ本人が「重度障害」「遷延性意識障害」と診断されたり、「全く反応がない人」「意思など存在しない人」「周りが決めてあげないとダメな人」と他者に言われた時でも、**意思決定能力の存在推定にしたいが、本人の意思決定支援について可能な限りの努力を続けることができますか？**

意思決定支援という言葉からすると、相手に対する働きかけばかりを意識しがちですが、実は重要なのは、支援者側の姿勢であるということを理解していただきたい。
支援者である私が「やってあげる」「決めてあげている」というスタンスになっていないか。

代理代行決定は効果は強いが副作用も大きい「劇薬」のようなものであると意識したい。

～さんの好きなこと、嫌いなこと

選好（preferences、好き嫌い）は、好きな食べ物や芸能人だけでなく、食べ方、場所、散歩ルート、におい、味、音、音楽、しぐさ、ことば、支援者、刺激、ほめられ方、温度、家族、住まい、旅行、店に入ったときにすること、などいろいろあります。

また、嫌いなこともたくさんありますが、上手く見つけられないこともあります。

【 身近な人の好きと嫌いをあげてみましょう 】

■ _____ さんについて

好きなもの・好きなこと

- ① _____
- ② _____
- ③ _____

嫌いなもの・嫌いなこと

- ① _____
- ② _____
- ③ _____

■ _____ さんについて

好きなもの・好きなこと

- ① _____
- ② _____
- ③ _____

嫌いなもの・嫌いなこと

- ① _____
- ② _____
- ③ _____

S さんのプロフィール

氏名：S さん	年齢：21 歳	性別： 男性
障害支援区分： 4	障害：知的障害・自閉スペクトラム症	
利用経緯と支援経過		
特別支援学校高等部在学中に A 生活介護事業所を体験利用し、高等部卒業後利用を開始した。20 歳までは両親と弟と生活していたが、保護者の意向もあり共同生活援助（グループホーム）の利用をはじめた。生活介護事業所の休日は移動支援を利用して外出をしている。		
ADL・IADL		
ADL については概ね自立しているが、洗髪・洗身は背中側に洗い残しがあるため、言葉かけと見守りをしている。家事についてはグループホームに移行して世話人とともに洗濯・洗濯干しを練習中である。金銭管理は週に 1 度生活費として世話人が渡している。買物についてはいつも利用している店の場合は支援者の介入がなくとも買い物ができるが、そうでない場合は支援要求がある。		
コミュニケーション		
集団活動は苦手で、自分からコミュニケーションをとることは少ないが、自分の話したいことについては一方的に話し続けることもある。何度も経験したことのある支援要求は言葉で表出できることもあるが、場所や相手等が変わると難しいことも多い。		

Sさんの記録（抜粋、括弧内は記録者）

日付	記 録	選好の抽出と、記述の検討
4月10日	ピング大会でピングしたが景品を全く欲しがらずでした。Tシャツがあり、出品した方が説明してくださり、そのTシャツを気に入りgetできました。（斉川）	そのTシャツを気に入りgetできました。「これ好き」と言っていました。白地に***(キャラクター)のプリント柄でした。***が好きだったのかもしれない。今度話題にしてみようと思います。（斉川）
4月11日	午前、午後共に眠気に見舞われていました。食事の進み具合もあまり順調ではなく、食欲が無い様子でした。お茶タイムのコーヒーは好んで飲んでいました。（江島）	お茶タイムは紅茶、日本茶、コーヒーの中から、自分でコーヒーを選んで平井に淹れてもらっていました。おかわりもコーヒーでした。好きなようですが、眠気覚ましと思っていたのかもしれない。（江島）
6月3日	チョコ作りの班になり話し合いを始めたのですが、誕生日が近いから食べたい!!と希望。作りたいより食べたいかなと感じました。（田中）	
6月14日	チョコ作りを楽しみにしていて自宅より、クッキーの型を持って来て下さいました。（江島）	
7月2日	研修のPさんとゴジラの話やお父さんお母さんの話を夢中になってしていました。（戸田）	
7月31日	班で***（お寿司屋さん）へ行き、帰りに「次いつお寿司行きますか」と言っていました。楽しかったのだと思います。（江島）	
8月10日	歯磨きのときハミガキ粉をつけていなかったたので「つけませんか」と聞いたら、嫌みたいました。（田中）	
9月9日	ラジオを付けたり消したりしぱくやっていました。アーティストへのこだわりなのかなーと思ったのだけど、ちょっと聞いてみればよかった。（田中）	
10月4日	午前K（事業所）ニュースを折る作業を2人でやっていたので、いい感じの雰囲気にもえました。（小川）	
11月5日	お弁当だいたい残さず食べるのですが、ニンジンが苦手なようです。（佐藤）	
12月20日	クリスマス会中とても集中して参加出来ていました。不穏な様子もなく楽しそうにしていたのでよかったと思います。（斉川）	

映像で学ぶ意思決定支援 高次脳機能障害・失語症の青木さんの場合

制作・著作 厚生労働科学研究費補助金
障害者の意思決定支援の効果に関する研究班

登場人物 青木：本人
馬場：病院の相談員
近松：相談支援専門員
堂本：行政職員（市役所 権利擁護課）
福田：近松の上司（意思決定支援責任者）
後藤：青木の元ヘルパー

シーン 1/3 意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ

近松 「皆様、お集まりいただきありがとうございます。青木さんの障害福祉サービスの利用支援計画を担当しております相談支援専門員の近松と申します。今回司会を務めさせていただきます。どうぞお願いいたします」

馬場 「現在、青木さんの退院に向けたサポートをしております相談員の馬場です。宜しくお願いいたします」

堂本 「市の権利擁護課の堂本です。宜しくお願いします」

福田 「近松の直属上司にあたります福田です。先日、意思決定支援の研修に参加しましたので、今日は近松のフォローに入りたいと思います。宜しくお願いします」

近松 「さて、今回課題となっているのは、青木さんの退院後の生活についてです。以前から青木さんとは『退院したら施設に行こうね』と話をしているのですが・・・」¹

堂本 「青木さんご本人の意思がはっきりしないんですね」²

近松 「そうなんです。ヘルパーも四六時中一緒に居られる訳ではありませんし、より手厚いケアが受

¹ 意思決定支援責任者（ファシリテーター）は中立的な立場から参加者の議論を促進する立場にある。冒頭からファシリテーター自身が施設への移行が望ましいかのような発言をすると、議論を誘導しているような印象を持たれてしまう。

² 意思決定支援（支援付き意思決定）の基本的原則（本ガイドラインⅡ章第3項「意思決定支援の基本的原則」（1））を意識することにより、本人不在の中で会議が進んでいくこと、本人の意思を十分に確認するための努力が払われないまま、支援者の見立ての下、本人の今後の処遇が検討されていることへの違和感を持つ必要がある。

けられる施設がいいのかなと思っているんです。青木さんは判断が難しいでしょうから、行政による成年後見申立の検討も必要かと考えています」³

福田 「・・・ねえ、近松さん、今日は、青木さんは？」

近松 「青木さんは、あの、この場に参加しても話し合いに参加することは難しいでしょうから、出席を要請していません」⁴

福田 「んー、ちょっと待って。それでは青木さんの意思が確認できないわよね？」

近松 「でも、失語症を患っていて、正直何を考えているか私たちにもわからないんです」⁵

福田 「先日受講した『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン研修』によると、どんなに障害が重たい人にも必ず意思がある。自分のことを自分で決める能力、つまり意思決定能力があることを推定することが大切、って言っていたわよ」⁶

堂本 「意思決定能力の推定ですか・・・。青木さんは失語症、高次脳機能障害と診断されていますし、コミュニケーションがうまく取れません。本当に自分で決められるのかどうか……」

福田 「まずは、本人の能力を否定する前に、私たちが可能な限り努力を尽くして、本人の意思をくみ取ることが必要です。そのために、本人が意思決定できるような最適な環境、ベストチャンスを整える必要があります⁷。……青木さんは、どんな時に意思を表現できるの？」

馬場 「あの一、皆さん、ちょっとよろしいでしょうか？ 青木さん、私には心を開いていると思うんです。先日、『施設に行きましょうね？』って言いましたら、ウン、とうなずいたように思います。これって意思表示ではないでしょうか？」⁸

福田 「信頼関係ができてるのは素晴らしいことですね。でも、それはどんな状況だったのですか？」

³ 一般的なコミュニケーションができないとの評価（必ずしも本人にコミュニケーション能力がないということを意味しないことに注意）から意思決定能力がないという考え方に行きついており、支援付き意思決定のプロセスを踏まずに、成年後見制度による代理代行決定アプローチの検討をしてしまっている。

⁴ 本人の意思決定能力（本ガイドラインにおける「判断能力」と同旨）如何にかかわらず、本人の希望や価値観、選好を把握するために、本人が会議に参加することが推奨される。また、意思決定支援・合理的配慮を提供することによって、本人が実質的に会議に参加できる可能性に目を向ける必要がある。

⁵ 失語症という障害のイメージに捉われ、それだけで意思決定能力がないと決めてしまわないよう、本人が意思を表出・表現できる可能性などを模索していく必要がある。

⁶ 全ての人に意思決定能力がある、と支援者が推定して本人への意思決定支援を提供することにより、本人自身が意思決定できる機会を提供する必要がある。

⁷ 本人の意思決定能力は本人のかかわる職員や関係者による人的な影響や環境による影響によって左右される（本ガイドラインⅡ章第2項（3）「人的・物理的環境による影響」）。本人にとって適切な環境や方法を支援者側が提供することによって、本人による意思決定が促進される可能性に目を向けた発言。

⁸ 本人との利害関係のある支援者側の言動や態度によって、当該支援者の価値判断をベースとした意思決定に誘導されている可能性がある。中立的な第三者やチームによる本人意思の吟味が必要と考えられる。脚注7も参照。

- ほかに誰かいましたか？」
- 馬場 「青木さんと私のふたりです。病院の相談室で、私の母が一人暮らしは何かと大変だと言っていた話をお伝えして。青木さんもひとりだと大変じゃないでしょうか、施設がいいんじゃないでしょうかと強くお勧めしたんです。そのときに」⁹
- 福田 「なるほど。それで青木さんが『施設に行く』という意思表示があったと馬場さんは理解したわけですね。・・・ただ、青木さんは馬場さんを心配させまいとして頷いたということはありませんか？」
- 馬場 「えっ？まさか・・・。あ、でも。そうかも」
- 福田 「青木さんは確か、身振り手振りで意思を伝えることもあったと聞いていますが、ほかの人にはどうだったのかな」
- 近松 「そうですね。私はあまり目にする機会はなかったんですが、以前からよく利用していたヘルパーの後藤さんとの間で、否定の場合には指を横に振るという仕草をしていたと聞いています」¹⁰
- 福田 「なるほど。後藤さんがいらっしゃると、そういうコミュニケーションができるんですね」
- 堂本 「そういえば、青木さんを以前担当していた者が、青木さんは初対面の方が多かったり、会議室のような堅い雰囲気では、極度に緊張して固まってしまうようだと聞いていましたね」¹¹
- 福田 「じゃあ、柔らかな雰囲気にするためには、たとえば青木さんが興味をもつような話題はないでしょうかね…… 相談員の馬場さん、何かありませんか？」
- 馬場 「そういえば青木さんは、同じ部屋の患者さんが車の話をしていたときに、身を乗り出して会話を聞いておられました」
- 福田 「車ですか」
- 馬場 「車といえば、青木さんを担当していたヘルパーの後藤さんが、青木さんは体調が良いときには、自宅の車庫のマイカーをよくいじっていたと話しておられて。また青木さんとよく車の話をされておられました」¹²

⁹ 本人の意思確認をする場合に、一方的な選択肢のみを提示し、そのメリットのみを強調する（あるいは他に取りうるる選択肢について、そのデメリットのみを強調する）と、支援者の価値観による誘導の要素が強くなる。たとえ職員等の価値観において不合理と思われる選択肢も含めて、本人にとっての利益・不利益（主観的な本人利益・不利益も含めて）を提示し、本人の適切な意思形成を図る必要がある（本ガイドラインⅡ章第3項「意思決定支援の基本的原則」（2））。

¹⁰ 本人の得意とする意思表示の方法を知っている人が支援に加わることで、本人の意図を支援者が汲み取ることのできる可能性が高まり、より適切な意思決定の環境を整えることができる。

¹¹ 本人にとって安心できる環境（不安な環境）に関する情報は、意思決定支援を行う支援者として把握しておくべき重要な情報である（本ガイドラインⅡ章第2項（3）「人的・物理的環境による影響」）。

¹² 脚注11参照。本人の興味のある事柄を把握しておくことは、本人が意思決定を行うための最適な環境を形成するうえで重要と考えられる。また、収集された本人の好き、嫌いを含めた価値観は、本人による意思決定や意思確認がどうしても困難な場面における本人の意思の推定ないし最善の利益に基づく他者による代理代行決定の場面においても重要な

福田 「どうやら元ヘルパーの後藤さんが青木さんにとってのキーパーソンそうですね。長い間のおつきあいで、青木さんも信頼していらっしゃるようですし。次回の会議には、ぜひ青木さんのサポートとして後藤さんに出席していただくのがいいでしょう」¹³

近松 「たしかに・・・それはいいかもしれませんね」

福田 「今回の話し合いは、青木さんの意思決定支援会議の事前会議と位置づけて、関係者の情報共有の場としましょう。皆さんには、今回の打ち合わせを踏まえて、青木さんといろんなコミュニケーションをとっていただきます¹⁴。次回の会議には青木さんも参加していただいて、青木さんの意思内容を確認していきましょう」

堂本 「もし、それでも青木さんの意思が確認出来なかったら、どうなるのですか？」

福田 「これ以上決定を先延ばしできない段階になっても青木さんの自己決定や意思確認が困難な場合は、青木さんのこれまでの行動や話しぶりから青木さんの意思を推定することを試みます。また、必要あれば成年後見制度の活用等も検討することになりますが……ま、それは次の話ですね¹⁵」

堂本 「退院が迫っているとどうしても結論を急ぎがちになってしまいますけど、きちんと手順を踏まえていく必要がありますね」

福田 「はい。今回の結論がどうなるにせよ、青木さんの暮らしと支援は続くのですから」

堂本 「そうですね。権利擁護課としても、その後のことも踏まえて、住まいに関する情報以外の情報も積極的に収集していきたいと思います」

考慮要素となりうる。

¹³ 本人をよく理解し、本人の得意なコミュニケーション方法等を把握している支援者・（利益相反の程度の低い）家族等が会議に参加することによって、本人への意思決定支援がより手厚く提供できる可能性もある。意思決定支援責任者としては、意思決定支援会議に本人にとって適切な関係者等が参加できるよう調整を図る必要がある（本ガイドラインⅢ章第5項「関係者、関係機関との連携」）。

¹⁴ 今回の会議までに、本人に対する十分な意思決定支援プロセスが経られていなかったことを考慮し、事後的にはあるが、今回の会議を「意思決定支援会議の開催準備」と位置づけ、支援者間において意思決定支援に関するコンセプト、プロセスの共有を行ったものである。次回の意思決定支援会議に向けて、改めて本人の意思や選好を把握し、本人による意思決定を促進するため、参加者に本人との面談を促している（本ガイドラインⅢ章第1項（1）意思決定責任者の役割）。

¹⁵ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合には、本人意思及び選好を推定するプロセスに移行することがある（本ガイドラインⅡ章第3項「意思決定支援の基本的原則」（3））。さらに、本人の意思を推定することすら困難な場合には、最終手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合もある（Ⅱ章第4項「最善の利益の判断」）。成年後見制度の活用についても、本人にとってのメリット・デメリットの検討、相反する選択肢の両立可能性についての検討、自由の制限の最小化等の検討を経たうえで決定されることが望ましい。今回の会議では、これらの判断の前に、まずは支援付き意思決定のプロセスを行うこととしている。

近松 「あー私は、相談支援専門員として青木さんと面談するわけですが、どのように情報収集をおこなったらいでしょうか？」

福田 「まずは青木さんのコミュニケーションや意思表示の方法が、さっきの指をふるだけの方法かどうか、よく見たほうがいいでしょう。たとえば表情なども詳しく見たほうがいいよね」

近松 「やってみます」

福田 「それから、後藤さん以外にも青木さんがよく話せる人がいないか、民生委員さんとか関係者の方からうかがってみるのがいいでしょう。そこから車以外のこだわりなども分かるかもしれないし、これまでの暮らしぶりについても、分かればなお良いわよね」

近松 「これまでの青木さんの暮らし方や生活の流れ、好きなことや嫌いなことをご存知の方がいるかどうか、他のヘルパーさんも含めて伺ってみたいと思います」¹⁶

福田 「よろしくお願いします。皆さんから得られた情報をどのように共有し、整理していくかについても、今後、検討出来ればいいですね。」

近松 「では次回の会議では、青木さんと面談した結果を持ち寄って、青木さんも交えて話し合います。みなさん、引き続きよろしくお願いします」

¹⁶ 庭木は比較的きれいでこだわりがある、食後のコーヒーを飲む時間が好きだったらしい、妻の写真、などのエピソードがあれば、すぐには役立たなくとも、その後のエンパワメント・モデルの相を含めて意思決定支援の関係性を形成できる方向につながるかもしれない。

シーン 2/3 本人の価値観や選好を発見・収集するための個別面談

後日 某カフェ

【ナレーション】

三日後、青木さんの意思を確認する場が設けられました。

会場には、青木さんが大好きな自動車が見える喫茶店を選びました。かつて青木さんを担当していたヘルパーの後藤さんも参加して和やかな雰囲気になり、青木さんもリラックスした様子でした。¹⁷

＜コーヒーを飲みながら車の話題。途中、窓の外の路面電車に関心を示したことから、青木さんが電車にも興味あることがわかった＞¹⁸

¹⁷ 講義でも指摘されているように、意思決定を行うためには、話しやすい時間、場所、相手など適切な環境条件があることを理解する。

¹⁸ これまでの会話やナレーションでも指摘されるように、支援者は、青木さんがもともと自動車を好きなことは理解していた。しかし喫茶店に来て、新しく好きなことが見つかったという流れを表現している。

【※講師向け注：このあたりは少し分かりにくいかも知れないので、受講者が混乱していたら後で補足してください。】

選好は支援に関係があり役立ちそうなこと（もの）だけを収集するという観点ではなく、いろんな好き嫌いを収集して差し支えない。直接的実利的に役立つものだけではなく、関係なさそうな選好も有益である。

【※講師向け注：その理由について考える時間を取っても良いでしょう。

（理由例1）選好の収集はエンパワメント・モデルの相でもっばら行われる。そこでの支援目的は、意思決定・表出に対するご本人の自己効力感を向上させ、次の意思決定をしやすい関係性を支援者との間に作っていくことにもある。これが好き、これが嫌い、を共に見つけ伝えることにも意味がある。

（理由例2）選好は収集・共有・蓄積・更新することが大切であり、今後も支援関係が継続するのであればなおのこと、後でインフォーマルな支援に結びつく可能性もある。また結果として、その人の全体性を知ることにもつながる。】

【ナレーション】

言葉が出ない青木さんのために、トーキングマットなどの意思決定支援ツールを活用。

＜トーキングマットで意思を確認している様子＞¹⁹

【ナレーション】

青木さんが日中どのように過ごすことを希望しているか、その他得意なことや苦手なことを確認するなど、繰り返し丁寧に青木さんの意思を探る作業が続けられました。²⁰

¹⁹ ここでトーキングマットは、PECSやピクトグラムなどのように、コミュニケーションのためのAACツールとして用いているのではなく、青木さんの好きなこと嫌いなこと、あるいはしたいこと（したくないこと）、大切なこと（大切ではないこと）などを選ぶやり取りを通じて、選好などの青木さんの情報を共有するために使われている。語彙などの能力が評価されるわけでもない。

その日の状況に合わせ、すべてのカードを使わないこともある。途中の会話も青木さんのことをよく知り、意思を表出していただくために用いられる。トーキングマットをより効果的に使うための原則・手順については、別途トーキングマットの研修で学ぶことが望ましい。

【※講師向け注：トーキングマットについては後の研修プログラムで説明がありますので、そこで概要を学んでください（プログラム構成によっては省かれることがあります）。】

²⁰ 意思決定支援の取組みについては、他のパートで述べられているように、青木さんと継続的な関わり合いをしていくことになる。そのため、この個別面談だけでなく、今後も繰り返し会うことが想定されている。可能ならば、青木さんの自宅でも会うなど、場所を変えて改めて本人の意向を確認することが望ましい。

シーン 3/3 意思決定支援会議の実践

- 近松 「みなさんお集まりいただきありがとうございます。相談支援専門員の近松です。今回は青木さんご本人と、以前からヘルパーに来ていただいている後藤さんにも来ていただいています」
- 後藤 「皆さんこんにちは。青木さん、ちょっと緊張してませんか？ コーヒー一口いかがですか？²¹」
(青木、コーヒーのんで一呼吸置く。)
- 近松 「では早速会議に入りたいと思います。この会議は青木さんに関する意思決定支援会議になります。意思決定支援ガイドラインには、『どんなに障がい重い人でも、本人には意思がある。どんな人にも自分のことを自分で決める能力、つまり意思決定能力があることを推定する』とあり……」
(青木、不安そうになる。後藤、青木の様子を見ながら)
- 後藤 「あの一、もうちょっとゆっくり、短めの言葉で、お願いできませんか？²²そうすれば青木さんはきちんと理解出来る方なので²³」
- 近松 「申し訳ありませんでした。ええと、この会議は……」
- 福田 「(やんわりと近松を制して) 青木さんの今後の住まいについて、青木さん自身が考え、決めていくための会議ですよ²⁴。この会議に参加する人のルール²⁵は、(指を折りつつ) ひとつは青木さんの気持ちを第一に考える、ふたつめは周りの価値観を青木さんに押しつけたりしない。みなさん、そういうことでよろしいですね？」
(支援者全員が頷く。福田がホワイトボード「青木さん第一」「押し付けない」と書き込む)
- 後藤 「青木さん、今回はみなさんと青木さんのことを考える会議ですよ²⁶」
(青木「ほ～」という感じで、軽く頷く。皆、それをみて少し和む。)
- 近松 「では今日のテーマは、『青木さんの退院後の住まい』についてです。相談員の馬場さんから、最近の青木さんとのやりとりについてお話いただけますでしょうか」
- 馬場 「はい。青木さんお一人のときに倒れてしまうと心配なので、施設っていうことも選択肢の1つと

²¹ 青木さんのルーティーンを尊重することは、緊張緩和のための工夫の一つと考えられる。

²² 青木さんが会議についていけない様子を見て、司会者の近松へ合理的配慮を求める発言

²³ 青木さんに意思決定能力があることを推定している立場からくる発言

²⁴ 簡潔に今回の会議のテーマと趣旨を説明。関係者に対しては、事前のプレミーティングにおいて意思決定支援に関するコンセプトを確認しておくことが望ましい。

²⁵ 意思決定支援会議におけるルールを設定。最善の利益重視の発想に陥らないように注意喚起。

²⁶ 青木さんが会議の趣旨を理解しているかどうかを確認するため、福田の発言を繰り返している。

して考えていたんですけども・・・、どうも青木さんは気が進まないようなんです。ちょっと見て下さい。」

（馬場、施設の写真を取り出して青木に示す。²⁷青木、しぶい顔をして、人差し指を遠慮がちに左右に振る。）

堂本 「青木さん、ここはイベントもたくさんあって毎日楽しくすごせる施設みたいです。この施設、気に入りませんか？」

（青木、困ったような表情。）

福田 「まあまあ、堂本さん、ちょっと待ってください。先日、青木さんと「日中の過ごし方」というテーマでトーキングマット²⁸を行ったんですよ。そのとき、「やりたいこと」を示すところには「のんびり」「テレビを見る」というカードが並びましたよね」

堂本 「なるほど……。やりたくないことは、何ですか？」

福田 「「やりたくない」ところには、「飲み会をする」「ゲームする」のカード並びました。青木さんはどうやら「家でゆっくりテレビを見て過ごすのが好きで、皆と一緒にイベントを楽しむのは苦手なようです。——私はこのように理解しましたが、青木さん、いかがですか？²⁹」

（青木、ニヤツとする。）

後藤 「あ、青木さんの「いいね」が出ましたね。³⁰——青木さん、ほかに家ではどんなことなさってましたっけ？」

（青木、何かを言いたそう。近松が何かを言おうとするが後藤がそっと手で制止³¹。周囲が青木を見つめて 10 秒待つ。）

青木 「・・・スモー、センシャ」

後藤 「そうそう、テレビで相撲を見たり、マイカーのお手入れをなさっていましたね」

近松 「こちらが、青木さんのご自宅の写真です³²」

後藤 「この車ね。とても大事になさっていて、パーツを分解して一生懸命磨いたりね。とっても丁寧に

²⁷ 言葉だけではなくパンフレット・写真等を用いて説明し、青木さんがどのような反応をするかを確認している。

²⁸ 英国の意思決定能力法（MCA）の行動指針でも紹介されている意思決定支援ツール「トーキングマット」。第2シーンで青木さんで行った結果を記録し、青木さんの選好や価値観の説明のために支援者に情報提供している。

²⁹ 福田が読み取った青木さんの選好や価値観について、自分の理解が正しいかどうかを青木さんに確認している。傾聴スキルの一つ。

³⁰ 青木さんをよく知る後藤が、青木さんのしぐさを見てその意図を言語化している。

³¹ 青木さんの意思表出には一定の時間がかかるため、支援者が先走らずに「待つこと」を求めている。

³² 青木さんの自家用車がイメージできるようなビジュアル（写真）を提供している。

洗車されて、ワックスがけして一生懸命磨いておられましたよね³³」

堂本 「先日、青木さんのお宅の前を通りかかったんです。正直、玄関の前とか柵の中はちょっと散らかっているんですけども、車庫内の車はほんとにきれいに洗車されていました。近所の民生委員さんも、よく鼻歌を歌いながら洗車をしていた青木さんの姿をお見掛けしていたそうです³⁴」

青木 （ん〜、と考えて） 「ジコクヒョウ³⁵」

近松 「ん、ジコクヒョウ、ですか？」

福田 「あ、おそらく時刻表の本ですね。この前カフェで路面電車見て、すごく盛り上がりましたよね。青木さん、車両番号まで覚えていらっしゃって、すごいですよね」

（青木、再びニヤツとする。）

後藤 「時刻表ってそういうことだったんですね。何度か時刻表とにらめっこしている青木さんをお見かけしたんですけど、てっきり旅行か何かに行きたいのかなと思っていましたけど、時刻表そのものが大好きなんですね。間違っていました³⁶」

近松 「青木さん、……やっぱり自宅に戻りたいですか？³⁷」

（青木、深くうなずく。）

馬場 「でも、実際問題、一人暮らしは……。青木さん、一人暮らしにご不安はないですか？³⁸」

（青木、再び難しい表情）

後藤 「青木さん、ヘルパーのいない時間帯で、ひとりぼっちの時間がありますよね。³⁹そんなときどうしましょうかって」

福田 「……ちよつとここで整理してみしましょうか。⁴⁰仮に青木さんが自宅に戻ることとします」

³³ 青木さんの普段の様子を知る後藤の発言から、青木さんが大事に思っている物事やルーティーンが推測できる。

³⁴ 後藤の発言を裏付ける（信用できる）事実として、民生委員からの聞き取り情報を提供。

³⁵ 一見すると文脈に合わない発言にも思われるが、青木さんは「相撲、洗車」と発言した後も、普段の生活で何をしていたかを思い出そうとしていたことがわかる。

³⁶ 普段の様子を見ている後藤であっても、青木さんの行動やについて全て正確に把握できているわけではない。関係者からの情報を収集し、情報を吟味しながら青木さんの選好や価値観を探っていくことが重要。

³⁷ 一見すると誘導的な質問にも思われるが、これまでの会話の流れから青木さんの意思を推し量ろうとして出た発言。

³⁸ 一人暮らしのメリットだけではなく、デメリットも青木さんに検討してもらうための発言。

³⁹ 青木さんが理解できるよう、より具体的な質問への落とし込みを行っている。

⁴⁰ 言葉のやり取りだけではなく、ホワイトボードに書き込むことによって、青木さんだけではなく、支援者の検討にも資する。

後藤 「（ボードを指しながら）あれ、青木さんの一日ですよ」

近松 「問題は、青木さんがひとりになる、12 時の時間帯と6 時の時間帯ですよ。大丈夫ですかね？」
（青木、「うーん」と悩んで居る様子。少し不安そう。）

馬場 「やっぱり施設のほうが安心じゃないですか。私は、それが一番、いいと思うんですけどね・・・⁴¹」
（青木、下を向きかける。）

福田 「（軽い感じで）馬場さん～、こちらのルール2を思い出してください⁴²（ホワイトボードを示しながら）。今日の会議の主役は青木さんなのですから、ね。青木さんの答えを待ちましょう。」

馬場 「あっ、ごめんなさい。そうでした。私としたらつい・・・」

近松 「堂本さん、市のほうで、この一人の時間帯を埋められるような何かサポートはありますでしょうか？」

堂本 「そうですねえ、近所の方に見守りをお願いしたり、多少費用は掛かると思うんですけど、有償ボランティアさんの方やお弁当屋さんによる定期訪問といった方法もあるかもしれないですね」

近松 「青木さんが一人になる時間帯は解消されそうですね」
（福田、ホワイトボードの「ひとり」を消す）

福田 「現時点で、青木さんが自宅で一人で暮らしたいということは、皆さんの共通理解でよろしいでしょうか？」

近松 「では、まず、自宅に戻ることにはしてみたいかがでしょうか。退院前に1泊2日程度の試行外泊を実施して、特に問題がなければ、退院手続きを進めていきましょう」

福田 「（ホワイトボードを見ながら）ただ、それで全ての結論が出たということにはしないでおきましょう。これからも青木さんの生活ぶりや気持ちの変化などを見守って、数ヶ月後にもう一度話し合いをする⁴³ということはいかがですか」

後藤 「（青木へ向かってゆっくり）青木さん、うちに帰りましょう。私たちヘルパーがうかがう時間を増やしたり、他にも訪問して下さる方を増やして頑張ってみましょう」

福田 「また皆さんに集まってもらって話し合いますからね。……青木さん、今後の住まいについて、青

⁴¹ 馬場の思いが出ている発言であるが、最善の利益（よかれと思って）に基づく発言であり、青木さんの意思に対する不当な介入・誘導に該当する可能性がある。

⁴² 福田が会議の冒頭で示したルールに基づいて、やんわりと馬場によるルール違反の発言を指摘。意思決定支援会議のコンセプトについて再度、確認を行っている。これによって青木さん自身が自らの意思を表明して良いのだという意識を持っていただく効果もある。

⁴³ 本人の意思決定は暫定的なものであり、変化しうるものである。自宅への帰宅（体験）を通じて、青木さんが今回の意思決定と異なる意思を表明される可能性もあるため、モニタリングの機会が必要。

木さんの思い、語ってもらえますか？⁴⁴」

青木 「よろしく」

(一同、「おお～」と驚く。)

近松 「では、具体的にその方向で話を進めていきましょう」

⁴⁴ 青木さんに意思決定能力があることを推定している立場からの発言

D. 考察

(1) 第1回試行的研修で再現性の評価が低かったスライドについて

2回実施した試行的研修における、研修の理解度及び再現性に関する質問紙調査の結果では、第1回の最低平均点がP. 41、P. 30、P. 54の3.6点、第2回の最低平均点がページP. 102、P. 47の4.0点であり、それぞれ3点以上となっているため、研修内容を理解することはできたものと考えられる。

一方、各スライドを、講師として話せるか5段階で評価した結果では、第1回の最低平均点が、P. 54・2.4点、P. 41・2.6点、P. 129・2.7点、P. 130・2.8点、P. 48・2.8点、P. 30・2.9点、P. 39・2.9点と3点未満のスライドが7枚あった。

第2回試行的研修では、P. 54及びP. 41を削除し、それ以外のスライドの説明を丁寧に行ったところ、第1回試行的研修のスライド番号に対応したスライドの評価に、次の表のような改善が見られた。

表 19

第1回研修のスライド番号	54	41	129	130	48	39	30
平均点	2.4	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9
第2回研修のスライド番号	削除	削除	123	124	49	41	32
平均点			3.8	4.0	3.4	3.3	3.5

第1回試行的研修で、講師として話せるかの評価の平均点が3.0点未満だったスライドは、次の通りである。

図 16 スライド 30 (2.9 点) → 第2回研修 3.5 点

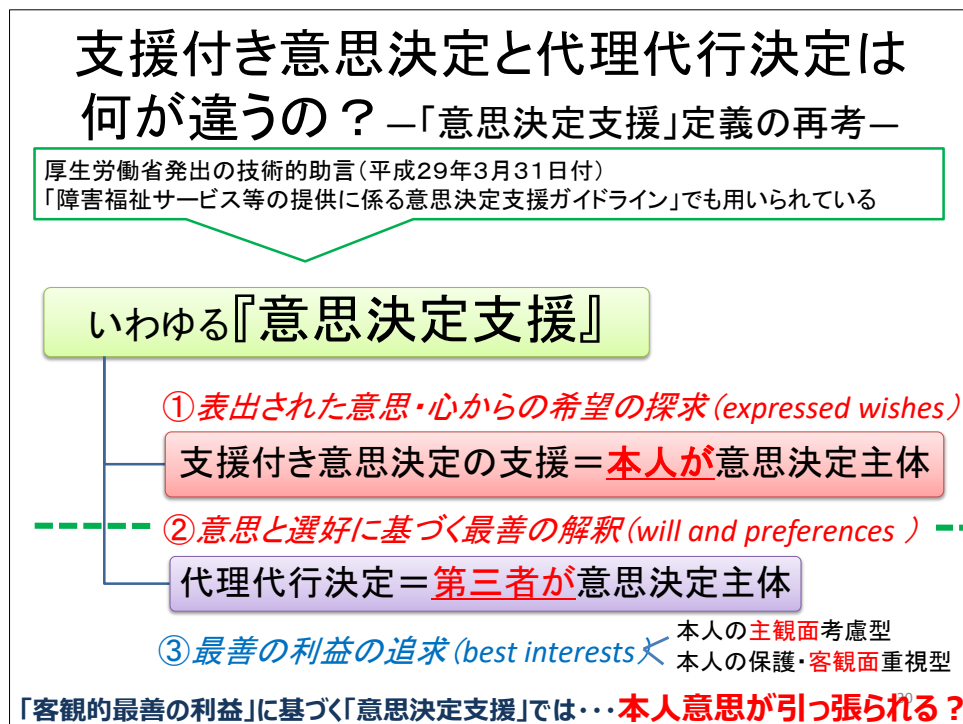


図 17 スライド 39 (2.9 点) → 第 2 回研修 3.3 点

	expressed wishes	best interpretation of will and preferences	objective best interests
和訳 (案)	表出された意思、 心からの意思(素から の意思)	意思と選好の最善の解釈	客観的な最善の利益
説明	支援者の傾聴によっ て表出された本人の 内なる意思・希望であ り、本人から意図的に 表出される意思決定 【その人が何を言っ ているか、何を本当に 願っているか、何がそ の人の生きる力に なっているか】 【What's important TO ME 】	本人から意図的に表出さ れたメッセージ(=意思)と、 意図的ではないが本人の 選好を明示する諸情報(= 選好)に基づき他者が解釈 する、本人の意思決定 【その人のメッセージが何 であると解釈できるか】 【What do you think is important TO HIM/HER 】	特に客観的な本人利益 を重視して他者が判断 する最善の利益 【その人のために何が 利益か、大局的・一般 的に考えたら何がそ の人にとって良いか】 【What's important FOR HIM/HER 】

図 18 スライド 41 (2.6 点) → 第 2 回研修・削除

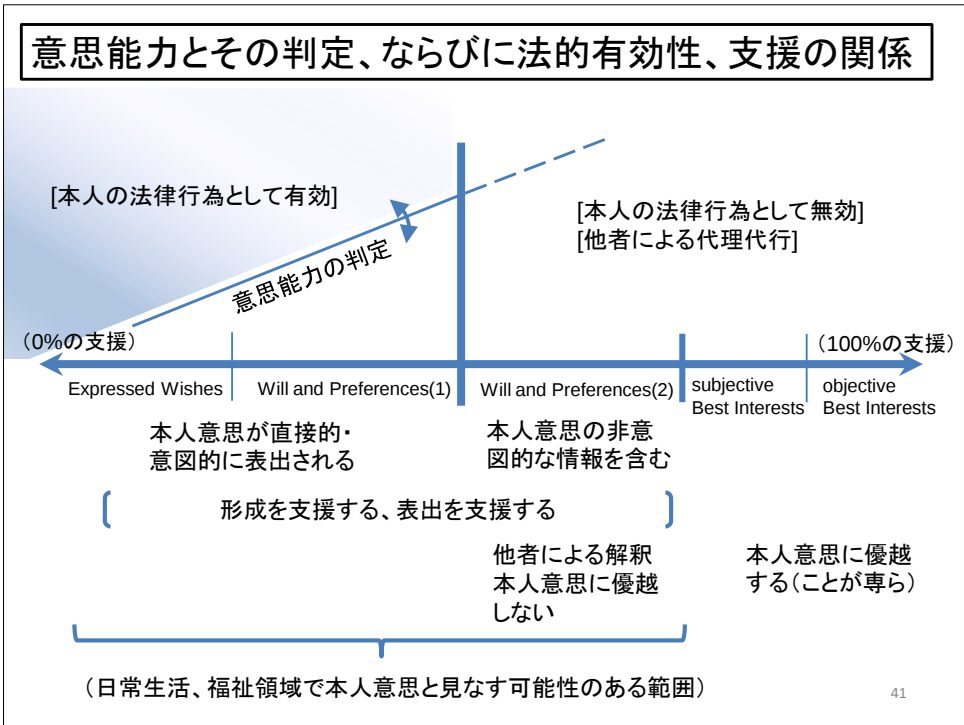


図 19 スライド 48 (2.8 点) → 第 2 回研修 3.4 点

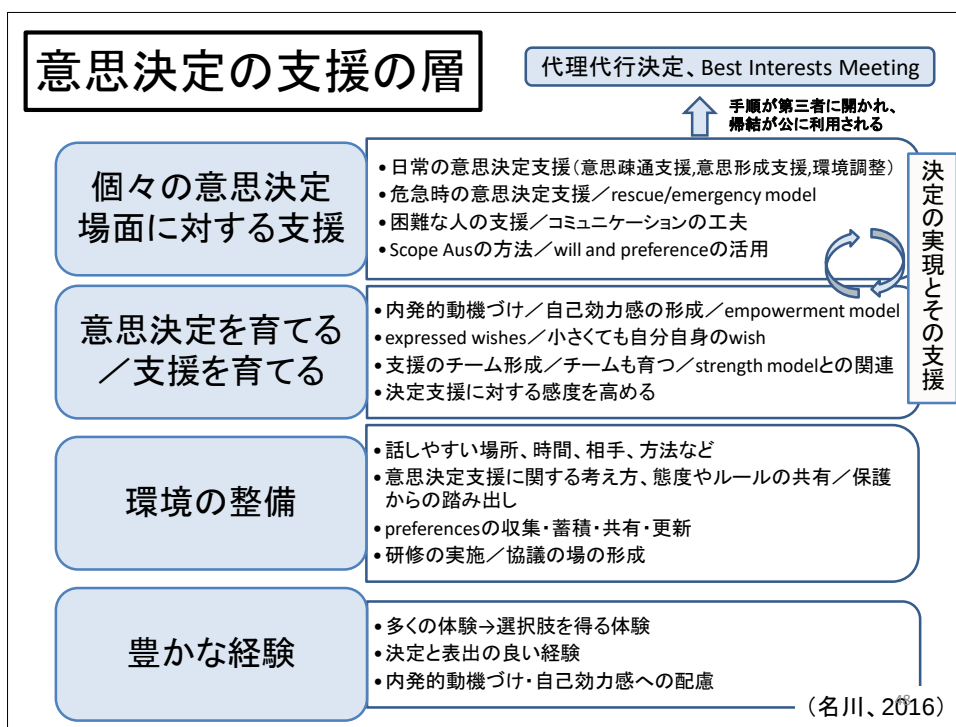


図 21 スライド 129 (2.7 点) → 第 2 回研修 3.8 点

グループワーク①

129

「選好」→好き・嫌いの拾い出しと記録化のための表現

- ▣ Xさんに関する仮想記録の断片から、Xさんの好き嫌いに
関わる記録を拾い出す
- ▣ 記録化のためにはどのように書けばよいか？
- ▣ Xさんにはどのような選好→好き嫌いが見出されるか？
- ▣ 今後、さらにXさんの選好→好き嫌いを知るためには、他に
どのような関わりができるか？またどんな場面が考えられる
か？

図 22 スライド 130 (2.8 点) → 第 2 回研修 4.0 点

グループワーク②

130

「～さんの好きなこと・嫌いなこと」

- ▣ 1 人の人を思い浮かべる（利用者、家族、友人など）
 - よく知っている人が望ましい
- ▣ その人の好きなこと・嫌いなことを、できるだけ多くあげてみ
よう
- ▣ 挙げた中で、最も好きなことは何だろう？最も嫌いなこと
はなんだろう？
- ▣ トップ 2、ワースト 2 について、どのように好き（嫌い）か、
どんなふうに出表されるか、いつ出表されるか、頻度は、な
ど書き出そう。

スライド 30、39、41、48 は、意思決定支援と代理代行決定（客観的最善の利益）との関係を解説する内容のスライドである。意思決定支援と代理代行決定の関係の整理については、本研究事業においても検討課題となったため、次の（１）で述べる。

スライド 54 は、オーストラリアで知的障害の人の意思決定支援研修を行っている団体 SCOPE のスライドをイメージとして挿入したもので、英語表記の資料への配慮を求めるアンケート記述があったため、削除した。

スライド 129、130 は、意思と選好の最善の解釈のための根拠となる事実を積み上げるための記録に関する演習のスライドである。第 1 回試行的研修の段階では、演習の内容が定まっていなかったため、講師として演習を進めることに難しさを感じたものと思われるが、第 2 回試行的研修においては、演習内容を確定して行ったため、評価が改善されたものと考えられる。

（２）意思決定支援と「最善の利益（代理代行決定）」の関係の整理について

意思決定支援ガイドラインの総論では、意思決定支援を次のように定義している。

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部，2017 年）。

意思決定支援ガイドラインにおいては、「支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する」ことが、意思決定支援の範囲に含まれているとも理解することができる。

一方、平成 29 年（2017 年）3 月に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を公表した後に、平成 30 年（2018 年）3 月には、大阪意思決定支援研究会（大阪弁護士会・大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部・公益社団法人大阪社会福祉士会・大阪家庭裁判所家事第 4 部総 括裁判官）が「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン（以下、「成年後見ガイドライン」という。）」を作成し、同年 6 月には、厚生労働省老健局が「認知症の人の日常生活・社

会生活における意思決定支援ガイドライン（以下、「認知症ガイドライン」という。）」を公表したが、これらにおける「最善の利益」の取り扱い、意思決定支援とは区別して示されている。

意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

2 基本的な考え方について

(2) 本ガイドラインで用いられる用語

① 意思決定支援

意思決定支援とは、特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が意思決定をするために必要な支援をする活動をいう。また、本ガイドラインでは、さらに、本人があらゆる支援を もってしても意思決定ができない、あるいは表明された意思を実現できない場合に、最後の手段として後見人等による代行決定へと至る一連のプロセスも検討の対象とする。

⑥ 代行決定

意思決定支援を尽くしても本人が意思を決定できない場合に、最後の手段として、後見人等が本人に代わって決定することをいう。意思決定支援と区別される概念。

⑦ 最善の利益 (best interest)

最善の利益は代行決定を行う場面において検討される概念であり、客観的最善の利益と主観的最善の利益に分類される。客観的最善の利益とは、支援者の価値観に基づき本人にとって客観的、合理的に良いと考えられるものをいうのに対し、主観的最善の利益とは、本人の希望や価値観などを最大限に考慮し、本人の価値観において最善と考えられるものを指す。いずれも本人以外の者により判断されるが、本ガイドラインでは 主観的最善の利益を採用し、意思決定支援におけるチームミーティング参加者により判断されるものと定めている。

なお、意思決定支援の場面においては、あくまで本人が表明した意思を中心に支援が行われる。ここでは主観的最善の利益も客観的最善の利益も検討されることはない。

（大阪意思決定支援研究会，2018 年）

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

- 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援

者による本人支援をいう。(脚注iv)

- 本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。(脚注v)

〈脚注iv〉本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。

本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している。

(厚生労働省老健局, 2018 年)

検討会議では、意思決定支援ガイドラインと、成年後見ガイドライン、認知症ガイドラインにおける、代理代行決定による「最善の利益」の取り扱いの違いについて検討した。

結論としては、本研修は、意思決定支援ガイドラインの内容に従って行うこととなるため、意思決定支援ガイドラインの定義を踏襲し、「最善の利益」も本研修の中で取り扱うこととした。ただし、概念上、「意思決定支援」と代理代行決定プロセスである「最善の利益」は区別されるべきものであることから、その点について研修の中で丁寧に説明することとし、本人の意思決定が困難な場合でも、本人の意思及び選好の最善の解釈について最大限の努力を行うことを基本とし、代理代行決定プロセスである「客観的最善の利益」の検討は、極めて限定された最後の手段であり、安易にそこに流れないように注意喚起することとした。

また、今後、意思決定支援ガイドラインが改訂される場合には、「最善の利益」について、代理代行プロセスとして位置付け、整理することを提言することとなった。

(3) 意思決定能力の判断と代理代行決定への移行について

「意思決定支援」と代理代行決定プロセスである「最善の利益」を区別することの概念図が、第2回試行的研修では削除したスライド41である。スライド41のタイトルは、「意思能力とその判定、ならびに法的有効性、支援の関係」となっており、[本人の法律行為として有効]と[本人の法律行為として無効][他者による代理決定]の間に縦に実践が引かれている。これが、意思決定能力の判定のライン

にあたる。

成年後見ガイドラインでは、意思決定能力の判断について、次の4つの要素を挙げている。

A) 情報の理解

当該意思決定に必要な情報を理解すること

B) 記憶保持 25

当該意思決定に必要な情報を頭の中に保持すること

C) 情報の比較考察

当該意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること

D) 意思の表現

自分の意思決定を口頭、あるいは手話その他の手段を用いて表現すること

これらを満たすことができない場合であって、その原因が、本人の障害や損傷によるものであることが確認された場合、意思決定能力がないと判断し、代行決定に移行するとしている。

また、認知症ガイドラインでは、意思決定能力の評価判定について、「本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、またそれを自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的に考える力）、その意思を表明できるか（選択を表明できる力）によって構成されるとされる。これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援、さらに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。」としている。

これらの意思決定能力の判定基準は、イギリスの2005年意思能力法（Mental Capacity Act 2005、以下「意思能力法」という。）において示されている基準を参考にしていると思われる。

意思能力法は、イギリスの成年後見を規定した精神保健法並びに持続的代理権授与法に代わる成年後見法とされている。

意思能力法では、5原則による一般原理が示されており、意思決定ガイドラインにおいても参考にしている。

第1原則 意思能力存在の推定

個人は意思能力が存在しないと証明されない限り、意思能力を有するものとみなされる。

第2原則 意思決定の支援を受ける権利

個人が意思決定できないと結論を下す前に、自ら意思決定できるようなあらゆる支援（サポート）を受ける権利がある。

第3原則 常識を外れたり、または賢明でないように思われる意思決定をする権利

個人が一見不合理であったり、愚かな意思決定をすることがあっても、意思決定できないとみなしてはならない。

第4原則 最善の利益の確保

意思決定能力のない者に代わってなされる行為ないし意思決定は本人の最善の利益の確保を旨とする。

第5原則 最小の制限的介入

意思決定能力のない者に代わってなされる行為ないし意思決定は本人の権利と自由に対する制限を最小限に抑えることを旨とする（新井・紺野，2009年）。

その上で、意思能力法では「意思決定ができない」ということについて次のように定義している。

1. 当意思決定に関係する情報を理解することができない。
2. その情報を頭の中に保持することができない。
3. その情報を意思決定の過程の一部として利用し、あるいは比較衡量することができない。
4. 自分の意思決定を他人に伝えることができない（新井・紺野，2009年）。

成年後見制度においては、本人の法律行為が法的に有効か無効かが問われる場面が想定されるため、意思能力の判定については厳密さが要求されるものと考えられる。

一方、意思決定支援ガイドラインが対象とする、障害福祉サービス等の提供に係る場面においては、例えば重度知的障害のある利用者への支援を考えると、意思能力の判定によって代理代行決定への移行を安易に正当化してしまうことが危惧される。意思決定支援ガイドライン研修においては、意思能力存在の推定の前提に立ち、本人の意思決定並びに意思及び選好の最善の解釈に基づき、最大限意思決定支援を行うことを強調することとした。

（4）研修映像の活用による意思決定支援会議のイメージづくりについて

研修映像として、意思決定支援会議の具体例を制作した。意思決定支援を概念の理解に留めることなく、受講者が実際の実践において活用できるようにするために、具体的な映像を通して演習を体験し、実践的に理解できるようにすることを意図したものである。研修のアンケート調査でも、次のような感想を得ることができた。

- ・映像をみながら分かりやすく理解することができた。
- ・ビデオを使いわかりやすくグループワークできた。
- ・会議の取り組み方を反省させられた。
- ・映像中のホワイトボードへの記入等、実践の参考になる。

研修の再現性を高める上でも有効であると考ええる。

E. 結論

意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム及び研修テキストの作成と、研修前後の受講者の意思決定支援に関する認識の変化の検証について研究を行った。

2 回に渡る試行的研修の受講者に対する調査結果から、研修内容の理解度及び研修講師としての再現性について概ね良好な評価を得ることができた。

検討会議で議論になった、意思決定支援ガイドラインにおける「最善の利益」の位置づけについては、本研究事業が意思決定ガイドラインを所与のものとして、その普及を図るための研修プログラムや研修資料の開発が目的であり、意思決定支援ガイドラインの内容への検討が目的ではないため、今後の見直しに向けての検討課題として指摘しておきたい。

また、研修の開催経費については、平成 31 年(2019 年)度より地域生活支援事業の成年後見制度普及啓発事業として実施する場合、補助の対象となることが、厚生労働省が平成 31 年 3 月 7 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された。

しかし、研修の講師養成の仕組みがないため、民間の自主的な取組に依存せざるを得ない。また、意思決定支援ガイドライン研修は制度上位置づけられていない任意の研修であるため、研修の実施について自治体が積極的に取組むよう周知を図ることが必要である。

研修プログラム並びに研修スライド資料、研修映像の作成については、研究協力者の皆様に多大なご協力をいただいたこと、また、試行的研修に受講者として協力してくださった皆様に感謝したい。

本研修は、2 回の試行的研修により作成したものであるため、今後現場で研修が行われることにより、さらに改善が図られるものと考ええる。

本研修の普及を通じて、障害のある人の意思が尊重され、本人主体の支援が進むことの一助となることを願っている。

引用文献・参考文献

- 厚生労働（2017 年）「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」, 3, 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
- 大阪意思決定支援研究会（2018 年）「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」, 2-3
- 厚生労働省（2018 年）「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」, 2, 厚生労働省老健局
- 新井 誠・紺野包子(2009 年)「イギリス 2005 年意思能力法・行動指針」, 2, 112, 291-292, 民事法研究会

Watson, J., & Joseph, R. (2011), People with severe to profound intellectual disabilities leading lives they prefer through supported decision making: Listening to those rarely heard., 1, 17, developed by Scope

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

なし

H. 知的財産権の出願・取得状況

なし

別紙 4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	該当なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
飯島 節	エンド・オブ・ライフ：日本老年医学会の立場表明	日本臨牀	76(Suppl. 5)	378-382	2018
飯島 節	高齢者のリハビリテーションの特徴	日本臨牀	76(Suppl. 7)	671-675	2018
飯島 節	せん妄との鑑別	日本医師会雑誌	147	S66-S67	2018
Ouchi Y, Toba K, Ohta K, Kai I, Shimizu T, Higuchi N, Shimazaki S, Iijima S, Suwa S, Nishimura M, Ninomiya H, Aita K	Guidelines from the Japan Geriatrics Society for the decision-making processes in medical and long-term care for the elderly: Focusing on the use of artificial hydration and nutrition.	Geriatr Gerontol Int.	18(6):	823-827	2018

令和元年5月20日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 飛松 好子

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
2. 研究課題名 障害者の意思決定支援の効果に関する研究
3. 研究者名 （所属部局・職名） 研究所 脳機能系障害研究部・研究員
（氏名・フリガナ） 今橋 久美子（イマハシ クミコ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	☒	☐	☒	国立障害者リハビリテーションセンター	☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

令和元年5月20日

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 飛松 好子

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 障害者の意思決定支援の効果に関する研究
- 研究者名 （所属部局・職名） センター・顧問
（氏名・フリガナ） 中島 八十一（ナカジマ ヤソイチ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	☒	☐	☒	国立障害者リハビリテーションセンター	☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和元年5月10日

厚生労働大臣 殿

機関名 医療法人財団 秀行会

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 中村 哲郎

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 障害者の意思決定支援の効果に関する研究
- 研究者名 （所属部局・職名） 介護老人保健施設ミレニアム桜台・施設長
（氏名・フリガナ） 飯島 節・イイジマ セツ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	☒	☐	☒	国立障害者リハビリテーションセンター	☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☐ 無 ☒ （無の場合はその理由：研究代表者の所属機関に管理についての審査等を依頼しているため）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☐ 無 ☒ （無の場合は委託先機関：国立障害者リハビリテーションセンター）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成31年3月29日

厚生労働大臣 殿

機関名 日本社会事業大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 神 野 直 彦 印

次の職員の平成30年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業

2. 研究課題名 障害者の意思決定支援の効果に関する研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 准教授

(氏名・フリガナ) 曾根 直樹 (ソネ ナオキ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。